

令和6年度
倉敷市立短期大学
点検・評価報告書



倉敷市立短期大学

目次

序章	3
第1章 理念・目的	4
1.1. 現状説明	4
1.2. 長所・特色	5
1.3. 問題点	5
1.4. 全体のまとめ	5
第2章 内部質保証	6
2.1. 現状説明	6
2.2. 長所・特色	14
2.3. 問題点	15
2.4. 全体のまとめ	15
第3章 教育研究組織	16
3.1. 現状説明	16
3.2. 長所・特色	18
3.3. 問題点	19
3.4. 全体のまとめ	19
第4章 教育課程・学習成果	20
4.1. 現状説明	20
4.2. 長所・特色	30
4.3. 問題点	31
4.4. 全体のまとめ	31
第5章 学生の受け入れ	32
5.1. 現状説明	32
5.2. 長所・特色	43
5.3. 問題点	44
5.4. 全体のまとめ	44
第6章 教員・教員組織	45
6.1. 現状説明	45
6.2. 長所・特色	52
6.3. 問題点	52
6.4. 全体のまとめ	52
第7章 学生支援	54
7.1. 現状説明	54
7.2. 長所・特色	65
7.3. 問題点	66
7.4. 全体のまとめ	66
第8章 教育研究等環境	67
8.1. 現状説明	67
8.2. 長所・特色	74

8.3.	問題点	74
8.4.	全体のまとめ	75
第9章	社会連携・社会貢献	76
9.1.	現状説明	76
9.2.	長所・特色	80
9.3.	問題点	80
9.4.	全体のまとめ	80
第10章	大学運営・財務	82
第1節	大学運営	82
10.1.1.	現状説明	82
10.1.2.	長所・特色	89
10.1.3.	問題点	90
10.1.4.	全体のまとめ	91
第2節	財務	92
10.2.1.	現状説明	92
10.2.2.	長所・特色	94
10.2.3.	問題点	94
10.2.4.	全体のまとめ	94
終章		96

序章

本学は、1968（昭和 43）年創立の倉敷市立倉敷保育専門学院を嚆矢とする。倉敷市立倉敷保育専門学院は、昼間は地元繊維関係企業で働き、夜間は保育を学ぶ「勤労学生の学び舎」であった。1974（昭和 49）年に倉敷市立短期大学に改組され、1994（平成 6）年には地元産業界からの請願によって、アパレル・アートの専門家養成を目指す服飾美術学科を新設した。さらに 2003（平成 15）年には、保育と服飾美術の両学科の課程の上に、大学改革支援・学位授与機構認定の専攻科（保育臨床専攻・服飾美術専攻）を設置し、現在は両専攻とも特例適用専攻科に認定されている。倉敷市は「子育てするなら倉敷で」と言われる施策を進めてきており、本学が立地する児島地区は全国有数の繊維のまちでもある。本学の保育と服飾美術の両学科及び両専攻は、こうした地域の特色を反映していると言える。

2017（平成 29）年度に、大学基準協会による第 2 期認証評価を受審した結果、本学は短期大学基準に適合していると認定され、特に、社会連携・社会貢献の取り組みが長所として評価された。その一方で、シラバスの改善と、校舎建物の耐震化、学生支援スタッフ体制の充実、内部質保証システムにおける自己評価委員会の役割と位置づけの明確化の 4 点が努力課題となった。

この指摘を踏まえ、企画運営協議会が責任組織となって教職協働で改善に取り組み、2021（令和 3）年度に改善報告書を大学基準協会に提出した。同協会による「改善報告書に対する検討結果」では、内部質保証システムにおける自己評価委員会の役割と位置づけの明確化を除く 3 項目に関して引き続き一層の努力が望まれるとの意見を付されたものの、今後の改善経過について再度報告を求める事項はないとの評価を受けた。なお、指摘事項の 1 つであった校舎の耐震化に関しては、その後、キャンパスを移転、新築する計画が決定したことで、課題は解消する見込みである。

今般提出する点検・評価報告書は、前回の認証評価受審から 2023（令和 5）年度までの本学の活動全般について、大学基準協会が定める 10 の基準に沿って実施した点検・評価の結果をとりまとめたものである。この間、「倉敷市立短期大学中長期ビジョン」の策定や、「内部質保証を推進するための方針」を始めとする各種方針の整備、服飾美術学科 3 コース制の導入、両学科及び専攻科のカリキュラム改編、専攻科の入学定員の増員、専攻科保育臨床専攻の倉敷市保育所等会計年度任用職員（パート職員）制度の拡充、専攻科服飾美術専攻の特例適用専攻科認定、地域連携委員会や大学活動推進委員会の設置を含む委員会組織の再編、役職者選考規程の改訂等、本学の規模や特性に合った内部質保証システムの機能向上に自主的、主体的に取り組んできた。

予定されている本学のキャンパス移転を契機として、「地域に密着した高等教育機関として、幅広い教養と創造力・実践力を身につけた人材を育成するとともに、地域の発展に寄与する。」という本学の理念の実現を目指して、今後も尽力していきたい。

第1章 理念・目的

1.1. 現状説明

1.1.1. 短期大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学科・専攻科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学科・専攻科の人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容 評価の視点2：短期大学の理念・目的と学科・専攻科の目的の関連性

本学は、理念・教育目的（根拠資料1-1【ウェブ】）として、「地域に密着した高等教育機関として、幅広い教養と創造力・実践力を身につけた人材を育成するとともに、地域の発展に寄与する」を理念とし、その目的を「保育及び服飾美術に関する専門的な理論と実務的な技能の教授及び研究を行うことにより、教養豊かな社会人を育成すること」と定めている。

各学科及び専攻科においては、短期大学全体の理念に基づき、全学の目的に則した各学科及び専攻科ごとの教育目的を定めている（根拠資料1-1【ウェブ】）。

以上のことから、短期大学の理念・目的を適切に設定し、またそれを踏まえ、各学科及び専攻科の教育目的を適切に設定していると判断できる。

1.1.2. 短期大学の理念・目的及び学科・専攻科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：学科（又は専攻課程）・専攻科に設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示 評価の視点2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による短期大学の理念・目的、学科・専攻科の目的等の周知及び公表
--

短期大学及び各学科及び専攻科の理念・目的は、「倉敷市立短期大学学則」第1条及び第3条、第42条に明記している（根拠資料1-1【ウェブ】、1-2）

短期大学及び各学科及び専攻科の理念・目的は、ホームページ及び『KURATAN CAMPUS GUIDE』（根拠資料1-1【ウェブ】、1-3）等をととして学内外に公表するとともに、毎年、『倉敷市立短期大学規程集』（根拠資料1-4【ウェブ】）を全教職員に配付している。また、学生に対しては学則を掲載した『学生便覧』（根拠資料1-5）を全員に配付し、入学時のオリエンテーションで周知を図っている。

以上のことから、短期大学の理念・目的及び各学科及び専攻科の教育目的を学則等に適切に明示し、教職員、学生及び社会に対して周知・公表していると判断できる。

1.1.3. 短期大学の理念・目的、各学科・専攻科における目的等を実現していくため、短期大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

・認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定

本学は、2023（令和 5）年に「地域に開かれ、地域と協働する市立短期大学」を標榜した「倉敷市立短期大学中長期ビジョン」を定めた（根拠資料 1－6【ウェブ】）。これは、本学全体及び各学科及び専攻科の中長期計画や方針を整理したもので、「倉敷市立短期大学の在り方等の検討結果報告について」（2009（平成 21）年）（根拠資料 1－7【ウェブ】）や「倉敷みらい創生戦略」（2015（平成 27）年）（根拠資料 1－8【ウェブ】）を基礎とし、それらを継承するものとして、倉敷市の長期計画である「倉敷市第七次総合計画」（令和 3 年度～12 年度）（根拠資料 1－9【ウェブ】）及び中期計画である「倉敷市行政改革プラン 2020」（根拠資料 1－10【ウェブ】）を踏まえて策定された。

現在、倉敷市は公共施設個別計画（根拠資料 1－11【ウェブ】）及び児島地区公共施設複合化基本構想（根拠資料 1－12【ウェブ】）の下、倉敷市児島地区公共施設再編整備基本計画に基づいて、本学キャンパスの児島市街地移転の計画を進めている（根拠資料 1－13【ウェブ】）。「倉敷市立短期大学中長期ビジョン」は、キャンパス移転に伴う施設・設備の改善に加えて、施設の複合化に伴う教育研究機能の向上や、市民及び倉敷市とのより密接な連携による地域貢献の推進等、公立短期大学としての本学が将来あるべき姿を明確化し、本学の進むべき方向性を学内外に示すものとなっている。なお、校舎の新築によって、前回の認証評価で努力課題として指摘のあった校舎の耐震化の課題は解消する見込みである。

1.2. 長所・特色

なし。

1.3. 問題点

なし。

1.4. 全体のまとめ

本学の理念を踏まえた短期大学の理念・目的及び各学科及び専攻科の教育目的は適切に設定され、『倉敷市立短期大学規程集』、『学生便覧』、ホームページ等に明記し、学内外に周知・公表されている。キャンパス移転に向けて、倉敷市が掲げる各種の中長期計画に基づき「倉敷市立短期大学中長期ビジョン」を策定している。以上のことから、本学は、理念・目的を適切に設定し、それらを実現するための中長期ビジョンを定めていると判断できる。

第2章 内部質保証

2.1. 現状説明

2.1.1. 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・ 内部質保証に関する短期大学の基本的な考え方
- ・ 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学科・専攻科その他の組織との関係
- ・ 教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

内部質保証のための全学的な方針及び手続は、「内部質保証を推進するための方針」（根拠資料2－1【ウェブ】）に定めている。「内部質保証を推進するための方針」は、内部質保証を推進する「目的」、「方針」、「実施体制（1）組織」、「実施体制（2）手続き」から成り、その他の各種方針とともに、本学ホームページに掲載して学内で共有すると同時に社会に対して公表している（根拠資料2－2【ウェブ】）。

（ア）方針

内部質保証に関する短期大学の基本的な考え方は、「内部質保証を推進するための方針」の中で、「倉敷市立短期大学の理念に則して、教育研究、社会貢献、管理運営等の大学の諸活動に関する自己点検・評価を実施し、その結果に基づく改善のための取り組みを恒常的に行うことにより、本学の教育研究等の質を向上させる継続的な仕組み（以下、「内部質保証」という。）を構築することによって、本学の教育研究等に係る適切な水準の維持及びその充実に資することを目的とする。」と明記している。

本学では、「学則」（根拠資料1－2）第66条の規定に基づいて企画運営協議会を置き、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として位置づけるとともに、その役割を「自己点検・評価の基本方針及び実施計画の策定、結果の報告、改善・向上のための支援並びに授業評価の実施、活用及び外部評価、その他内部質保証に関すること」として「倉敷市立短期大学企画運営協議会規程」（根拠資料2－3）に定めている。同様に「内部質保証を推進するための方針」においても、「本学は短期大学全体の内部質保証の推進に責任を負う組織として企画運営協議会を置き」、その役割を「学長を委員長とし、自己点検・評価の基本方針の策定、自己点検・評価の実施結果の点検、改善事項の管理を行うことにより、内部質保証システムを推進する。」としている。

教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針としては、「内部質保証を推進するための方針」の中で、「本学の理念を実現するために、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針及びその他の方針に照らしながら、教育研究活動及びその他の大学の諸活動を自己点検・評価した上で、その結果の検証及び改善の一連のプロセスを適切に展開させることで、教育研究等の質の継続的な向上を図る。また、内部質

保証システムが適切に機能しているかについても、定期的に検証し、その結果を改善・向上に結びつける。」と明示している。

(イ) 手続き

内部質保証のための全学的な手続きに関しては、「内部質保証を推進するための方針」の中で、次のように示している。

- 1 学長は、最高責任者として、全学的な立場から内部質保証システムの推進に責任を負う。
- 2 学長は、企画運営協議会に対し自己点検・評価の基本方針の策定、及び自己点検・評価の実施について指示する。学内の各組織は、大学活動推進委員会の指示に基づいて自己点検・評価を行う。大学活動推進委員会はその結果を『年報』及び『短大組織自己点検・評価報告書』として取りまとめ、年度末に企画運営協議会に報告する。また、大学活動推進委員会の指示に基づいて、非常勤講師を含む全教員は学生による授業評価を行う。大学活動推進委員会はその結果を取りまとめ、企画運営協議会に報告する。
- 3 企画運営協議会は、学長の指示のもと、報告内容の検証を行い、改善が必要であると判断した場合は、当該組織に対し期限を付した上で、改善活動を行うことを指示する。
- 4 当該組織は、改善指示に対して改善活動を行い、その結果を企画運営協議会に報告する。企画運営協議会は、学長の指示のもと、内部質保証の観点から改善事項の達成状況について検証するとともに、関係報告書等の公表について大学活動推進委員会に指示する。
- 5 学長は、「外部アドバイザー委員会」を招集し、自己点検・評価の結果を基に、本学の教育活動の編成、研究活動、地域貢献活動等運営に関する事項についての協議及び評価を、学外の有識者に依頼する。「外部アドバイザー委員会」の詳細については、「倉敷市立短期大学外部アドバイザー委員会規程」（根拠資料 2-4）に定める。なお、学長は、「外部アドバイザー委員会」での協議概要を教授会に報告し社会に公表するとともに（根拠資料 2-5 【ウェブ】）、評価結果や意見を学校運営に反映するよう努めるものとする。

（根拠資料 2-1 【ウェブ】）

以上のことから、本学は、内部質保証のための全学的な方針及び手続きを明示し、学内で共有されていると判断できる。

2.1.2. 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点 1：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備 評価の視点 2：全学内部質保証推進組織のメンバー構成

内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制に関しては、「内部質保証を推進するための方針」（根拠資料 2-1 【ウェブ】）の「実施体制（1）組織」及び「実施体制（2）手続き」に全体像を示している。前述のとおり、本学は学長のリーダーシップのもと内部質保証の推進に責任を負う組織として企画運営協議会を置き、自己点検・評価の実施を担当する組織として「教授会規程」（根拠資料 2-6）第 5 条の規定に基づいて大学活動推進委員会を置設している。この内部質保証システムに係る学内組織を図示すると、図 1 のようになる。

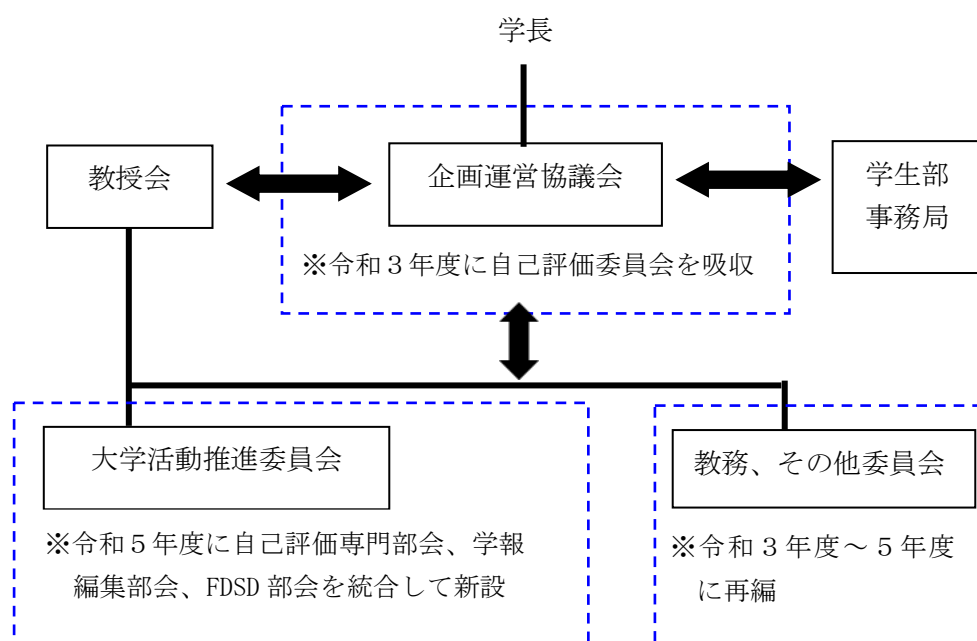


図 1 内部質保証システムに係る学内組織

企画運営協議会は、内部質保証を推進する責任組織として、本学の教育の質の向上を図るための企画・設計を行うとともに、その全学的なマネジメントに従事する。さらに、自己点検・評価の基本方針の策定、自己点検・評価の実施結果の点検、改善事項の支援・管理の責務を担っている。構成員は、学長、学生部長、附属図書館長、学科長（保育・服飾美術各 1 名）、事務局長、学生部教員主幹（教務委員長）、事務局補佐級以上の計 8 名とすることを「企画運営協議会規程」で定めている（根拠資料 2-3）。

大学活動推進委員会は、学生による授業評価の実施及び点検結果の取りまとめ（学生による授業評価）、学科その他の学内組織の自己点検・評価の実施及び点検結果の取りまとめ（『短大組織自己点検・評価報告書』）（根拠資料 2-7）、短大全体の教育研究活動の取りまとめ（『年報』）（根拠資料 2-8 【ウェブ】）、及び授業方法やカリキュラム内容を改善・向上させるための組織的取り組みと、大学等の運営に必要な知識・技能を身に付け、能力・資質を向上させるための研修（FD・SD研修）を実施する。構成員は、学長が指名する教授 1 名、各学科から選出された委員各 2 名、事務職員 1 名の計 6 名であ

る旨、「大学活動推進委員会規程」に定めている（根拠資料2－9）。

各種委員会の中で、教務委員会は教学マネジメントにおける重要な役割を負っていることから、学生部教員主幹（教務委員長）が企画運営協議会のメンバーとなっている。教務委員会は企画運営協議会の指示や支援の下、学科や学生部などの関係部局と連携しながら、授業方法やカリキュラム内容の検討を始めとする、本学の教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上に取り組んでいる。

以上のことから、本学は学長のガバナンスのもと、内部質保証の推進に責任を担う全学的な体制を整備していると判断できる。

2.1.3. 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定
評価の視点2：全学内部質保証推進組織による学科・専攻科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み
評価の視点3：学科・専攻科その他の組織における点検・評価の定期的な実施
評価の視点4：学科・専攻科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施
評価の視点5：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応
評価の視点6：点検・評価における客観性、妥当性の確保
評価の視点7：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施

「学位授与方針（以下、「ディプロマ・ポリシー」）」、「教育課程の編成・実施方針（以下、「カリキュラム・ポリシー」）」及び「学生の受け入れ方針（以下、「アドミッション・ポリシー」）」の策定のための全学としての基本的な考え方は、「3つのポリシーの策定に関する方針」（根拠資料2－10【ウェブ】）に定めている。策定単位は全学（学科、専攻科）、学科（保育、服飾美術）、専攻科（保育臨床専攻、服飾美術専攻）ごととし、策定方針としては、「本学の理念・目的及びその下に定めた学科・専攻科の教育目的等に根ざし」、「各ポリシーの一貫性・一体性・整合性に留意」するとともに「社会に向けてわかりやすく公開するため、できるだけ具体的に記述」するとしている。さらに、「企画運営協議会を責任組織として、企画運営協議会及び各学科及び専攻科において「3つのポリシー」の適切性・妥当性を年度ごとに検証し、必要に応じて改善を図って」いくことを、見直し方針として掲げている（根拠資料2－10【ウェブ】）。

企画運営協議会は、内部質保証システムを推進する主要な組織の長及び代表者が月に2から3回の頻度で集まり、「企画運営協議会規程」及び「内部質保証を推進するための方針」に基づいて、以下のとおりのPDCAサイクルに沿った年間活動を行っている。まず、年度当初に企画運営協議会において「年間重点項目」（根拠資料2－11）を定め、単年度のビジョンと目標を教授会に提示する。その後、毎回の会議で短期大学の諸課題の集約と対応方針の検討を重ねつつ、各学科及び専攻科、その他の組織に対する指示や支援を日常的・継続的にフィードバックする。そして、年度末には全ての組織が『短大組織の自己点

検・評価報告書』（根拠資料2-7）や『年報』（根拠資料2-8【ウェブ】）、『学生の研究・活動』（根拠資料2-12）等によって取り組みの自己点検・評価を行った結果を、大学活動推進委員会がとりまとめ、学長を委員長とする企画運営協議会で「重点課題への取組結果および自己評価」（根拠資料2-13）として評価・分析を行った後、次年度に向けた課題等を新たな「年間重点項目」として教授会で共有している。

各学科及び専攻科、その他の組織における点検・評価の定期的な実施については、以下の通りである。

（ア）各学科及び専攻科

まず、年度当初の教授会で提示された短期大学全体の「年間重点項目」及び前年度の『短大組織の自己点検・評価報告書』に記載した各学科及び専攻科の課題に基づき、新年度の各学科及び専攻科の方針を組織内で確認・周知するとともに、「教員目標設定・成果ふり返しシート」（根拠資料2-14）の作成及び個別面談の実施をとおして、全学及び学科、教員個人の活動目標等の一貫性・整合性を図るように努めている。

その後の各学科及び専攻科の教育活動に対する点検・評価は、企画運営協議会との密接な連携の下、ほぼ隔週で開催する学科会議の中で継続的・恒常的に行われる。一方で、定例的・計画的な点検・評価は、「学修成果の測定・評価に関する方針(以下、「アセスメント・ポリシー」)」（根拠資料2-15【ウェブ】）に従って、全学レベルと教育課程レベル、授業科目レベルで、入学時と在学中、卒業・修了時に実施する。入学時には、「アドミッション・ポリシー」を満たす人材かどうか、在学中には、「カリキュラム・ポリシー」に沿った学習が進められているかどうか、卒業・修了時には「ディプロマ・ポリシー」に定める能力が身についたかどうかについて、それぞれ年度ごとに点検・評価する。さらに、学科会議においては、企画運営協議会とのコミュニケーションの下、教育活動以外の様々な議題についても継続的・恒常的な協議をとおして点検・評価を実施している。

年度末には、大学活動推進委員会に提出する『短大組織自己点検・評価報告書』や『年報』等において、教育活動を始めとする学科運営に係る全ての活動の実施状況と課題を取りまとめて自己点検・評価し、次年度の改善に繋げている。

（イ）その他の組織

事務局、学生部、付属図書館、子育てカレッジ等の組織においては、年度当初に倉敷市企画財政局の「組織目標設定シート」（根拠資料2-16）を作成し、年間の活動方針を定める。

職員は、各組織の目標に基づいて、年度の間と期末に「行動評価採点シート」と「目標管理シート」の作成及び面談を実施するとともに、定例の打ち合わせ会において組織としての活動の実施状況や課題等を継続的・恒常的に共有する体制を敷いている。さらに、子育てカレッジは年3回の「子育てカレッジ実行委員会」を開催し、外部委員や学生を含めた構成員による活動の振り返りを定期的に行っている。

年度末には、大学活動推進委員会に提出する『短大組織自己点検・評価報告書』や『年報』等において、組織の運営に係る全ての活動の実施状況と次年度の課題を取りまとめて自己点検・評価し、次年度の改善に繋げている。

上記のとおり、各学科及び専攻科、その他の組織は、年度を通じた継続的・恒常的な点

検・評価の結果を年度末に振り返り、活動の実施状況と次年度の課題を取りまとめて『短大組織の自己点検・評価報告書』または『年報』として周知する。企画運営協議会では、これらの課題を検証し、短期大学全体の「年間重点項目」を選定する。「年間重点項目」のうち、全学での取組が必要なことは企画運営協議会を中心に改善・向上の計画を立て、関係部局との間で実施方法や手順を協議しながら、トップダウンで取り組む。また、特定の学科及び専攻科、その他の組織に係ることは、企画運営協議会のスーパーバイズの下、学科会議や部局会議等を中心に改善・向上の取り組みをボトムアップで進めている。さらに、計画が中期的な期間に及ぶ場合には、学内の組織を横断する会議体の立ち上げや、学外委員の招へいによって、各学科及び専攻科の点検・評価結果に基づいた改善・向上が確実に行われるよう工夫している。例えば、2021（令和3）年度には、「倉敷市立短期大学服飾美術学科再生会議」を設置し、倉敷市企画経営室長を交えて、受験生の確保や服飾美術学科の組織力強化に向けたロードマップ等について協議した。2022（令和4）年度からは「服飾美術学科再生会議」を「学科再生会議」に拡大し、各学科及び専攻科がそれぞれの教育目標に則した改善・向上に向けた取り組みを、企画運営協議会と連携しながら進めているところである。

2017（平成29）年度の大学基準協会による短期大学認証評価では、4項目の努力課題が付された。この指摘を踏まえ、企画運営協議会が責任組織となり、関係部局等が連携しながら改善に取り組み、2021（令和3）年度に、その改善結果を改善報告書として大学基準協会に提出した。同協会による「改善報告書に対する検討結果」（根拠資料2-17）には、3項目に関して引き続き一層の努力が望まれるとの意見を付されたものの、今後の改善経過について再度報告を求める事項はないとの評価を受けた。前述の3項目についても毎年度の自己点検・評価において改善の取り組みを続けた結果、指摘事項の一つである校舎の耐震化に関しては、2023（令和5）年3月に策定された倉敷市の「児島地区公共施設複合化基本構想」（根拠資料1-12【ウエブ】）に盛り込まれ、校舎の移転・新築により課題は解消する見込みとなった。

本学では、学校教育法施行規則第172条の2で公表が義務化された事項に加えて、教職員の社会活動や学外での学生の実践活動に関する情報、「学生の授業評価」や「卒業時の学修成果に関する調査」等の各種調査結果をホームページに掲載し、社会に公開することで、透明性の高い大学運営に努めている。これらのデータに基づき、学外の視点から短期大学の教育活動を点検するために、地域の専門家・有識者から成る「外部アドバイザー委員会」を設置している。同様に、保育・教育実習やインターンシップは、本学の教育について学外からの意見を聴取する機会ともなっている。また、「子育てカレッジ実行委員会」では、学外の保育・教育・福祉・医療関係者だけでなく学生も実行委員となっており、多様な視点を取り入れることによって、自己点検・評価における客観性・妥当性を高める工夫を施している。さらに、学生の入学や卒業の状況を始めとする大学運営の実態は倉敷市議会及び同総務委員会に報告され、質疑に対する応答を行うとともに、意見や要望が出された場合には企画運営協議会で検討し、自己点検・評価に反映するように心がけている。

以上に述べた本学の内部質保証を推進するためのシステムに従って、改善・向上のための取り組みを行った結果、具体的には次のような成果を得た。

まず、短期大学の方針等については、企画運営協議会の主導で、各学科及び専攻科、担

当委員会、部局と連携しながら、「3つのポリシー」の点検と改正（2021（令和3）年度、2022（令和4）年度）、各種方針の策定及び改正（2021（令和3）年度、2022（令和4）年度、2023（令和5）年度）を行った。

次に、大学運営・組織に関しては、企画運営協議会を責任組織として、学年歴の変更（2020（令和2）年度）、委員会再編による負担軽減と責任の明確化（2019（平成31）年度～2022（令和4）年度）及びそれに伴う「倉敷市立短期大学役付職員選考規程」の改正（2022（令和4）年度）を実施した。

また、学生の受け入れ・学習においては、卒業時の学修成果に関する調査の着手（2021（令和3）年度）、成績評価（GPA制度）の見直し（2022（令和4）年度）、専攻科定員倍増（2022（令和4）年度）等を、企画運営協議会及び担当委員会、部局が担った。一方、各学科及び専攻科等を主体とする活動は、保育学科では倉敷市の保育所等会計年度職員（パート保育士）制度の拡充（2021（令和3）年度）、入試方法の変更（2024（令和6）年度予定）に取り組み、服飾美術学科では3コース制へのカリキュラム改編（2020（令和2）年度）、服飾美術専攻の特例認定化（2023（令和5）年度）、服飾美術学科カリキュラムの見直し（ファッション企画論、デニム学、アパレル総論、インターンシップ等の授業の開講・改善）等を実施した。

さらに、現在、本学のキャンパスを児島市街地に移転し、施設が複合化される計画が進行中、短期大学としての教育の質の向上や地域との連携強化等が強く求められている。企画運営協議会を中心に、これらの中長期的な課題に全学をあげて継続的・恒常的に取り組むとともに、自己点検・評価に基づいた改革・改善の成果を社会に向けて適切に説明・証明することができるよう、本学の内部質保証システムの整備に一層努める考えである。

以上のことから、本学の内部質保証システムは、内部質保証の方針及び手続きに基づき有効に機能していると判断できる。

2.1.4. 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点2：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点3：公表する情報の適切な更新

学校教育法施行規則で定められている教育活動等の状況に関する情報（教育研究上の目的、教育研究上の基本組織等）（根拠資料2-18）に加えて、自己点検・評価に関するデータとして、「学生による授業評価」と「卒業時の学修成果に関する調査」の結果（根拠資料2-19【ウェブ】）、『年報』（短大の現況、社会活動、教員の主要業績、入試結果、進路状況、カリキュラム、学生生活、主な行事、事業予算、他）、『学生の研究・活動』、「外部アドバイザー委員会報告書」、大学基準協会での認証評価を受審する際に提出した「自己点検・評価報告書」等を冊子またはホームページで公開している。その他の諸活動に関しては、本学の理念である「地域に密着した高等教育機関として」の活動状況を示す

ことを目的に、公開講座や出張授業、「子育てカレッジ」のイベントや専門研修講座、倉敷市産学共同研究事業、その他の教職員と学生の社会連携・社会貢献活動に関する資料等を、ホームページの「地域連携」及び学科のInstagramやフェイスブック等のSNSに掲載している。

公表する情報は、資料を作成する学科・専攻科その他の組織の責任の下で最新のものをアップロードし、修正や更新が必要な場合は、随時、各組織や個人が直接アップデートすることができる。また、更新すべき資料が入手できないケースやネットワーク管理者による作業が必要なものについては、情報システム・IR委員会が情報を集約し「短大ホームページの修正作業について」（根拠資料2-20）に示した要領で手直しが行われることになっている。

なお、保育学科及び専攻科保育臨床専攻では、教職免許法施行規則の規程を踏まえ、教職課程に関する点検を実施し、結果をホームページに公表している（根拠資料2-21【ウェブ】）。以上のことから、本学では、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等をホームページ等で適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていると判断できる。

2.1.5. 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価 評価の視点2：点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用 評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上
--

全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価については、大学活動推進委員会が作成する『短大組織の自己点検・評価報告書』等の自己点検・評価に関する資料に基づき、年度当初に教授会で示した短期大学全体の「年間重点項目」の達成状況を企画運営協議会において検討するなかで実施している。

近年の点検・評価結果に基づく内部質保証システムの改善・向上の具体的な事例は、次のとおりである。

2017（平成29）年度の大学基準協会による短期大学認証評価の結果、本学は、「企画運営協議会、自己評価委員会、教授会（下部組織の各委員会を含む）等の各役割や位置付けの明確化・統一化を図るなど、貴短期大学の規模及び実情を踏まえ、内部質保証システムの構築が望まれる。」とする努力課題を付された。この指摘を受けて、2018（平成30）年度の企画運営協議会において、本学の全学的なPDCAサイクルの点検・評価を行った後、自己評価協議会の形骸化と、教授会の下部組織である各委員会活動の硬直化という課題の改善に向けた取り組みを、以下の手順で実施した。

- 1 2019（令和元）年度から、新たな組織と体制の在り方について、企画運営協議会で協議を始めた。
- 2 2020（令和2）年度には、形骸化が指摘された自己評価委員会を企画運営協議会に統

合することを決定し、関連する規程等を改正した後、2021（令和3）年度から施行した。さらに、この組織改編の狙いを明示するために、企画運営協議会において「内部質保証を推進するための方針」を新たに定め、内部質保証の目的と方針、実施体制等を学内に周知するとともに、ホームページで公開した。

- 3 以上の点を含めた「改善報告書」を2021（令和3）年に大学基準協会に提出したが、その後も、自己点検・評価に係る3つの部会（自己評価専門部会、学報編集部会、F・D・S・D部会）を統合した大学活動推進委員会の新設を始めとする全学の委員会・部会等の組織再編を遂行し（根拠資料2-22）、各委員会の活動の効率化と適正化を進めるとともに、教職員の負担を軽減することによる活動の活性化を図った。さらに、教職員が委員会活動及び大学運営に腰を据えて取り組むことができるよう、委員会委員の任期の延長及び、「倉敷市立短期大学役付職員選考規程」の改正を行った。

このように、本学は2020（令和2）年度と2022（令和4）年度に内部質保証システムの改善に向けた新しい体制の整備を行い、2021（令和3）年度と2023（令和5）年度からその運用を段階的に始めた。

企画運営協議会の改革によって、内部質保証システムにおける企画運営協議会の位置づけと権限が明確になり、その他の委員会や部局との連絡・調整などのコミュニケーションが円滑に行われるようになった。また、全学の委員会改編の成果と課題については、教授会での各委員会からの活動報告を基に、企画運営協議会で定期的に点検を続けているところである。

なお、コロナ禍の際には、内部質保証システムを機能させるために、次の措置を講じた。まず、2020（令和2）年3月17日の教授会において、学長直属の組織である倉敷市立短期大学危機管理対策推進室（以下、危機管理対策推進室）の設置を決定した（根拠資料2-23）。危機管理対策推進室は、学長を委員長とする企画運営協議会と連携して、事実確認や情報収集を行い、通常時の対応判断や改善指示などの役割を担った（根拠資料2-24）。また、危機管理対策推進室のもとにワーキンググループ（学生支援、授業方法検討、学内環境保全、人的管理等）を置き、活動を支援する体制を敷いた。さらに学内の委員会規程を改正し、2023（令和5）年度からは危機管理対策推進室を危機管理委員会に改組して運営している。なお、「内部質保証を推進するための方針」に則して、危機管理対策推進室並びに危機管理委員会は、大学活動推進委員会の『短大組織の自己点検・評価報告書』に年次報告書を提出し、企画運営協議会からのフィードバックを基に改善・向上に向けた取り組みを行っている。

以上のことから、本学では、内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果に基づいて改善・向上に向けた取り組みを行っていると判断できる。

2.2. 長所・特色

現在、計画が進行中のキャンパスの市街地移転と施設の複合化に向けて、本学の規模及び実情に合った内部質保証システムを学内で検討し、組織・制度の効率化と適性化を進める中で、トップダウンとボトムアップを取り混ぜながら、教育の質の向上と魅力化のための改革を計画的に実現してきた。

2.3. 問題点

内部質保証システムの新たな体制を始動してから日が浅いことから、その成果を確かめるために、点検・評価の結果を体系的・経年的に集積する必要がある。

特に、内部質保証システムの推進のための I R の活用に関しては、情報システム・I R 委員会を 2023（令和 5）年度に立ち上げたものの、データの分析結果に基づいて学生の入学から卒業までの一貫した学修アウトカムを総合的に把握するには至っていない。I R に投じることのできる人的・物的資源が限られた中で、本学の教育改善・改革の進展をどう実現していくかが課題である。同様に、本学の点検・評価活動の実務を担う大学活動推進委員会についても、初年度である 2023（令和 5）年度は、短期大学内の様々な情報を収集・統合し、学内での活用に供するという基礎的な取り組みから始めている。データの評価・分析や、それに基づく提言の発信という役割の付与については、今年度の委員会活動の実態を注視しながら企画運営協議会において検討する考えである。

2.4. 全体のまとめ

「現状説明」として記述したように、本学は、短期大学の理念・目的を実現するために、内部質保証の方針及び手続の明示や全学的な責任体制の整備に努めている。また、内部質保証の実態や機能においても、全学の内部質保証推進に責任を担う企画運営協議会と自己点検・評価を所管する大学活動推進委員会を主軸とした体制の下、内部質保証システムを機能させ、恒常的・継続的に教育の質の保証及び改善に取り組んできた。特に、キャンパスの移転と施設の複合化に向けて、本学の規模と実情に合った内部質保証システムの点検及び改善を進め、教育の質の向上のための改革を計画的に実現してきた点は、本学の長所と考えられる。

以上のように、本学の内部質保証システムは、短期大学基準に照らして概ね適切な状態にある。一方で、改革の成果を検証するためのデータの活用には課題があると認識している。今後も引き続き、内部質保証システムについて定期的に検証し、必要な点検及び改善を図るとともに、内部質保証に関する情報公表を進めていく。

第3章 教育研究組織

3.1. 現状説明

3.1.1 短期大学の理念・目的に照らして、学科・専攻科、その他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：短期大学の理念・目的と学科・専攻科、附置研究所、センター等の組織構成との適合性
評価の視点2：教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性
評価の視点3：学問の動向、社会的要請、短期大学を取り巻く地域の環境等に配慮した組織編成

本学は、「地域に密着した高等教育機関として、幅広い教養と創造力・実践力を身につけた人材を育成するとともに、地域の発展に寄与する。」という理念の下（根拠資料1－1【ウェブ】）、保育学科、服飾美術学科及び専攻科保育臨床専攻、専攻科服飾美術専攻で構成される短期大学である。

学則第1条に掲げている「保育及び服飾美術に関する専門的な理論と実的な技能の教授及び研究を行うことにより、教養豊かな社会人を育成することを目的とする。」という本学の目的に基づき、各学科、専攻科の目的が学則でそれぞれ定められ、各学科及び専攻科が構成されている（根拠資料1－2、根拠資料3－1【ウェブ】）。学則の定める目的を達成するために、各学科及び専攻科、付属図書館、子育てカレッジ（親子交流広場“くらっこ”）等の教育研究組織を編成している（根拠資料3－1【ウェブ】）。

本学の理念を実現するために、「3つのポリシー」及びその他の方針に照らしながら、教育研究の継続的な質向上と活性化を図っている。また、教育研究組織が適切に機能しているかについても、定期的に検証し、その結果を改善・向上に結びつけるよう取り組んでいる。

活動内容についての点検・評価を適切かつ効果的に行うため、「短大全体の社会活動」として公開し、これらの適切性については、内部評価として『年報』において点検を行っている（根拠資料2－8【ウェブ】）。外部評価についても、認証評価の定期的な受審や外部組織による点検評価を受けている。公益財団法人大学基準協会による2017（平成29）年度短期大学認証評価を受審、短期大学基準適合認定を受け、その結果をホームページにて公開している（根拠資料3－2【ウェブ】）。この他、外部アドバイザー委員会で教育研究組織について点検・評価を受けている（資料2－5【ウェブ】）。

以上のことから、本学は理念と目的に沿った活動を行うことができる教育研究組織を備えている。

保育学科は短期大学士及び幼稚園教諭二種免許状（選択）、保育臨床専攻は学士（教育学）及び幼稚園教諭一種免許状（選択）の取得を可能とする（根拠資料1－2【ウェブ】）。

免許授与を可能とする教職課程を置くため、保育学科のみではなく全学的に教職課程を実施する視点をもって教育にかかわり、自己点検・評価、学習成果の把握の実施と公表に

取り組んでいる。学生が必要な資質・能力を身に付ける観点から学期ごとポートフォリオを用いた個人面談で学生の修学の様子やニーズの充足について振り返り、学科全体で課題を共有・改善に努めている。ほか、「アセスメント・ポリシー」に則り学習成果の測定・評価を実施、その結果を公表しており（根拠資料 2-15【ウェブ】）、教育改善を恒常的に行うための教育成果の可視化に努めている（根拠資料 3-3【ウェブ】）。また、免許授与に必要な単位取得に関する修学指導を学科全体できめ細やかに行うなど、法令等により求められている事項を遵守している（根拠資料 2-21）。

このように、教職課程の運用状態は、本学の内部質保証体制の充実に係る方向性と整合し、学修者本位の教育の実現を尊重する観点から適切に運用されている。

本学の理念と目的と地域からの要請との関連については、地域貢献を担う適切な活動として、子育てカレッジの開設、公開講座の開催、市内 10 大学との倉敷市大学連携講座の開催、出張授業制度の設置、倉敷市立倉敷翔南高等学校との高大連携、産学共同研究、まちづくり共同参画（根拠資料 3-4【ウェブ】）などを実施し、これらの活動は毎年まとめたうえ、ホームページにより公開している『年報』で情報発信している（根拠資料 2-8【ウェブ】）。

地域との連携については多くの成果を上げている。公開講座、倉敷市大学連携講座は各教員が生涯教育的観点やその年のトレンドを取り入れた内容（根拠資料 2-8【ウェブ】、3-6【ウェブ】）で定期的実施し、10 年目を迎えて市民に定着している。開始当初から参加してきた「倉敷市 50 周年記念事業『倉敷未来プロジェクト』（2017（平成 29 年～）」（根拠資料 3-4【ウェブ】）において、地域経済分野の専任教員を中心に学生や教員らが児島商工会議所や地域住民らと協力し地域活性化活動や地域交流を行ってきた（根拠資料 3-5【ウェブ】）。地元児島地区の主要産業である繊維産業及びまちづくりにかかわる近年の動向、変化は著しく、本学教員の繊維産業に関する専門知識や経済学の専門知識、活動の起爆剤となる学生の活動力は、地域や企業の各種課題の取り組みに欠かせないものとなり、年々発展的に相互関係を向上させ、継続的に参画している（根拠資料 2-7【ウェブ】、3-4【ウェブ】、3-5【ウェブ】）。

保育学科においては、保育士不足解消や現任保育士の質向上といった課題について、倉敷市民間保育園・認定こども園施設説明会（共催）、倉敷市幼稚園教員資格認定試験準備研修・保育士試験準備研修、倉敷市幼稚園教諭免許状更新講習、保育現場等での各種講演・研修会・ワークショップ・研究指導助言、保育士のキャリア支援研究など、それぞれの教員の専門分野を生かして行政や業界からの要請に応じて学科を挙げて協働・参画している（根拠資料 2-8【ウェブ】）。

このように、本学は組織的に市民との交流の促進、学外の企業との共同研究の推進、行政との協働、教育研究活動の成果の発信を通じて地域社会の要請に応えている。

3.1.2 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の定期的な点検・評価 評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上
--

本学は、内部点検・評価として、半期ごと学生による授業評価を行い、それに基づき教科担当教員は自己点検レポートを作成、大学活動推進委員会（旧自己評価専門部会等）が集約し「学生による授業評価報告書」を作成、大学ホームページで公開している。年度末には各学科及び委員会、事務局、学生部、附属図書館がその活動や課題をレポートにまとめ、倉敷市立短期大学短大組織自己点検・評価報告書として大学ホームページで公開している（根拠資料 2-7）。このほか、教育の成果を可視化し、教育改善を恒常的に行なうことを目的として、「ディプロマ・ポリシー」に即した評価指標に基づき、本学学生の学修成果を測定・評価するとともに、本学における教育活動の恒常的な改善・向上に努めている（根拠資料 2-15【ウェブ】、3-1【ウェブ】）。

外部点検・評価として、定期的に外部アドバイザー委員会による評価及び短期大学機関別認証評価を受審している（根拠資料 3-2【ウェブ】）。短期大学機関別認証評価には、2017（平成 29）年に公益財団法人大学基準協会による評価を受審、結果本協会の短期大学基準に適合していると認定され、認定の期間は 2025（令和 7）年 3 月 31 日までとなった（根拠資料 3-2【ウェブ】）。

前述したように、本学では定期的な点検・評価の機会を設け、実施している。その結果については、大学ホームページなどを通じて、広く公開するに至っている。「本学の理念を実現するために、「3つのポリシー」及びその他の方針に照らしながら、教育研究活動及びその他の大学の諸活動を自己点検・評価した上で、その結果の検証及び改善の一連のプロセスを適切に展開させることで、教育研究等の質の継続的な向上を図る。また、内部質保証システムが適切に機能しているかについても、定期的に検証し、その結果を改善・向上に結びつける。」（根拠資料 2-1【ウェブ】）。

実施体制として、2023（令和 5）年より「内部質保証の取り組みを適切に進めるために、本学は短期大学全体の内部質保証の推進に責任を負う組織として企画運営協議会を置き、自己点検・評価の実施を担う組織として大学活動推進委員会を置くこと」となった。この体制変更も、自己点検・評価に基づくものである。具体的には、点検結果を分析し、FD・SDなど学内の出取り組み内容に反映させる実働部分の充実とそれによる改善・向上の実現を目指している（根拠資料 2-1【ウェブ】）。

3.2. 長所・特色

本学は、理念と目的として、「地域に密着した高等教育機関として、幅広い教養と創造力・実践力を身につけた人材を育成するとともに、地域の発展に寄与する。」（根拠資料 3-1【ウェブ】）を掲げている。

人材育成の観点から、保育学科、専攻科保育臨床専攻では、地元を中心に、多数の優秀な保育士・幼稚園教諭等を輩出し、服飾美術学科、専攻科服飾美術専攻では、アパレル企業、デザイン業界、一般企業、地方公団体などへの有能な人材を輩出してきた（根拠資料 3-5【ウェブ】）。

近年の傾向として、学生は短大卒業後も、さらに高度な専門的な知識を獲得することを求め、専攻科への進学や他大学への 3 年次編入希望者が増えつつある。そのニーズに応えるため、2022（令和 4 年）度から専攻科入学者定員数を両学科とも 5 名から 10 名に増やし

た。専攻科保育臨床専攻では2015（平成27）年、専攻科服飾美術専攻では2022（令和4）年に特例適用専攻科の適用認定を受け、その翌年より学位授与に関する単位を認定できるようになり、さらに人材育成体制を充実させている。

また、前述のように、本学教員は倉敷市の主な産業である繊維産業と主な事業である子育て支援に寄与するための地域からの要請に応える組織や活動として、それら関連課題に関する研究、子育てカレッジの運営、倉敷市内の繊維産業企業との産学共同研究を行い、地域貢献している。定めた短大設置の理念に基づいた活動を可能とし、相互的发展を目指す可能性を有することは、本学の長所であり、特徴である。

3.3. 問題点

教育研究組織の検証効果をより高めるために、年度末に刊行される『短大組織自己点検・評価報告書』（根拠資料2－7）で教育研究活動の実績を分析し、点検を行っている。これまで、企画運営協議会が主にその役割を担ってきたが、分析、点検に伴う多大な業務内容を担うこと、結果内容を十分に下部部会組織に伝え改善に結び付ける結果に至りにくいことが問題であった。これについては、適切性の検証における、責任主体と権限においては、企画運営協議会の下部組織である自己評価委員会が検証組織となっていないため、権限及び手続を明確化する必要性も指摘されていた。また、地域貢献活動についても、『年報』などで各教員や学科ごとが個々に請負う活動のとりまとめる形で行っていたため、その効果を点検しより効果的な提供するには至っていなかった。

これらの課題を問題点として解決する手立てとして、今年度から地域連携委員会や大学活動推進委員会を設けるなど委員会を再編し新体制をスタートさせ、内部質保証向上を目指している（根拠資料2－1【ウェブ】）。

3.4. 全体のまとめ

本学は、適切な組織運営を目指して、内部・外部から定期的点検・分析評価を行い、それを短大運営に生かすよう継続的に取り組んでいる。近年の大きな改革として、2023（令和5）年度より内部質保証を向上的に行うための組織改編に取り組み、運用を始めた。

以上のことから、本学は理念と目的に沿った活動を行うことができる教育研究組織を備え、学問の動向、社会的要請、短期大学を取り巻く地域の環境等に配慮しながら、社会とそのニーズの変化や多様化に対応して、不断に教育の内実を検証して絶えず改善に努め、教育研究組織の改編を実施している組織である。

第4章 教育課程・学習成果

4.1. 現状説明

4.1.1. 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

本学は、本学の理念・目的（根拠資料1－1）に基づいて策定した大学全体の「ディプロマ・ポリシー」（根拠資料4－1【ウェブ】）の下、各学科及び専攻科に「ディプロマ・ポリシー」を定めている（根拠資料4－1【ウェブ】）。保育学科及び専攻科保育臨床専攻の「ディプロマ・ポリシー」は、「知識・技能」「汎用的技能応用力」「創造的思考力」「態度・志向性」の観点ごとに定められ、服飾美術学科及び専攻科服飾美術専攻の「ディプロマ・ポリシー」は、「知識・技能」「創造力・実践力」「態度・志向性」の観点ごとに明確に示されている。各学科及び専攻科の「ディプロマ・ポリシー」は、毎年度見直しを行い、年度当初の教授会において教職員に周知を図るとともに、本学ホームページや大学案内（キャンパスガイド）（根拠資料1－3）等で公表している。

以上のことから、本学は、授与する学位ごとに、「ディプロマ・ポリシー」を定め、公表していると判断できる。

4.1.2. 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表
・教育課程の体系、教育内容
・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等
評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

本学は、「教育課程に関する方針」（根拠資料4－2【ウェブ】）に基づいて、全学、各学科及び専攻科の教育目的の下、全学、各学科及び専攻科の「ディプロマ・ポリシー」を策定し（根拠資料4－1【ウェブ】）、それらに則した「カリキュラム・ポリシー」を、授与する学位ごとに定めている（根拠資料4－3【ウェブ】）。全学及び各学科及び専攻科の「カリキュラム・ポリシー」は、それぞれの「ディプロマ・ポリシー」やその他の方針に則して策定されることが、「教育課程に関する方針」（根拠資料4－2【ウェブ】）に明記されている。

本学の全学「カリキュラム・ポリシー」は、「主に全学共通の基礎科目と学科ごとの専門教育科目の二つの枠組で、講義、演習、実習等を体系化したカリキュラムを編成し、学生に提供する。」としている。さらに、各学科及び専攻の「カリキュラム・ポリシー」の中で、教育内容や授業科目区分、授業形態、実施方法に関する基本的な考え方を、以下のように示している。

まず、基礎科目は、社会人としての基礎的教養を養い、各学科の専門性に繋げるための科目として、「一般教育」「情報」「外国語」「保健体育」の区分ごとに科目を配置する。次に、保育学科の専門科目は、「保育の本質・目的」「保育の対象の理解」「保育の内容・方法」「実習」「総合演習」に区分され、それぞれの目的に応じて講義や実技、あるいは他者との議論を中心とした学びを重ねた後、総まとめ科目として「保育・教職実践演習」及び「総合演習」を開講し、議論や体験を中心として実施する。

服飾美術学科の教育課程は3つのコース（ファッション、デザイン・アート、及び情報・地域・ビジネス）から編成され、1年次前期に基礎的な知識・技能を習得し、1年次後期に3コースの各分野の基礎を学んだ後、2年次では、専門領域の研究を通じて洞察力と創造力を養うとともに、教員と学生相互でのコミュニケーションを繰り返しながら、卒業研究に取り組むという、体系的で順次的な「カリキュラム・ポリシー」が示されている（根拠資料4－4【ウェブ】）。

専攻科の授業は、専攻共通科目である関連科目と、各専攻ごとに異なる専門科目に区分される。専攻科保育臨床専攻では、保育に関する高度な専門的知識及び技能を習得するための専門科目として、「領域および保育内容の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目」「大学が独自に設定する科目」ごとに体系的に科目を配置し、授業は調査・検証や他者との議論を中心に進められる。そして、保育の専門家としての素養を養うための学修総まとめ科目に「特別研究Ⅱ」が位置づけられるという構成になっている。

一方、専攻科服飾美術専攻の専門科目は、「総論」「ファッション」「情報・地域・ビジネス」「デザイン・アート」「共通」「特別研究」の領域に区分され、科目の特性に応じて、「講義」「演習」「実習」「実験」の形態で授業が行われる。そして、2年間を通してゼミナールに所属し、学修総まとめ科目として「特別研究Ⅱ」に取り組むという教育課程を編成している（根拠資料4－4【ウェブ】）。以上のとおり、本学の全学、各学科及び専攻科の「カリキュラム・ポリシー」は、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態など、教育についての基本的な考えを明確に示しており、「ディプロマ・ポリシー」とも整合していると判断できる。

4.1.3. 教育課程の編成・実施方針に基づき、ふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1：各学科・専攻科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・ 教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・ 教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・ 授業期間の適切な設定
- ・ 単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・ 個々の授業科目の内容及び方法
- ・ 授業科目の位置づけ（必修、選択等）
- ・ 短期大学士課程及び専攻科課程それぞれにふさわしい教育内容の設定（初年次教育・高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等）
- ・ 教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の

適切な実施

各学科及び専攻とも、全学及び各学科・専攻の教育目的に基づく「カリキュラム・ポリシー」にしたがって体系的に基礎科目と専門科目を編成している。保育学科の専門科目は、厚生労働省の保育士養成カリキュラムに則して、「保育の本質・目的」「保育の対象の理解」「保育の内容・方法」「実習」「総合演習」の系列から成り、3コース制を特徴とする服飾美術学科の専門科目は「ファッション」「情報・地域・ビジネス」「デザイン・アート」から構成される。専攻科保育臨床専攻は、文部科学省が定めた幼稚園教諭2種免許状取得のための基礎資格にしたがって「領域および保育内容の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目」「大学が独自に設定する科目」から成り、専攻科服飾美術専攻は、「総論」「ファッション」「情報・地域・ビジネス」「デザイン・アート」「共通」「特別研究」に区分され、いずれも「カリキュラム・ポリシー」に則した科目編成である（根拠資料4-5）。

保育学科では、主に2年次に実施される学外での実習と学修の総まとめ科目である「保育・教職実践演習」及び「卒業研究」に向けて、保育実習や教育実習までに履修すべき必修科目を1年次に配置するなど、保育士養成課程としての教育課程を適切に編成している。

服飾美術学科では、2年次の「卒業研究」を学修の総まとめ科目として位置づけ、3つのコースごとに順次性・体系性を考慮した科目を配置するとともに、各コースが定めた推奨科目を学生に示す等の履修指導を行っている。例えば、「卒業研究」のコース配属に先立って、学生たちはまず1年次前期に研究室訪問を行った後、1年次後期に「課題研究」ゼミナールへの所属を決定する。そして、この「課題研究」ゼミナールでの学修を経て2年次に「卒業研究」へと進むという、段階的な学びのプロセスをたどることができるようなカリキュラムを組んでいる。

専攻科保育臨床専攻では、関連科目において情報リテラシーや国語表現などの分野を総合的に学ぶ一方で、専門科目において専門分野の知識の向上を図り、「障がい児保育特論」「親子支援演習」「幼児の造形遊び演習」などの演習及び実習科目において、保育臨床の現場における高度な実践力が身につくように工夫している。学修の総まとめ科目である「特別研究Ⅰ・Ⅱ」では、一人ひとりの学生の主体性と個性を尊重した少人数による指導体制を敷いており、1年次の基礎的な学習から2年次の論文作成に至る研究過程を段階的に進むことで、課程修了後においても学び続ける意欲をもった保育・子育て支援の専門家を養成することを目指した教育課程が編成されている（根拠資料1-3、4-4【ウェブ】）。なお、例年2月に「倉敷市立短期大学こどもの森」（資料4-6【ウェブ】）を開催し、保育学科の「卒業研究」と専攻科保育臨床専攻の「特別研究」の学習成果を社会に公表する機会を設けている。

専攻科服飾美術専攻では、専攻科保育臨床専攻と同様の趣旨で関連科目を設置するとともに、「特別研究Ⅰ・Ⅱ」を軸に、専門分野の知識・技能の向上を図る専門科目を体系的に配置している。「特別研究Ⅰ・Ⅱ」では、少人数体制と対話を重視した指導によって、個々の受講生の専門性や関心に応じたきめ細かな教育を行っている（根拠資料4-4【ウェブ】）。修了論文執筆にあたっては計4回の中間報告会と修了研究発表会を行った後、集大成として、倉敷市立美術館において卒業・修了制作展を毎年開催している（根拠資料

1－3)。

授業科目の位置づけや授業期間の設定、単位制度の趣旨に沿った単位の設定等、教育課程を適切に編成するための措置に関しては、学則（根拠資料1－2）及び「カリキュラム・ポリシー」との整合性を、「教育課程に関する方針」で定めた手続にしたがって、毎年度、各学科会議でカリキュラム上の点検を行い、教務委員会において調整のうえ、企画運営協議会において検討し、教授会の審議を経て確認する体制を敷いている（根拠資料4－2【ウェブ】）。こうした教育課程の編制に関する一連のプロセスは、本学が掲げる「内部質保証を推進するための方針」と合致している（根拠資料2－1【ウェブ】）。なお、服飾美術学科及び専攻科服飾美術専攻のカリキュラムは必修科目が少なく、選択科目が多い構成となっている（根拠資料4－5）。服飾美術学科の必修科目は1年次の「生活デザイン総論」「課題研究」と2年次「卒業研究」の計3科目で、専攻科服飾美術専攻の必修科目は「生活文化環境論」と「特別研究Ⅰ・Ⅱ」の2科目である。授業科目の必修・選択の位置づけや、カリキュラム全体における必修科目と選択科目のバランスの適切性については、今後必要に応じて検討していく考えである。

職業的自立を図るためのキャリア教育として、両学科共通科目「キャリアデザイン」を開設している。この科目では、将来のキャリア形成に関わる基礎知識とその力を修得させることから、キャリア教育だけでなく初年次教育にも関連した内容を扱っている（根拠資料4－7【ウェブ】）。保育学科の保育実習や教育実習、服飾美術学科のインターンシップや産業研修などの授業も、それぞれの分野での仕事に必要な技能を身につけるための貴重な教育の機会となっている。また、「スーツの着こなしセミナー」「メイクアップセミナー」「自己分析と履歴書書き方セミナー」「面接マナーセミナー」「電話のかけ方セミナー」等、キャリア支援委員会による年8回程度の就職活動支援に関する講座を課外で実施している。さらに、学科ごとに卒業生を講師として招聘して、キャリア構築に関わる講演を行う「就職懇話会」や卒業生との交流会を図る「ホームカミング」を年1回開催し、学生との意見交換の機会を設けることにより、学生の卒業後のキャリアに関する意識の向上を図っている。加えて、「公務員模擬試験」や「保育士模擬試験」、その他の採用試験対策講座や個別面接指導も実施している。

以上のことから、「カリキュラム・ポリシー」に基づき、ふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していると判断できる。

4.1.4. 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点1：各学科・専攻科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・ 単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
- ・ シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）
- ・ 授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知

- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法（教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等）
- ・学習の進捗と学生の理解度の確認
- ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数
- ・授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導
- ・授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示
- ・各学科等における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり（教育の実施内容・状況の把握等）

○単位の実質化を図るための措置、履修指導及び学習の進捗と学生の理解度の確認

単位の実質化を図るための措置として、履修登録単位数の上限設定は設けていないが、担任やゼミ担当教員による履修指導と個別面談、年2回のオリエンテーション（根拠資料4-8）における履修指導、学生部での学生の履修申請状況の確認と履修登録修正のための支援、学科会議での学生の出席状況及び単位取得状況の定期的な把握、課題を抱えた学生への対応についての協議、厳格な成績評価の徹底等の取り組みを実施することで、単位の実質化を図っている。加えて、学生の学習成果を測定するために、学生による授業評価で、予習復習等への取り組みの積極性や、授業の理解度について確認している（根拠資料3-3【ウェブ】）。令和4（2022）年度から、卒業を迎えた学生に対して「卒業時の学修成果に関する調査」を実施し、各学科及び専攻の「ディプロマ・ポリシー」に基づいた学習成果についての調査を行って、本学のウェブで社会に公開している（根拠資料2-15【ウェブ】）。さらに、令和4（2022）年度には、「『全国学生調査（第3回試行）』結果から見た倉敷市立短期大学の学習成果」をまとめ、学生の授業以外での1週間の学習時間を同分野の学科の全国平均と比較した本学の実態を確認し、ウェブで公表している（基礎資料4-10【ウェブ】）。参考例として、令和6（2024）年3月卒業予定の、保育学科と服飾美術学科の学生の修得単位数の概要を示す。

表4-1 令和6年度卒業予定学生の単位取得状況

	保育学科	服飾美術学科	保育臨床専攻	服飾美術専攻
卒業所要単位数	75	62	62	62
平均	94.8	69	67.9	67.2
最小	84	63	67	65
最大	105	81	69	76

保育学科では、卒業後の就業のために保育士資格と幼稚園教諭2種免許を取得することから、取得単位数の平均値が高くなっているが、服飾美術学科では、修得単位数は概ね適切な範囲内にある。専攻科保育臨床専攻及び専攻科服飾美術専攻も、修得単位数は適切である。以上の状況を総合的に判断して、本学は単位の実質化を図る措置を講じていると考える。

○シラバスの内容・実施及び授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス

改訂と学生への周知

『シラバス』は①科目名、②授業の主題／到達目標、③授業の内容、④テキスト教材等、⑤準備学習等、⑥評価方法、⑦履修条件を明記し、印刷物およびウェブで公開するとともに（根拠資料4－7【ウェブ】）、毎年改定している。前回の平成29（2017）年度の認証評価結果を受けて本学のシラバスの改善に取り組んだ結果、令和4（2022）年の大学基準協会による『「改善報告書」の検討結果』では、「授業の到達目標」及び「成績評価基準」は明確になったものの、「授業の主題・目標」教員目線に偏っているため、さらなる努力が望まれると指摘された（根拠資料2－17）。この点を含め、各項目がシラバスに適切に記載されているかどうかについては、新年度開始前に学生部でチェックしている。授業の内容や方法が大きく変更される場合、時間に余裕がある時は前後期のオリエンテーションにおいて学生に周知するが、急な変更の場合は、担当教員が学生部と相談した後、大学の掲示板等で一斉に伝達するとともに、メールを使って個々の受講生に通知している。授業担当者がシラバスに基づいた授業を実施したかどうかに関しては、学生の授業評価の中で、授業の主題や到達目標、授業内容、進め方などに関する設問を設け、シラバスと授業との整合性を半期ごとに確認している（根拠資料3－3【ウェブ】）。学生による授業評価の結果を受けて、科目担当者は授業改善のための自己点検レポートを作成する。授業評価結果の概要及び全教員の自己点検報告書は、印刷して事務局・学生部のカウンター前に置き、学生が読むことができるようにしている（根拠資料3－3【ウェブ】）。授業の教育内容が短期大学士課程及び専攻科課程それぞれにふさわしいものに設定されているかどうかは、科目担当者の判断にゆだねられているが、学生からの疑義や授業評価結果に問題があれば、学科や学生部職員が授業担当教員と協議する体制を敷いている。以上のことから、シラバスの内容と実施については適切であると判断できる。

○学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

学生の学習への主体的参加を促す方策として、学内の授業での学びの成果を学外で実践する実地学習を活用している（根拠資料2－12）。例えば、保育学科の音楽ゼミによるミニ音楽会の開催や、英語ゼミによる保育現場における国際理解活動、服飾美術学科の「デニム学演習」履修者による地元のゆるキャラ「Gパンだ」（児島商工会議所）の衣装制作、同授業を通じた「ジーンズソムリエ資格認定試験」受験の促進、アパレル企業実習、ファッションショーの開催、地域主催のコンテストへの参加、専攻科保育臨床専攻の「幼稚園体験活動」（根拠資料2－12）及び「子育て支援実習」、「くららっこ」での「親子支援演習」（根拠資料4－9【ウェブ】）、専攻科服飾美術専攻の展示会の開催を始めとする、地域での様々な実践活動によって学内での学びを深めるとともに、学生の学習に対する動機づけを高める効果を促している。

また、地域人材を学内に招いて行われる授業も多い。保育学科では、近隣の保育所やこども園、幼稚園から幼児を授業に招いたり、「保育・教職実践演習」の授業の一環として、学内の親子交流広場「くららっこ」での演習をおこなったり（根拠資料4－9【ウェブ】）、園長を始めとする保育者による講演や講習を授業に取り入れたりすることで、学生がより意欲的に授業に取り組むことができるよう配慮している。一方の服飾美術学科でも「アパレル総論」や「ファッション企画論」「デザイン・アート論」等の授業に、児島

地区の繊維・ファッション関連企業から講師を招へいしたり、本学の施設を用いた地元企業との共同研究を学生の主体的学習の場としても活用している。

さらに、保育学科ではアメリカのミズーリ大学（UMKC）教育学部での海外幼児教育研修を隔年で実施している。研修では、UMKCの教員による授業や附属園での実習などを体験し、学生の積極的な学びを支援するプログラムとなっている（根拠資料4-11【ウェブ】）。一方の服飾美術学科では、隔年で海外研修を実施し、海外のファッションやアート、繊維産業等についての知見を広げる機会を提供している（根拠資料4-12【ウェブ】）。また、保育学科及び専攻科保育臨床専攻では、2年間の学修の集大成として、地域の親子を招いて「こどもの森」を年度末に開催している（根拠資料4-6【ウェブ】）。「こどもの森」は学生の企画、運営による行事で、2年間で身につけた知識、技術の成果披露の機会となっている。服飾美術学科及び専攻科服飾美術専攻でも、学びの集大成として、毎年度末に、学生が主体となって卒業・修了制作展を開催している。このようなイベントに力を合わせて取り組むことによって、教員・学生間や学生同士のコミュニケーションの向上と、グループ活動の活性化を図り、学習への主体的で意欲的な参加を促す契機としている。

学生の自主学習を支援するために重要な位置を占める付属図書館では、毎年新しい図書を購入し、蔵書の見直しを行っている。学生からの購入リクエスト制度や、年に1回の学生によるブックハンティングの機会を設け、学生の学習ニーズに応えることができるように心がけている。また、保育学科の学外実習期間中には、図書館の開館時間を延長し、実習の準備のために学生が自主的に学習できる環境を整備している。

以上のことから、学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法は適切であると判断できる。

○授業形態に配慮した1授業あたりの学生数

入学定員が1学科50名、1専攻10名という小規模大学であり、授業の目的や特性にふさわしい小人数授業等の実施等、1授業あたりの学生数に関して適切に対応し得る状況にある。演習や実験などの授業では、使用する教室や内容の特性に応じて、A・Bの2クラスに分けて授業を行っている。個別指導が必要な保育学科の「幼児と器楽表現Ⅰ・Ⅱ」

（ピアノ）やゼミナール形式で行われる「総合演習」、服飾美術学科の「課題研究」「卒業研究」では、さらに少人数体制での指導が行われている。なお、「全国学生調査（第3回試行）」の結果を本学の学科と同分野の学科の全国平均と比較したところ、本学の服飾美術学科では、学生による評価が最も高い設問は「受講者数が概ね20名以下の少人数で実施される授業の機会がある。」であった（基礎資料4-10【ウェブ】）。以上のことから、授業形態に配慮した1授業あたりの学生数には問題がないと判断できる。

○授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示

シラバスの中に、「準備学習の具体的内容」を記載する欄を設け、必要な授業準備の概要を学生があらかじめ知ることができるようにするとともに、毎回の授業の中で、予習・復習など授業時間外に行うべき課題等が指示されている。また、「学生による授業評価」に「あなたは、授業時間以外で、この授業の予習・復習や宿題・課題・レポートなどに、

積極的に取り組みましたか。」（問3）及び「教員は、学生からの授業内容や提出課題などの質問に適切に対応してくれましたか。」（問10）という質問を設け、課外での学習への取り組み状況や、質問に対する教員の対応の適切さについて調査している。最新の調査では、いずれの問いに対する回答も肯定的評価（5段階評価の上位2つの選択肢を選んだ回答）が約9割を占める結果となった。具体的には、問3は90.2%（令和4年度前期）、89.5%（令和4年度後期）、91.1%（令和5年度前期）であり、問10は93.6%（令和4年度前期）、96.3%（令和4年度後期）、93.9%（令和5年度前期）である（根拠資料3-3【ウェブ】）。また、実際に課外学習に費やした時間に関しては、「全国学生調査（第3回試行）」の結果からは、予習・復習・課題に充てる時間は、保育学科では1週間に1～5時間程度が9割近くを占め、服飾美術学科では4人に1人が0時間と回答している点に課題があるものの、授業以外の自主的学習に充てる時間に関しては、両学科とも同分野の学科の全国平均と比べて長いことが示された（基礎資料4-10【ウェブ】）。以上のことから、授業外学習に資する適切なフィードバック及び適当な学習課題の提示は、概して大過なく行われていると判断できる。

○各学科等における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり（教育の実施内容・状況の把握等）

教育の実施内容及び状況については、学生部と教務委員会、学科が恒常的な把握に努めている。大きな問題が発覚した際には、各組織から内部質保証推進の責任組織である企画運営協議会に報告があり、企画運営協議会から対応を指示する。また、定期的な対応のための体制としては、「内部質保証を推進するための方針」（根拠資料2-1【ウェブ】）にしたがって、「学生による授業評価」（根拠資料3-3【ウェブ】）や『短大組織自己点検・評価報告書』（根拠資料2-7）、『年報』（根拠資料2-8【ウェブ】）、『学生の研究・活動』（根拠資料2-12）等によって大学活動推進委員会が年間の教育の実施内容及び状況を集約し、教務委員長（学生部主幹）が出席する企画運営協議会で点検と改善のための協議を行う体制を敷いている。以上のことから、各学科等における教育の実施にあたっては、全学内部質保証推進組織が責任と指揮として適切に関わっていると判断できる。

なお、教育の実施における新型コロナウイルス感染症への対応（根拠資料2-24）としては、学生の学習機会を保証するために、企画運営協議会と危機管理対策推進室（現在の危機管理委員会）、教務委員会、情報システム・IR委員会、学科・担任、学生部、事務局等が連携し、遠隔授業やハイフレックス授業（学生1人ひとりが対面授業かオンライン授業かを自由に選択できる授業）を行う体制を整え、準備や周知、支援、点検、改善に全学で取り組んだ。また、罹患した学生の授業欠席に対して、文部科学省の通知等に基づいて、学生に不利益が生じない対応を行った。遠隔授業にはGsuitを導入し、予備的にZoomやWebexといったツールも併用したが、学生の自宅のネット環境にも配慮し、学内でも遠隔授業の受講ができる教室も提供した。対面で授業を行う際の安全・衛生面にも万全を期し、使用教室の点検・変更や、教室へのアルコール消毒液の常備、毎朝の学内消毒と、授業前後の教室内の消毒、学生の座席位置の指定、教室内の空気清浄や換気の実施、必要に応じたフェイスシールドの着用、校舎入り口への検温カメラの設置等の措置を講じた。本

学では、学内でのクラスターの発生はなく、コロナ禍を原因とする退学者もなかった。

以上のことから、本学では、学生の学習を活性化し効果的な教育を行うために、適切な措置を講じていると判断できる。

4.1.5. 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・ 単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・ 既修得単位等の適切な認定
- ・ 成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置
- ・ 短期大学士課程の卒業要件、専攻科の修了要件の明示
- ・ 成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部
質保証推進組織等の関わり

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

単位制度の趣旨に基づく単位認定については、成績評価方法や評価基準を「倉敷市立短期大学学則」に定めている（根拠資料1－2）。学生への周知を図るために、学則は学生便覧や本学ホームページにも掲載するとともに、オリエンテーションで、単位認定を受けるための条件や単位の認定方法等、単位認定制度について新生に説明している（根拠資料1－5）。短期大学設置基準に基づいて（根拠資料4－13）、既修得単位等の適切な認定に係る規則を定め、学則及び学生便覧に記載し、オリエンテーションで説明するとともに、該当する学生には学生部や教務委員会から意思の確認をしている。また、卒業・修了の要件も同様に、学則で定めるとともに本学のホームページと学生便覧に掲載し、オリエンテーションで説明している。学生の単位取得状況については企画運営協議会や学科会議で恒常的に点検が行われている。単位が取得できていない学生に対しては、学科の担当者が、卒業・修了要件の説明を含めた面談を実施している。

成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置としては、シラバスに評価方法・基準の項目を設け、成績評価方法を具体的に示している（根拠資料4－7【ウェブ】）。また、成績評価に対する疑問がある場合、所定の期日までに授業担当者又は学生部に申し出ることができる、申し出に対して教務委員会が調査を実施し、対応を判断することになっている。また、厳格な成績評価の一環として、2022年度に出席簿の統一を行い（根拠資料4－14）、学期末には学生部で出席状況のチェックを行っている。各授業の担当教員は、シラバスに記載した方法で成績評価を行った後、再試験の期間を経て、定められた期日までに成績を学生部に提出する。提出された成績は、学科会議と企画運営協議会での協議を経て、教授会の意見を聞いた上で、最終的に学長が卒業・修了の判定を行うことが、教授会規程に定められている（根拠資料2－6）。

上記のとおり、成績評価及び単位認定、学位授与を適切に行うための措置が講じられていると判断できる。

4.1.6. 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点 1：分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いものにあつては、当該職業を担うのに必要な能力の修得を適切に把握できるもの。） 評価の視点 2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発 《学習成果の測定方法例》 ・アセスメント・テスト ・ルーブリックを活用した測定 ・学習成果の測定を目的とした学生調査 ・卒業生、就職先、進学先への意見聴取 評価の視点 3：学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり
--

本学の学生が、本学の「ディプロマ・ポリシー」に定める資質・能力をどこまで身につけることができたかを学習成果としてとらえ、教育の成果を可視化し、教育改善を恒常的に行なうことを目的として、「アセスメント・ポリシー」を策定している（根拠資料 2－15【ウェブ】）。入学時に「アドミッション・ポリシー」を満たす人材かどうかの検証を行い、在学中に「カリキュラム・ポリシー」に沿った学習が進められているかどうかを検証した後、卒業時に「ディプロマ・ポリシー」に定める能力を身につけたかどうかの検証を実施し、それぞれ全学レベル、教育課程レベル、科目レベルで、把握及び評価している。

指標としては、卒業状況、取得単位数（GPA）、資格・免許取得者数（保育学科・専攻科保育臨床専攻）、就職率などがある。また、学生の目線に立った点検・評価として、「学生による授業評価」（根拠資料 3－3【ウェブ】）や「教養科目に対するアンケート調査」（根拠資料 4－15）、「学生満足度調査」（根拠資料 4－16）等を実施している。さらに、2021（令和 3）年度より、「ディプロマ・ポリシー」の達成度を直接の指標とした「卒業時の学修成果に関する調査」を全学で実施し、本学のホームページで公開している（根拠資料 2－19【ウェブ】）。併せて保育学科においては、保育士及び幼稚園教員養成課程であることに鑑みて、教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）第 6 条表備考第 11 号に則り、学生が保育士及び幼稚園教員として必要な知識技能を修得したかどうかを履修カルテによって評価している（根拠資料 4－17）。また、学外からの点検・評価を受ける機会として、外部アドバイザー委員会（根拠資料 2－4【ウェブ】）や在学生の学外実習やインターンシップ、保育学科・専攻科保育臨床専攻の「こどもの森」、服飾美術学科・専攻科服飾美術専攻の「卒業制作展」、卒業生の就職先への卒後訪問等を行っている。

学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わりとしては、「内部質保証を推進するための方針」（根拠資料 2－1【ウェブ】）にしたがって、大学活動推進委員会や教務委員会、学科等の担当組織が、学習成果の把握及び評価の取り組みの状況や結果を企画運営協議会に報告し、企画運営協議会が点検と改善のための協議を行った後、教授会及び関係組織等にフィードバックする体制を敷いている。

以上のことから、「ディプロマ・ポリシー」に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していると判断できる。

**4.1.7. 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 ・学習成果の測定結果の適切な活用 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上
--

「内部質保証を推進するための方針」（根拠資料2－1【ウェブ】）にしたがって、大学活動推進委員会を始めとする担当組織からの報告を受けた企画運営協議会は、学習成果の測定結果の活用について協議し、その結果を年間重点項目として教授会に上程した後、担当組織と連携しながら改善に取り組んでいる。

前回の認証評価受審後の点検・評価結果に基づいた改善・向上の具体的な事例は、次のとおりである。

2023（令和5）年度に、学生の学びに対する意欲を高めることを目的として、GPA（Grade Point Average）の分類を見直し、合格した成績の評定をA、B、Cの3段階から、最上位のレターグレードとしてSを加えた4段階に変更した。また、保育学科では、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための措置として、2020年（令和2）年度入学生より、クラス担任制度に加えて、5人程度の小集団を担当するチューター制度を採り入れ、学期ごとの面談等を通して、学生の学習状況の把握やコミュニケーションを円滑にする環境を整備した。専攻科保育臨床専攻では、保育士資格を持った専攻科学士の就労へのスムーズな移行を促す措置として、倉敷市の保育所等会計年度職員（パート保育士）制度を2021（令和3）年度に拡充した。翌年度には、専攻科の定員倍増を1専攻5名から10名に倍増し、さらに2024（令和5）年度には、専攻科保育臨床専攻と同様に、専攻科服飾美術専攻が特例適用専攻科に認定された。

教育課程に関しては、2022（令和4）年度に、学生の地域に対する関心を高めるため、保育学科と服飾美術学科共通の基礎科目として「倉敷学」を開設した。保育学科及び専攻科保育臨床専攻では、2019（令和元）年度の保育士養成課程及び教員養成課程の改正に合わせて、教育課程に大幅な修正を加えた。服飾美術学科では、カリキュラムの体系を学生や社会に向けてわかりやすく示すために、2020（令和2）年にファッション、情報・地域・ビジネス、デザイン・アートから成る3コース制を導入すると同時に、必修科目「課題研究」を1年次後期に開設し、小規模校の特長であるきめ細かい学生教育を一層進める一助とした。さらに、地場産業の特色を生かした「デニム学」及び「デニム学演習」、「ファッション企画論」「アパレル総論」「インターンシップ」を新設又は改良する等、教育課程の点検・評価結果に基づく改善・向上を継続的に実施してきた。

以上のことから、本学は教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っており、その結果を基に改善・向上に向けた取り組みを適切に行っていると判断できる。

4.2. 長所・特色

「内部質保証を推進するための方針」に則して「アセスメント・ポリシー」を策定し、測定・評価の結果を基に教育課程及びその内容、方法に関する様々な改善・向上の取り組みを行ってきた。

4.3. 問題点

学生による授業評価の結果をどのように改善に生かすかに関しては、原則として、科目担当者の裁量に委ねられている。対応に個人差が生じる恐れもあることから、今後の課題であると考ええる。

また、服飾美術学科の教育課程は、3コース制によって教育内容の体系化や明確化が進んだものの、学生の学習成果をさらに高める工夫が必要であると認識している。国の指定科目が多くを占める保育学科の教育課程とは異なり、服飾美術学科のカリキュラムは自由度が高く、今以上に魅力化できる可能性を秘めている。そのためには、学科の教育目標を再点検するとともに、学生たちにより順次的で計画的な履修を促すような教育課程及びその内容・方法の改善に努めなければならないと考える。

専攻科の定員を倍増したことに伴って、特定の分野に学生の希望が集中した場合、特別研究の配属先に人数の偏りが生じてしまう事態が懸念される。学生の希望と少人数制の維持との両立が今後の課題である。

4.4. 全体のまとめ

本学全体および各学科・専攻ごとの「ディプロマ・ポリシー」を掲げ、「カリキュラム・ポリシー」に則した体系的な教育課程を編成している。キャップ制は導入していないが、履修指導と個別面談、学習状況の把握、厳格な成績評価の徹底等によって単位の実質化に努め、シラバスを活用しながら効果的に教育を実践するための措置を講じている。成績評価や単位認定、学位授与は適切に行われている。企画運営協議会を責任組織とする全学内部質保証推進組織が「アセスメント・ポリシー」に沿って定期的な測定と評価を実施することによって、学習成果の適切な把握に努めるとともに、改善・向上の効果を高めている。今後、「学生による授業評価」の活用の方途を探るとともに、服飾美術学科を始めとする教育課程の更なる体系化と魅力化に努めたい。

第5章 学生の受け入れ

5.1. 現状説明

5.1.1. 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

本学では、本学の理念や教育目的に則して、全学、各学科及び専攻科に定めている（根拠資料4-3【ウェブ】、5-1【ウェブ】）。「アドミッション・ポリシー」は、1. 大学教育を通じてどのような力を発展・向上させるのか、2. 入学者に求める能力は何か、3. 入学するまでに培ってきた能力をどのように評価するのか、の3点について定めている。（根拠資料5-1【ウェブ】）。

例えば、服飾美術学科及び専攻科服飾美術専攻の「アドミッション・ポリシー」は、表5-1のように定めている（根拠資料5-1【ウェブ】）。

表5-1 服飾美術学科及び専攻科服飾美術専攻の「アドミッション・ポリシー」

服飾美術学科アドミッション・ポリシー

1. 大学教育を通じてどのような力を発展・向上させるのか

(1) ファッション、デザイン・アート、および情報・地域・ビジネスに関する基礎的な理論及び実技の修得を通じて、これら分野を中心とした課題認識のための諸能力、及び多角的視点に立ったその課題解決能力を養う。

(2) 学内外を学びの場としてとらえ、自発的に行動し、筋道を立てて答えを導くことのできる創造力かつ実践力を養う。

2. 入学者に求める能力は何か

(1) 修学に必要な基礎能力を有している。

(2) 繊維・アパレル産業を基盤にしたファッション、デザイン・アート、及びビジネス領域の修学に興味があり、意欲的に学ぶ姿勢がある。

3. 入学するまでに培ってきた能力をどのように評価するのか

本学の理念・教育目的と、服飾美術学科の教育目的・教育内容の専門性・特性にふさわしい学生を選抜する。具体的には、知識・技能等の観点に重点を置いた一般入試、または専門分野への強い興味関心、主体性、学ぼうとする意欲の観点に重点を置いた総合型入試等を通じて、服飾美術学科の教育目的に則した志願者の能力や適性等を多面的かつ公正に評価する。

服飾美術専攻アドミッション・ポリシー

1. 大学教育を通してどのような力を発展・向上させるのか

(1) 短期大学等でのファッション、デザイン・アート、及び情報・地域・ビジネスの学修を基に、地元地域に根差した研究その他の活動を通じて得ることのできる専門能力と、学士に相応しい十分な教養を深める。

(2)学修により得た学びを地域社会及び産業に積極的に活かそうとする気概を持った地元貢献に資する応用・適用能力を養う。

2. 入学者に求める能力は何か 次の各能力を有していること

- (1)分野に対する基礎的知識・技能
- (2)修学に対する関心と熱意・主体性
- (3)地域社会への興味と理解
- (4)コミュニケーション能力

3. 入学するまでに培ってきた能力をどのように評価するのか

本学の理念・教育目的と、服飾美術専攻の教育目的・教育内容の専門性・特性にふさわしい学生を選抜する。具体的には、志望分野で学ぶ上で必要となる知識・思考力等を測るための論文試験、および志望分野における強い研究意欲・主体性を測るための面接、プレゼンテーションを通じて、本専攻の教育目的・教育内容に則した志願者の能力や適性等を多面的かつ公正に評価する。

「アドミッション・ポリシー」の設定に関しては、学長を委員長とする企画運営協議会が、責任委員会となっていて行っている。また、各学科及び専攻科が、各々の「アドミッション・ポリシー」をもとに、入試選抜を実施している。なお、毎年第1回教授会において、本学の理念・教育目的、「3つのポリシー」の確認を行っている。「アドミッション・ポリシー」の公表に関しては、『学生募集要項』、「ホームページ」（根拠資料5-2【ウェブ】、5-3【ウェブ】）、『KURATAN CAMPUS GUIDE』（根拠資料1-3）に掲載している。これらをとおして、教職員、学生、受験生を含む社会に公表している。特に、高校生や保護者、高等学校関係者等に対し、教育方針（「3つのポリシー」）への理解が深まるよう『KURATAN CAMPUS GUIDE』には平易な言葉で説明し、媒体や表現の工夫等により、情報の得やすさ、理解のしやすさに配慮している。

「アドミッション・ポリシー」の設定に関しては、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法を各学科会議、入試委員会、企画運営協議会、教授会の議を経て、学長が決定する。適宜、「アドミッション・ポリシー」の見直しは、実施されており、見直された方針は教授会において報告される（根拠資料4-3【ウェブ】）。

以上のことから、本学は、「アドミッション・ポリシー」を定め、明確に公表していると判断できる。

5.1.2. 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定
評価の視点2：授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供
評価の視点3：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備
評価の視点4：公正な入学者選抜の実施

評価の視点5：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

本学では、『学生募集要項』、「ホームページ」、『KURATAN CAMPUS GUIDE』、「進学ガイダンス」「オープンキャンパス」「高校訪問」を行い社会に公表している。2018（平成30）年度から2019（令和元）年度においては、年3回のオープンキャンパスを実施した。2020（令和2）年度及び2021（令和3）年度は、COVID-19 感染防止対策として対面オープンキャンパスを中止した。その代替として、2020（令和2）年度は、オンラインオープンキャンパスを1回、2021（令和3）年度は、オンラインオープンキャンパスを2回実施し、更には、各学科において、オンライン相談会を実施した。2022（令和4）年度は、対面オープンキャンパスを3回実施した。2023（令和5）年度は、対面オープンキャンパスを4回実施する予定である（根拠資料5－4）。オープンキャンパス以外では、業者及び高等学校主催の進学説明会に参加し、入学希望者やその保護者・関係者に対して本学の教育内容を直接説明し、各学科・専攻科の教育方針の理解を促している。このような学生募集活動を行うことで、本学で学びたいという明確な目的意識を持った志願者の確保に努めている。また、適宜、個別に大学見学を希望する高等学校や受験生や家族を迎え入れている。

入学者選抜制度の設定に関しては、保育学科は、学校推薦型選抜（市内・市外）【専願】、一般A選抜〈大学独自試験〉【併願】、総合型Ⅲ期選抜【併願】、社会人特別選抜【併願】、帰国生特別選抜【併願】、外国人留学生特別選抜【併願】、一般B〈大学入学共通テスト利用〉選抜【併願】の7つの選抜区分を実施している。2021（令和3）年度より、推薦入試Aを学校推薦型選抜と名称変更し、市内入学定員を10名から15名に変更した。また、推薦入試Bを廃止し、総合型Ⅲ期選抜を新しく設けた。さらに、大学入試センター試験利用入試を一般B〈大学入学共通テスト利用〉選抜と名称変更した。現在、保育学科では、新たな選抜区分の実施を模索・検討している。表5－2は、保育学科の選抜区分である。

表5－2 保育学科の選抜区分

学校推薦型選抜（市内・市外）【専願】 「保育を学ぶための基本的な適性・能力」を重視して入学者選抜を行います。なお、学校推薦型選抜（市内）は、倉敷市内に住所を有することが条件です。加えて、①将来、倉敷市内で保育者になること（義務付けられてはいません）を目指していること、②倉敷市の子ども・保育に関する強い関心と意欲があることも入学者選抜の方針としています。 一般A選抜〈大学独自試験〉【併願】 「保育を学ぶための基礎学力」を重視して入学者選抜を行います。 総合型Ⅲ期選抜【併願】 「保育を学ぶための基本的な適性・能力」を重視して入学者選抜を行います。 社会人特別選抜【併願】 保育に関する強い関心と、社会人としての経験を活かしながら「保育を学ぶ意欲と基本的な適性・能力」を持った人を、選抜します。 帰国生特別選抜【併願】 外国における学校生活の経験を活かしながら、「保育を学ぶための意欲と基本的な適性・能力」を持った人を、選抜します。 外国人留学生特別選抜【併願】
--

「日本の保育に対する強い関心」と「保育を学ぶ意欲と基本的な適性・能力」を持ち、さらに本学保育学科における学習に必要な日本語能力を持った人を、選抜します。

一般B〈大学入学共通テスト利用〉選抜【併願】

一般B〈大学入学共通テスト利用〉選抜によって、高等学校段階における基礎的な学習の達成の程度を判定して、入学者選抜を行います。

服飾美術学科は、総合型Ⅰ期【専願】、学校推薦型選抜（市内・市外）【専願】、一般A選抜〈大学独自試験〉【併願】、総合型Ⅱ期・総合型Ⅲ期選抜【併願】、社会人特別選抜【併願】、帰国生特別選抜【併願】、外国人留学生特別選抜【併願】、一般B〈大学入学共通テスト利用〉選抜【併願】の10の選抜区分を実施している。2018（平成30）年度より、推薦入試Bを廃止し、AO3次入試を新しく設けた。さらに、2021（令和3）年度より、AO1・2・3次入試は総合型Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ期選抜、大学入試センター試験利用入試は一般B〈大学入学共通テスト利用〉選抜と名称変更した。表5－3は、服飾美術学科の選抜区分である。

表5－3 服飾美術学科の選抜区分

総合型Ⅰ期【専願】

多様な人材に門戸を開き、学力試験だけでは評価できないコミュニケーション力・表現力・行動力などを多面的に審査します。また、自ら選んで、本学への入学を希望する優秀で意欲的な学生を求めます。ファッションコース、デザイン・アートコース、情報・地域・ビジネスコースに関する基礎的素養があり、専門領域の修学について意欲的に取り組むことができる入学者をプレゼンテーション、面接、調査書・活動報告書で選抜します。

学校推薦型選抜（市内・市外）【専願】

ファッションコース、デザイン・アートコース、情報・地域・ビジネスコースに関する基礎的素養があり、専門領域の修学について意欲的に取り組むことができる入学者を小論文、面接、調査書・活動報告書で選抜します。

一般A選抜〈大学独自試験〉【併願】

本学科で学ぶために必要な基礎学力や表現力のある入学者を選抜します。

総合型Ⅱ期【併願】

多様な人材に門戸を開き、学力試験だけでは評価できないコミュニケーション力・表現力・行動力などを多面的に審査します。また、自ら選んで、本学への入学を希望する優秀で意欲的な学生を求めます。ファッションコース、デザイン・アートコース、情報・地域・ビジネスコースに関する基礎的素養があり、専門領域の修学について意欲的に取り組むことができる入学者をプレゼンテーション、面接、調査書・活動報告書で選抜します。

総合型Ⅲ期選抜【併願】

総合型Ⅱ期と同じ。

社会人特別選抜【併願】

社会人としての豊かな経験を持ち、積極的に自ら新しいことへ挑戦できる意欲的な学生を求めます。ファッションコース、デザイン・アートコース、情報・地域・ビジネスコースに関する基礎的素養があり、専門領域の修学について意欲的に取り組むことができる入学者を小論文、面接、調査書・活動報告書で選抜します。

帰国生特別選抜【併願】

国際経験豊かな感性があり、本学科への入学を希望する優秀で意欲的な学生を求めま

す。ファッションコース、デザイン・アートコース、情報・地域・ビジネスコースに関する基礎的素養があり、専門領域の修学について意欲的に取り組むことができる入学者を小論文、面接、活動報告書で選抜します。

外国人留学生特別選抜【併願】

本学での授業を理解できる日本語能力を持ち、積極的に日本人学生とも交流できる意欲的な学生を求めます。ファッションコース、デザイン・アートコース、情報・地域・ビジネスコースに関する基礎的素養があり、専門領域の修学について意欲的に取り組むことができる入学者を小論文、面接、調査書・活動報告書で選抜します。

一般B〈大学入学共通テスト利用〉選抜【併願】

本学科で学ぶために必要な基礎学力のある入学者を選抜します。

学校推薦型選抜（指定校）【専願】

非公開。

専攻科は、「アドミッション・ポリシー」に基づき、一次選抜及び二次選抜の2つの選抜区分を実施している。

各学科及び専攻科の選抜方法で、「アドミッション・ポリシー」及び文部科学省が示す「学力の3要素」を踏まえ、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価している。（根拠資料5－2【ウェブ】、5－3【ウェブ】）。

授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供に関しては、授業料等減免制度その他の納付金、倉敷市奨学金制度、民間機関の経済的支援等を『学生募集要項』（根拠資料5－2【ウェブ】、5－3【ウェブ】）、『KURATAN CAMPUS GUIDE』（根拠資料1－3）、やホームページで公開している。また、入学後は、(独)日本学生支援機構の制度紹介、「倉敷市奨学生募集」など在校生の出身地が実施する経済的支援の情報提供を行っている。さらに、本学は、「高等教育の修学支援制度」を利用するための対象機関として認定を受けており、対象者の要件を満たした場合、「授業料等の減免」・「給付型奨学金」の支援制度を利用することができる（根拠資料5－5【ウェブ】）。

入学者選抜実施に関しては、学校教育法第90条、倉敷市立短期大学学則第2条及び倉敷市立短期大学入試委員会規程第3条に基づき実施している（根拠資料5－6）。また、体制の整備に関しては、毎年度、入学者選抜の結果をもとに、各学科会議や入試委員会、外部アドバイザー委員会、企画運営協議会、教授会において、学生募集及び入学者選抜の適切さや有効性を検証し、改善を図る体制が採られている（資料2－5【ウェブ】）。入学者選抜実施の責任に関しては、入試委員会及び学生部が責任を担っている（根拠資料5－6、5－7）。入試委員は、委員長を学長とし、学生部長、学科長、事務局長、各学科から選出された委員各2名、事務局入試担当で構成されている。また、協議事項は「入学者選考の方法と実施、点検についての基本方針等に関すること」、「学生募集に関すること」「高校訪問・進学ガイダンスに関すること」「入学試験に関すること」「その他入学試験・広報に関すること」である。入試委員会は、2020（令和2）年度は11回、2021（令和3）年度は12回、2022（令和4）年度は10回開催している。学生部は、「日程管理」「募集要項作成」「試験問題作成・印刷事務」「著作権管理」「受験者管理」「入学試験進行」「入学者管理」「大学共通テスト利用」の調整を行っている（根拠資料5－7）。

公正な入学者選抜の実施に関しては、「実施要項」「入試実施マニュアル」（根拠資料5－8）を遵守することにより担保されている。「実施要項」は、各選抜入試前の教授会

において協議する。また、「入試実施マニュアル」は、各選抜入試前日に確認を行う。各選抜入試終了後の全体反省会には、具体的な運営上の問題に至るまで全体的な点検を行う。指摘のあった事項に関しては、入試委員会で分析・検討し、緊急に対策を講じる必要事項は速やかに対応する。さらに、年度末には、入試委員会が、その年度の学生募集及び入試実施体制を総括し、「自己点検・評価報告書」にまとめる。「自己点検・評価報告書」は、次年度に向けた「アドミッション・ポリシー」や実施方法に修正を加える際に活用している（根拠資料 5－9）。

選抜入試の問題作成は、学長から委嘱された問題作成委員によって行われる（根拠資料 5－10、5－11）。入試問題の漏えい等によって公平性が損なわれる事態が生じないように、問題作成委員の氏名は学長と学科教員、入試業務担当の職員以外には開示されない。また、一般A選抜の入試問題点検に関しては、出題点検委員が選抜入試前後に行っている。入試問題点検担当者へは、注意事項として「機密の保持について」「点検業務について」「点検実施場所における通信機器類の持ち込み禁止について」確認を行っている（根拠資料 5－12）。一般A選抜の選抜入試実施中は、出題点検委員及び作問者が点検を行い、出題ミスの防止及び早期発見に努めている。なお、一般A選抜の入試問題点検は、学習指導要領や設定した出題範囲との関係について確認するとともに、問題の文面だけではなく問題の内容や条件設定についても確認するなど、受験者の立場に立ち、解答が導き出せるかなどについて点検を行っている。採点は、解答用紙の氏名や受験番号をマスキングし、採点者の目に触れないようにしている。採点の公平性は、複数人で採点を行い確保している。合否判定は、定員管理の観点も踏まえ、各学科、入試委員会、企画運営協議会、教授会の議を経て、学長が決定する。なお、判定資料には、評価・判定に関係しない情報は記載しない。また、追加合格においても、成績順位を恣意的に入れ替えるようなことはせず、公正・公平な合否判定を行っている。選抜入試の透明性を担保するため、過去問題の配布及びホームページでの公開を行っている。また、指定校推薦を除く、すべての入学試験で希望者に対して、個人別の成績開示を行っている。ただし、各選抜入試の受験者が5名に満たない場合は、成績開示を行っていない。

入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施に関しては、『学生募集要項』に「障がい等のある方の出願について」表 5－4 のように記載している。また、図 5－1 は、障がい学生に対する支援体制である。

表 5－4 障がい等のある方の出願について

障がい等のある志願者の方で、入学試験の受験上及び修学上の特別な配慮を必要とする場合は、「出願に伴う事前相談書」（ご連絡のあった方に、お送りします。）をご提出の上、ご相談ください。 提出された「出願に伴う事前相談書」に基づいて、本学で各個人に合わせた配慮を検討し、審査の上、受験上の配慮を決定します。 なお、必要な場合は、志願者や在学（出身）学校関係者等に聞き取り等を行う場合があります。 ○提出書類 1 出願に伴う事前相談書 2 医師の診断書
--

- 3 障がい者手帳等を交付されている方は、その写し
- 4 大学入学共通テスト受験特別措置決定通知書がすでに交付されている場合、「受験特別措置決定通知書」の写し
- 提出期限
各選抜の出願締切日の2カ月前までに必着
- ※総合型Ⅰ期に関しては、出願締切日の1カ月前までに本学入試係へ相談してください。
- 相談書の提出先
倉敷市立短期大学 入試係
〒711-0937 岡山県倉敷市児島稗田町1 6 0 番地 TEL (086) 473-1860

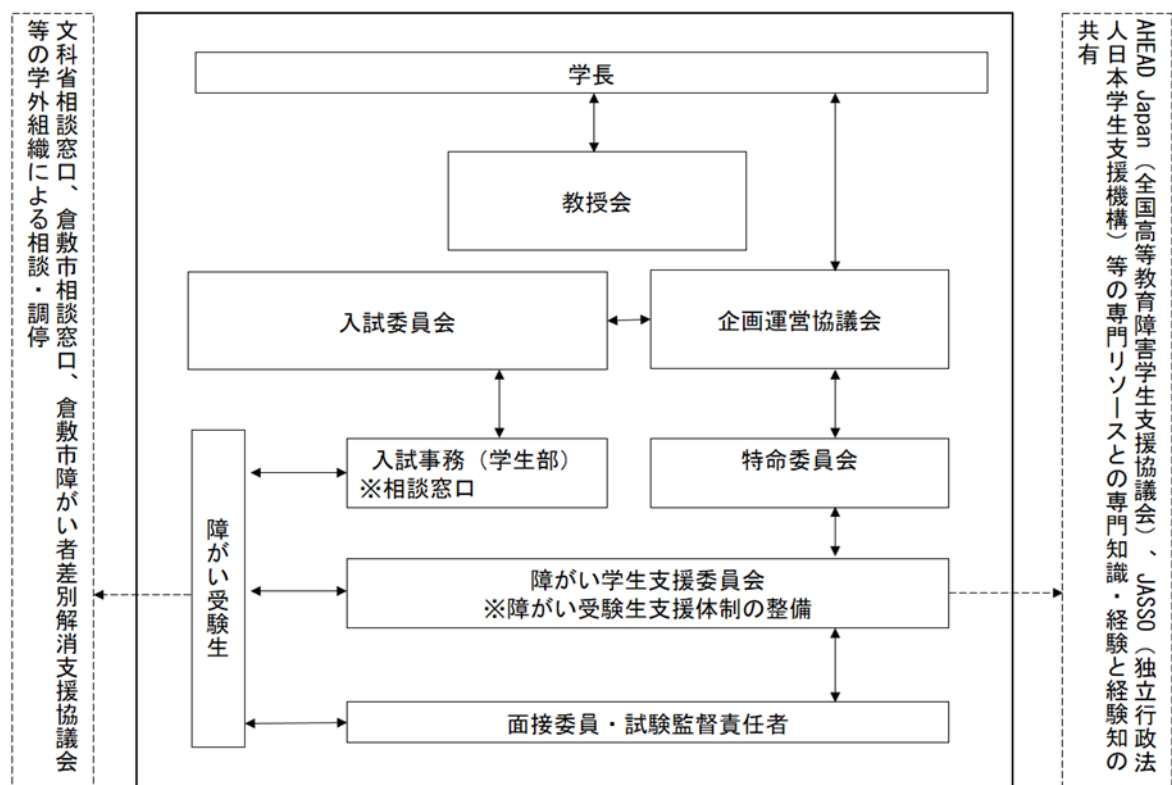


図5-1 障がい受験生に対する支援体制

このように、受験に際して配慮を必要とする志願者は、「出願に伴う事前相談書」を提出し（根拠資料5-13）、「障がい学生支援委員会」が協議し（根拠資料5-14）、入試委員会、事務局・学生部とも情報を共有し、「出願に伴う事前相談書」に基づいて、受験上の合理的配慮を決定する。また、疾病（新型コロナウイルス・インフルエンザ・ノロウイルス・風邪・その他を含む。）により試験を受験できない者は、医療機関からの診断書を提出することにより追試験（振替）を希望することができる（根拠資料5-15）。

2021（令和3）年度以降の入学選抜においては、文部科学省が年度ごとに通知する「大学入学選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」に従った。また、入試委員会において入試の実施方法に審議を重ね、教職員の対応として

「入試におけるマスク・手指消毒・換気・トイレ・誘導について」（根拠資料５－１６）を教授会にて協議し、受験生及び保護者の対応として「新型コロナウイルス感染対策に伴う受験上の注意について」（根拠資料５－１７）をホームページに掲載し、周知を徹底した。主な対応としては、罹患者等に対し、追加の受験料を徴収せず、追試験または指定された入試に振り替えて受験できるようにし（根拠資料５－１８）、受験生の入試機会を確保するとともに、安心して入試に臨めるなどした。さらに、濃厚接触者に対しては、別室受験を行うよう試験実施体制を整えた。本学は、入学試験における新型コロナウイルス感染症への対応・対策を講じ、入学試験の公平性を確保してきた。

以上のことから、本学では、「アドミンション・ポリシー」に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、新型コロナウイルス感染対策入学者選抜を公正に実施していると判断できる。

5.1.3. 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点１：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

- ・入学定員に対する入学者数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

本学では、短期大学設置基準４条３項（学生定員）を遵守している。各学科で共通する選抜は、総合型選抜Ⅲ期、学校推薦型選抜（市内・市外）、一般Ａ選抜、特別選抜（社会人・帰国生・外国人留学生）、一般Ｂ選抜（大学入学共通テスト利用）である。服飾美術学科は、総合型選抜Ⅰ・Ⅱ期、学校推薦型選抜指定校を独自選抜としている。表５－５（根拠資料５－２）、表５－６（根拠資料５－３）は、2023（令和５）年度における各学科及び専攻科の募集人員である。

表５－５ 学科募集人員

学科	定員	総合型選抜			学校推薦型選抜			一般A選抜	特別選抜			一般B選抜 (大学入学 共通テスト 利用)
		Ⅰ期	Ⅱ期	Ⅲ期	推薦型		指定校		社会人	帰国生	外国人留学生	
					市内	市外						
保育学科	50			若干名	15	15		20	若干名	若干名	若干名	若干名
服飾美術学科	50	15	10	若干名	5	5	若干名	15	若干名	若干名	若干名	若干名

表 5－6 専攻科募集人員

専攻	定員	一次		二次
保育臨床専攻	10	学内*	学外	若干名
		若干名	若干名	
服飾美術専攻	10	若干名		若干名

*一次の「学内」の対象は、本学保育学科を募集年度に卒業見込みのものとする。

在籍学生数の管理に関しては、学科会議、入試委員会、外部アドバイザー委員会、企画運営協議会において、在籍学生数を検証し、管理を行っている。表 5－7 は、各学科・専攻科の 2019 年度から 2023 年度までの定員数と在籍数である（根拠資料 5－19、5－20）。2023 年度、専攻科は学則変更を行い各専攻科の入学定員 10 名、収容定員 20 名とした（根拠資料 1－2）。

表 5－7 定員数と在籍数

	定員	定員	2019 年度			2020 年度			2021 年度		
			1 年	2 年	計	1 年	2 年	計	1 年	2 年	計
学科	保育学科	50	56	51	107	56	53	109	52	54	106
	服飾美術学科	50	49	59	108	50	53	103	50	50	100
	小計	100	105	110	215	106	106	212	102	104	206
専攻科	保育臨床専攻	5	6	7	13	7	6	13	9	7	16
	服飾美術専攻	5	4	3	7	4	4	8	8	4	12
	小計	10	10	10	20	11	10	21	17	11	28
合計		110	125	115	120	235	117	116	233	119	115

入学定員に対する入学者数比率及び収容定員に対する在籍学生数比率は、表 5－8～表 5－13 の記載のとおりである。表は、2019（令和元）年度から 2023（令和 5）年度 4 月 1 日現在の結果である。

表 5－8 大学全体の入学定員充足率及び収容定員充足率

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	平均
入学定員充足率	1.05	1.06	1.02	1.05	1.07	1.05
収容定員充足率	1.07	1.06	1.06	1.09	1.08	1.07

	定員	2022 年度		
		1 年	2 年	計
学科	保育学科	54	52	106
	服飾美術学科	51	51	102
	小計	105	103	208
専攻科	保育臨床専攻	7	9	16
	服飾美術専攻	7	9	16
	小計	14	18	32
合計		117	119	121

	定員	定員	2023 年度		
			1 年	2 年	計
学科	保育学科	50	60	55	115
	服飾美術学科	50	47	55	102
	小計	100	107	110	217
専攻科	保育臨床専攻	10	7	7	14
	服飾美術専攻	10	11	6	17
	小計	20	18	13	31
合計		120	125	123	248

大学全体の入学定員充足率の平均値は、1.05%（最低値 1.02%、最高値 1.07%）である。収容定員充足率の平均値は、1.07%（最低値 1.06%、最高値 1.09%）である。

表 5－9 保育学科の入学定員充足率及び収容定員充足率

	2019（令和 元）年度	2020（令和 2）年度	2021（令和 3）年度	2022（令和 4）年度	2023（令和 5）年度	平均
入学定員充足率	1.12	1.08	1.04	1.08	1.20	1.10
収容定員充足率	1.07	1.09	1.06	1.06	1.15	1.09

保育学科の入学定員充足率の平均値は、1.10%（最低値 1.04%、最高値 1.20%）である。収容定員充足率の平均値は、1.09%（最低値 1.06%、最高値 1.15%）である。保育学科では、厚生労働省により指定保育士養成施設の指定を受けていることから、中国四国厚生局による監督体制のもとにあり、適切な収容定員遵守のための指導体制がとられている。このため、入学者数を定員数に合わせるための調整が必要となる。

表 5－10 服飾美術学科の入学定員充足率及び収容定員充足率

	2019（令和 元）年度	2020（令和 2）年度	2021（令和 3）年度	2022（令和 4）年度	2023（令和 5）年度	平均
入学定員充足率	0.98	1.00	1.00	1.02	0.94	0.99
収容定員充足率	1.08	1.03	1.00	1.02	1.02	1.03

服飾美術学科の入学定員充足率の平均値は、0.99%（最低値 0.94%、最高値 1.02%）である。収容定員充足率の平均値は、1.03%（最低値 1.00%、最高値 1.08%）である。

表 5－11 専攻科全体の入学定員充足率及び収容定員充足率

	2019（令和 元）年度	2020（令和 2）年度	2021（令和 3）年度	2022（令和 4）年度	2023（令和 5）年度	平均
入学定員充足率	1.00	1.10	1.70	1.40	0.90	1.22
収容定員充足率	1.00	1.05	1.40	1.60	1.03	1.14

※2022 年度以前の専攻科収容定員は 10 名、2023 年度以降の収容定員は 20 名である。

専攻科全体の入学定員充足率の平均値は、1.22%（最低値 0.90%、最高値 1.70%）である。収容定員充足率の平均値は、1.14%（最低値 1.00%、最高値 1.60%）である。専攻科は、大学改革支援・学位授与機構による入学定員充足率及び収容定員充足率に関する規程がない。そのため、各専攻科において適正な学修及び学生指導が実施できるように入学定員充足率及び収容定員充足率を調整している。

表 5－12 専攻科保育臨床専攻の入学定員充足率及び収容定員充足率

	2019（令和 元）年度	2020（令和 2）年度	2021（令和 3）年度	2022（令和 4）年度	2023（令和 5）年度	平均
入学定員充足率	1.20	1.40	1.80	1.40	0.70	1.30
収容定員充足率	1.30	1.30	1.60	1.60	0.93	1.35

保育臨床専攻の入学定員充足率の平均値は、1.30%（最低値 0.70%、最高値 1.80%）である。収容定員充足率の平均値は、1.35%（最低値 0.93%、最高値 1.60%）である。

表 5-13 専攻科服飾美術専攻の入学定員充足率及び収容定員充足率

	2019（令和 元）年度	2020（令和 2）年度	2021（令和 3）年度	2022（令和 4）年度	2023（令和 5）年度	平均
入学定員充足率	0.80	0.80	1.60	1.40	1.10	1.14
収容定員充足率	0.70	0.80	1.20	1.60	1.13	1.09

服飾美術専攻の入学定員充足率の平均値は、1.14%である。収容定員充足率の平均値は、1.09%である。表 5-14～16 は、各学科及び専攻科の入試倍率である（根拠資料 5-20）

表 5-14 保育学科入試倍率

種別	推薦 A		一般	社会人	帰国生	外国人	推薦 B		センタ ー	倍率
年度・名	市内 10 名	市外 15 名	20 名	若干名	若干名	若干名	市内 2 名	市外 3 名	若干名	定員 50 名
2019	1.1	1.9	2.1	1.0	-	-	1.0	2.3	4.7	1.9
2020	1.3	2.3	2.7	-	-	-	1.5	1.0	4.3	2.2
種別	推薦		一般	社会人	帰国生	外国人	総合Ⅲ		共通	計
年度・名	市内 15 名	市外 15 名	20 名	若干名	若干名	若干名	若干名		若干名	定員 50 名
2021	1.2	2.0	2.1	1.0	-	-	1.0		2.0	1.7
2022	1.1	1.3	1.2	1.0	-	-	1.0		1.1	1.2
2023	1.0	1.2	1.4	-	-	-	1.5		1.8	1.2

表 5-15 服飾美術学科入試倍率

種別	AO 1	AO 2	AO 3	推薦 A		指定校	一般	社会人	帰国生	外国人	センタ ー	二次募 集	計
年度・名	15 名	10 名	若干 名	市内 5 名	市外 5 名	若干名	15 名	若干名	若干名	若干名	若干名	若干名	定員 50 名
2019	1.0	1.0	-	-	1.0	1.0	1.1	-	-	-	1.0	1.0	1.0
2020	1.0	1.0	1.0	-	1.0	1.0	1.0	-	-	-	1.0	-	1.0
種別	総合 Ⅰ	総合 Ⅱ	総合 Ⅲ	学校推薦型		指定校	一般	社会人	帰国生	外国人	共通	二次募 集	倍率
年度・名	15 名	10 名	若干 名	市内 5 名	市外 5 名	若干名	15 名	若干名	若干名	若干名	若干名	若干名	定員 50 名
2021	1.0	-	-	-	1.0	1.0	1.0	-	-	-	1.0	1.0	1.0
2022	1.0	1.0	1.0	1.0	-	1.0	1.0	-	-	-	1.0	-	1.0
2023	1.0	1.0	1.0	-	1.0	1.0	1.0	-	-	-	1.0	-	1.0

表 5-16 専攻科入試倍率

種別	専攻科					倍率
	保育臨床専攻			服飾美術専攻		定員 10 名
年度・名	1 次		2 次	1 次	2 次	
	学内	学外				
2019	1.6	-	1.0	1.0	-	1.3
2020	1.3	-	2.0	1.0	-	1.3
2021	1.4	-	1.0	1.0	1.0	1.2
2022	2.2	-	1.5	1.9	1.0	1.9
	保育臨床専攻			服飾美術専攻		定員 20 名
年度・名	1 次		2 次	1 次	2 次	
	学内	学外				
2023	1.1	-	-	1.0	1.0	1.1

以上のことから、本学では、適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していると言える。収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足が生じた場合は、各学科・専攻科、入試委員会において協議を行い、対応を行う。

5.1.4. 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、学則第2条及び入試委員会規程第3（1）（根拠資料5－6）に基づき、毎年度、入学者選抜の結果をもとに、学科会議、入試委員会、外部アドバイザー委員会、企画運営協議会において、学生募集及び入学者選抜の適切さや有効性を検証し、改善を図っている。入試委員会、企画運営協議会、教授会では、各入学者選抜方法（推薦入試、総合型Ⅰ・Ⅱ選抜（服飾美術学科）、総合型Ⅲ期選抜（両学科）、一般A選抜（大学独自試験）、一般B選抜（大学入学共通テスト利用）に関して、受験者数及び入学者数を点検・評価している（根拠資料5－20）。学生募集と入学者選抜の方針と実施方法との整合性については、まず、各入学者選抜終了後に開催する全体の反省会や学科会議で、「アドミッション・ポリシー」をはじめ、具体的な運営上の問題に至るまで全体的な点検を行う機会を設けている。指摘のあった事項を直近の入試委員会で分析・検討し、緊急に対策を講じる必要のある件については速やかに対応している。年度末には、1年間の学生募集及び入試実施体制を入試委員会で総括する。その内容を「今年度の課題と達成状況」として報告書にまとめるとともに、入試委員会や各学科会議で、次年度に向けた入試の方針や実施方法に修正を加える際に活用している（根拠資料5－8）。オープンキャンパスや各種進学ガイダンスでのアンケートや、新入生を対象にした入試アンケート等の調査も、学生募集と入学者選抜の在り方を検討するための貴重な資料となっている。加えて、教員による高校訪問や、各種進学ガイダンス、外部アドバイザー委員会により広く意見聴取を行っている。

点検・評価結果に基づく改善・向上に関して、本学では、令和5年度選抜入試から専攻科の入学定員の規程を改めた。また、令和7年度入試から、保育学科が総合型Ⅰ期の実施を計画している（根拠資料5－21）。

以上のことから、本学では、学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っていると言える。

5.2. 長所・特色

本学の学生募集活動は、学長のリーダーシップの下、小規模大学の長所を活かし、受験生や地域のニーズに基づき迅速に展開している。例えば、令和5年度入試では、各専攻科の入学定員を10人に増やした。また、令和7年度入試では、保育学科は、総合型Ⅰ期選抜を実施し、受験機会の拡充に寄与している。

新型コロナウイルス感染症拡大以前は、対面式でのオープンキャンパスを年3回実施していた。新型コロナウイルス感染症拡大以降、2020（令和2）年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴いオンライン相談会に変更した。2021（令和3）年度は、オンライン相談会に加え、オンラインオープンキャンパスを行い、模擬授業や入試情報、就職状況などLIVE配信を行った。令和4年度は、人数制限等感染対策を行いながら対面式でのオープンキャンパスを実施した。現在、2020（令和2）年度から実施しているオンライン相談会は継続しており、オープンキャンパスに参加が難しい受験生にとっては、直接、教員から情報を得る機会となっている。今後もオンライン相談会は継続する予定である。

2022（令和4）年度は、高校2年生を対象とするオープンキャンパスを3月に実施した。この時期のオープンキャンパスは、早い時期での受験生確保を目指している。また、2023（令和5）年度からは、年4回のオープンキャンパスを実施することで、受験生・保護者等へ本学の情報を適切に伝える機会を増やしている。オープンキャンパスにおいては、教職員だけでなく学生がスタッフとして参加し、受付や案内、学生生活の紹介等を行うことで、受験生・保護者に入学後の学修及び生活がイメージしやすくなっている。

専攻科においては、学科の学びをさらに深め、地域社会へ貢献しうる人材を育成するため、令和4年度専攻科入試から定員を各専攻科10名とした。これにより、学生にとって学科からの進学を希望しやすくなる環境を整えた。

5.3. 問題点

各学科とも、志願者数が減少傾向にある。特に市内の高校との関係づくりについては、学科の教育内容を広報する機会を増やすだけでなく、入学後の様子や卒業後の進路状況、受け入れた学生についての情報交換を行うといった信頼関係づくりを考えていく必要がある。

5.4. 全体のまとめ

本学では、自ら掲げる理念・目的の実現のために、各学科・専攻科の「アドミッション・ポリシー」を適切に定め（根拠資料5-1【ウェブ】）、広く地域社会に公表するとともに、その方針に従い学生の受け入れを公正に行っている（根拠資料5-2【ウェブ】、5-3【ウェブ】、5-4【ウェブ】）において、適正かつ公正に周知を図っている。

2020（令和2）年度から、新型コロナウイルス感染症拡大により学生募集活動の方法は、一部変更を余儀なくされたが、今後はオンライン等のツールを有効活用し、地域社会の状況に応じたハイブリット型で迅速な募集活動を検討していく。

学生募集活動においては、オープンキャンパスだけでなく、オンライン相談やSNSを利用した広報、教職員による進学ガイダンスや高校訪問等での募集活動等を行っている。それぞれの内容の効果を検証し、有効な学生募集活動を模索していく。

第6章 教員・教員組織

6.1. 現状説明

6.1.1. 短期大学の理念・目的に基づき、短期大学として求める教員像や各学科・専攻科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：短期大学として求める教員像の設定

・各学科・専攻科で求める専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2：各学科・専攻科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

本学では、倉敷市立短期大学の理念として、「地域に密着した高等教育機関として、幅広い教養と創造力・実践力を身につけた人材を育成するとともに、地域の発展に寄与する」に即して、大学の求める教員像を理念の実現に貢献できる人材と設定している（根拠資料1－1【ウェブ】）。また、倉敷市立短期大学の目的として「保育及び服飾美術に関する専門的な理論と実証的な技能の教授及び研究を行うことにより、教養豊かな社会人を育成する」意欲と能力のある教員を求めている。（根拠資料1－1【ウェブ】）さらに、「求める教員像及び教員組織の編成方針」に次のように明示している（根拠資料6－1【ウェブ】）。

【全学科・専攻科】

地域に密着した高等教育機関として、情報教育、外国語（国際理解）教育、健康・スポーツ等、幅広い教養と想像力・実践力を身につけた人材を育成できる教員。

【保育学科・専攻科保育臨床専攻が求める教員像】

地域における学術交流及び保育・教育研修等に携わり、そこで得られた知見を授業や研究に還元できる意欲・能力をもち、保育者養成教育の質と専門性の向上を目指す教員。

【服飾美術・専攻科服飾美術専攻が求める教員像】

社会への貢献を根源的使命として自らの専門性を高め、繊維・アパレル、デザインおよびその関連産業へのイノベティブな研究成果の弛まぬ発信と、地域産業から求められる有能人材の育成に長けた、創造力と多角的視野を持った主体的で機動力のある教員。

本学では、学長を委員長とする人事委員会の責任体制の下で教員組織の在り方を検討し、整備を行っている（根拠資料6－1【ウェブ】）。

分野構成に関しては、学校教育法に基づく短期大学設置基準（以下、「短期大学設置基準」と総称する。）や大学改革支援・学位授与機構による教員組織及び授業担当教員審査（特例適用認定課程も含む）を遵守している。例えば、保育学科の分野構成は、文部科学省初等中等教育局教職員課による「教職課程認定基準」3（9）及び4－1（3）の規定に則し、「求める教員像及び教員組織の編成方針」を設定している。また、厚生労働省雇用均等・児童家庭局による「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」に基づ

き教員組織及び教員の資格等、教員組織の整備を行っている。専攻科保育臨床専攻の分野構成は、「教職課程認定基準」3（9）及び4－1（3）に則し、「求める教員像及び教員組織の編成方針」を設定している（根拠資料6－2）。保育学科及び専攻科保育臨床専攻は、定期的実施される教職課程再課程認定に適合するように教員組織の整備を行っている。服飾美術学科の分野構成は、3つコース（ファッション、デザイン・アート、情報・地域経済・ビジネス）と11のゼミナールである。専攻科服飾美術専攻の分野構成は、服飾美術学科の3つコースを11の専門領域に分化・発展させている。各専攻科は、大学改革支援・学位授与機構による教員組織及び授業担当教員審査（特例適用認定課程も含む）に則し、教育・教員組織の構成している。

各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等に関しては、「倉敷市行政組織規則」（根拠資料6－3）に記されている。また、本学は、倉敷市の直営であるため、各教員の役割に関しては、「倉敷市行政組織規則」第30条（市立短期大学の組織）及び第31条（市立短期大学の職制）、第32条2（11）（12）を遵守する必要がある（根拠資料6－3）。

6.1.2. 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：短期大学全体及び学科・専攻科等ごとの基幹教員数

評価の視点2：適切な教員組織編制のための措置

- ・教員組織の編制に関する方針と教員組織の整合性
- ・教育上主要と認められる授業科目における基幹教員の適正な配置（専任教員については教授又は准教授）
- ・短期大学士課程及び専攻科課程の目的に即した教員配置（・国際性、男女比）
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮
- ・複数学科等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況の適切性
- ・他短期大学・企業等を兼務する基幹教員について、業務状況の適切性
- ・教員と職員の役割分担、それぞれの責任の明確化と協働・連携
- ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮

評価の視点3：指導補助者を活用する場合の適切性（資格要件、授業担当教員との責任関係や役割の明確化、指導計画の明確化等）

評価の視点4：教養教育の運営体制

本学では、大学設置基準を満たしている。特に、保育学科・専攻科保育臨床専攻は、教員・保育士養成の専門職養成課程であるため関係法令に則り、教員・保育士養成に係る専門性を有する教員を配置している。

本学における適切な教員組織編制のための措置として、教員採用は、全て公募で行っている。本学は、「求める教員像及び教員組織の編制方針」と教員組織の整合性を図るため、各学科及び専攻科の「カリキュラム・ポリシー」に沿った専門教育が、実施できること、学生指導ができること、地域貢献ができることを必須としている。各学科及び専攻科の

「カリキュラム・ポリシー」に沿った専門教育が、実施できること、学生指導ができること、地域貢献ができることの能力を有していることの可否は、応募書類（履歴書・教育研究業績書・主要著書及び論文、教育に関する実績と今後の教育に関する抱負）及び面接（模擬授業を含む）により確認している。女性教員及び外国人教員、実務家教員を積極的に採用する条件は、公募書類に明記していない。ただし、女性及び外国人、実務の有無が理由として採用を不利にすることはない（根拠資料 6－1 【ウェブ】、6－4）。教員採用基準は、「倉敷市立短期大学教員採用に関する選考規程」及び「倉敷市立短期大学教員採用に関する選考規程細則」を参考としており、教員採用後の職位の基準等を明確にする必要がある。

本学において、教育上主要と認められる授業科目における専任教員の適正な配置及び短期大学士課程及び専攻科課程の目的に即した教員配置（国際性・男女比）は、表 6－1「教員の職位別構成人数（比率）」及び表 6－2「教員の年齢別構成人数（比率）」、表 6－3「教員の男女別構成人数（比率）」、表 6－4「2023（令和 5）年度 専任教員教員による必修科目担当数（比率）の男女別構成人数」に示した。これらの数値からも明らかのように適性に行われているといえる。国際性に関しては、外国人教員は、1 名採用している。男女比に関しては、男性 12（54.5%）、女性 10（45.5）であり、有意差は認められない（根拠資料 6－5）。

表 6－1 「教員の職位別構成人数（比率）」（2023（令和 5）年 5 月 1 日現在）

	教授	准教授	講師	助教	計
保育学科	4	4	2	1	11
服飾美術学科	5	3	3	0	11
全体	9	7	5	1	22

※保育学科は、2024（令和 6）年 4 月 1 日付で 1 名採用予定である。

表 6－2 「教員の年齢別構成人数（比率）」（2023（令和 5）年 5 月 1 日現在）

	60 歳以上	59～50	49～40	39～30	29 歳以下
保育学科	0	5	4	1	1
服飾美術学科	1	7	1	2	0
全体	1	12	5	3	1

※保育学科は、2024（令和 6）年 4 月 1 日付で 1 名採用予定である。

表 6－3 「教員の男女別構成人数（比率）」（2023（令和 5）年 5 月 1 日現在）

	男性数（%）	女性数（%）	合計（%）
保育学科	5（45.5）	6（54.5）	11（100）
服飾美術学科	7（63.6）	4（36.4）	11（100）
全体	12（54.5）	10（45.5）	22（100）

※保育学科は、2024（令和 6）年 4 月 1 日付で 1 名採用予定である。

表 6－4 「専任教員による必修科目担当数（比率）の男女別構成人数」（2023（令和 5）年 5 月 1 日現在）

	必修科目数	専任教員担当科目数	非常勤講師担当科目数
保育学科	46	35 (76.1)	11 (23.9)
服飾美術学科	3	3 (100)	3 (100)
保育臨床専攻	20	18 (90)	2 (10)
服飾美術専攻	3	3 (100)	3 (100)
全体	72	59 (81.9)	13 (18.1)

※オムニバスの必修科目に非常勤講師がいる場合は、非常勤講師担当数に含んでいる。

※保育学科は、2024（令和6）年4月1日付で1名採用予定である。採用後は、必修科目数は37科目（80.4%）、非常勤講師担当数は9科目（20%）になる。保育臨床専攻の必修科目数は19科目（95%）、非常勤講師担当数は1科目（5%）になる。全体の必修科目数は62科目（86.1%）、非常勤講師担当数は1科目（13.9%）になる。

教員の授業担当負担への適切な配慮に関する規程はない。今後、服飾美術学科において、教育方針に基づき科目数の精選を行い教員の科目数及びコマ数の改善が必要である。

現在、本学では、各学科及び専攻科において専任教員を兼ねる教員はいない。ただし、基礎科目を中心として保育学科から服飾美術学科へ3名、服飾美術学科から保育学科へ3名の兼担がいる。それぞれ実施する科目数のコマ数は、年間1～3コマであるため業務状況は適切であるといえる（根拠資料4－5）。

他短期大学・企業等を兼務する専任教員に関しては、「学外の非常勤講師を兼務する場合の運用の内規」に基づき学外の非常勤講師を兼務する（根拠資料6－6）。その場合、他短期大学・企業等は、兼業内容が記された依頼書を大学に提出し、企画運営協議会を経て協議し、教授会の意見を聴いた上で学長が決定する。

教員と職員の役割分担、それぞれの責任の明確化と協働・連携は、学生部に、学生部長1名、学生部教員主幹1名、付属図書館長1名と専任教員が事務職員として兼務している。また、事務局・学生部の職員が、各種委員会に委員として配置されている（根拠資料6－3、6－7）。実務家教員の採用に関しては、採用・配置する方針は定めていない。以上のことから、短期大学全体及び各学科及び専攻科ごとの専任教員数及び適切な教員組織編制のための措置は、適切に教員組織を編制していると判断できる。

本学において、指導補助者（本学においては「助手」という。）を活用する場合は、各学科及び専攻科において授業の内容及び進め方（根拠資料4－7【ウェブ】）を確認した上で、指導補助者の有無を判断している。指導補助者が必要であると判断した場合は、各学科及び専攻科で候補者を選定した後、指導補助者の履歴書・教育研究業績書・主要著書及び論文等を企画運営協議会で確認・協議し、教授会に指導補助者の履歴書等を抜粋したものを資料として上程し、教授会の意見を聴いた上で学長が決定する。以上のことから、指導補助者を活用する場合の適切性は、確保されているといえる。

本学において、教養教育の運営体制は、教務委員会のもとに、教養教育部会を付設している（根拠資料6－8）。教養教育部会の部会長は、教務委員長が兼務すると共に、学生部教員主幹も兼務する。教養教育部会員は、基礎科目担当教員で構成されている（根拠資料6－9）。教養教育科目の新設や変更といった教養教育科目の編成については、各学科会議にて内容を精査し、教養教育部会及び教務委員会で確認されたのち、企画運営協議会

を経て協議し、教授会の意見を聴いた上で学長が決定する。以上のことから、本学では、教養教育の運営体制は、整備されているといえる。

以上のことから、本学では、「求める教員像及び教員組織の編成方針」に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制していると判断できる。

6.1.3. 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

教員募集・採用に関する基準及び手続の設定と規程に関しては、「倉敷市立短期大学教員昇任に関する選考規程」及び「倉敷市立短期大学教員昇任に関する選考規程細則」（根拠資料6-10、6-11）を援用している。

教員募集・採用情報は、倉敷市長の決済の後、科学技術振興機構のJREC-INや関係学会のホームページへの情報掲載、全国の大学・短大等への公募文書の郵送によって、適切な人材を広く募っている。

教員の募集、採用は、教員採用選考委員会が作成した原案に基づき、人事委員会が採用人事案を協議する。採用人事案は、教授会において人事委員会で任命された調査委員長が採用理由を説明し、教授会の意見を聴いた上で学長が決定する。なお、職位の判断は、応募書類（履歴書・教育研究業績書・主要著書及び論文、教育に関する実績と今後の教育に関する抱負）及び面接（模擬授業を含む）、教員の職位別構成人数（比率）、教員の年齢別構成人数（比率）、教員の男女別構成人数（比率）、「倉敷市立短期大学教員昇任に関する申し合わせ事項」（根拠資料6-12）等、総合的に判断して決定している。教授会後、採用教員（案）は、設置者の決済を受け正式採用となる。採用にあたっては、欠員の生じた専門領域を機械的に補充するだけでなく、社会的ニーズやカリキュラムの点検結果によって、新領域の教員を採用する等の改善を図っている。

昇任に関する基準及び手続は、毎年、学長が教授会において、全教員にその年度の研究業績の提出を求める。過去の研究業績を踏まえ、2名以上の教授が推薦を行えば、教員昇任選考委員会が設置され、教授会で報告される。教授の推薦に関しては、倉敷市立短期大学教員昇任に関する選考規程」及び「倉敷市立短期大学教員昇任に関する選考規程細則」（根拠資料6-10、6-11）に規定されている。教授、准教授、講師、助教、助手の適合基準については、「倉敷市立短期大学教員昇任に関する申し合わせ事項」に定めている（根拠資料6-11）。「倉敷市立短期大学教員昇任に関する申し合わせ事項」（根拠資料6-12）は、各職階に求められる教育・研究業績等の基準が具体的に示されたものである。なお、毎年度、人事委員会は「倉敷市立短期大学教員昇任に関する申し合わせ事項」の内容の確認を行って、業績評価のあり方について検討を行っている。

規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施は、表6-6及び表6-7に示す。

表6-6 「教員の採用」 (2023年5月1日現在)

	2023	2022	2021	2020	2019	2018	合計
保育学科	2	2	1	1	0	0	6
服飾美術学科	1	0	1	1	1	0	4
全体	3	2	2	2	0	0	10

表6-7 「教員の昇任」 (2023年5月1日現在)

	2023	2022	2021	2020	2019	2018	合計
保育学科	1	1	0	0	1	2	5
服飾美術学科	0	2	0	1	1	0	4
全体	1	2	0	1	2	2	9

過去6年間の採用は10名、昇任9名であった。公募、昇任については、学長のガバナンスの下、学則や「倉敷市立短期大学教員昇任に関する申し合わせ事項」等の諸規程に則って行われている。役付職員の任免は、学長が行っている。

6.1.4. ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施
 評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用
 評価の視点3：指導補助者に対する研修の実施

ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施に関しては、大学活動推進委員会が担っている。大学活動推進委員会は、FD・SDの啓発及び、情報収集及び提供、その他FD・SDに関することを事項として協議する（根拠資料6-13）。FD・SD講演は、毎年実施しており、年度別FD研修のテーマは、表3-8に示したとおりである（根拠資料6-14【ウェブ】）。

表6-8 「年度別FD研修のテーマ」 (2023（令和5）年5月1日現在)

年度	FD研修のテーマ
2022（令和4）年度	・「繊維のまち児島のはじまり-北前船と綿作を中心に-」 ・「認証評価と大学運営―受審に向けた準備のために―」
2021（令和3）年度	・「岡山県内の高校生の大学選択の傾向の現状について」 ・「企業・保育所が求める人材像」「民間企業が求める人材とは」
2020（令和2）年度	・「受験生獲得のための大学広報の全学的な取り組み方」 ・「SDGsの基本」
2019（令和元）年度	・「大学における危機管理システム 防災体制（システム）の構築に向けて」 ・「災害時の行動計画を考える ―タイムラインの検討」
2018（平成30）年度	・「ハラスメントマネジメント① 『ハラスメント』と『指導』のボー

30) 年度	ダーラインを考える」 ・「ハラスメントマネジメント② ハラスメントへの対応を考える」
--------	---

新任教員は、倉敷市が実施する初任者研修に参加する。また、短期大学では役付職員（学生部長、図書館長、学科長、）及び事務局長による「新任FD・SD研修」を受講し、教育及び学生指導、勤務規程等の説明を受ける（根拠資料6-15）。さらに、前期・後期のオリエンテーションへの参加を義務づけることで、短期大学の教員としての自覚を高め、教育研究活動への円滑な導入をはかることができるよう支援している（根拠資料6-15）。

教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用に関しては、大学活動推進委員会が担っている。「年報の編集、公開、その他年報に関すること」を事項として協議する（根拠資料2-9）。『年報』は、毎年作成され、紙面及びウェブでもって大学内外へ公表を行っている（根拠資料2-8【ウェブ】）。

また、大学活動推進委員会は、「授業評価の計画及び実施、検証、報告、活用、その他授業評価に関すること」も事項として協議する（根拠資料2-9）。教員の教育活動に関しては、学生による授業評価によって判断している。授業評価は、年に2回前期・後期の授業終了時（通年科目に関しては、後期授業終了後に1回実施）に非常勤講師を含む全教員の全科目を対象に実施する。授業評価後、各教員は、学生による授業評価の検証を行う。授業評価検証結果は、各自で自己点検レポートとしてまとめられ、大学活動推進委員会へ提出される。大学活動推進委員会は、自己点検レポートを集約し、授業評価報告書作成し、紙面及びウェブでもって大学内外へ公表を行っている（根拠資料3-3【ウェブ】）。研究活動に関しては、教員に、週1日の研修日を認めている（学長、学生部長、図書館長、学科長を除く）。かつ、研修計画を提出することによって、夏季・冬季・春季の長期休業中に長期研修を取得することもできる。社会活動に関しては、毎年『年報』の作成を教員に依頼し、『年報』の編集、公開を担っている。『年報』は、紙面及びウェブでもって大学内外へ公表を行っている（根拠資料2-8【ウェブ】）。また、学長によっても、教員の教育活動、研究活動、社会活動等の作成が指示され、評価とその結果は、昇任人事の資料とされる（資料6-16）。

指導補助者に対する研修の実施に関しては、服飾美術学科のみ指導補助者が所属しているため、服飾美術学科に所属する科目担当教員が口頭で行っている。

6.1.5. 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、教員組織の適切性を検証するにあたり、教員の資質の向上を図るための自己評価関係、教育課程の編制を考慮した人事関係の2つの視点から鑑みている。

教員の資質の向上については、大学活動推進委員会により、「年報の編集、公開、その他年報に関すること」、「FD・SDの啓発及び推進、情報収集及び提供、その他FD・

SDに關すること」「授業評価の計画及び実施、検証、報告、活用、その他授業評価に關すること」、「その他大学活動推進に關すること」が協議される（根拠資料6－13）。その結果や内容は、毎年発刊される『倉敷市立短期大学短大組織自己点検・評価報告書』において報告される（根拠資料2－7）。この段階で、各種委員会及び関係部局において前年度実績と本年度実績の効果測定と比較検討と次年度に向けての短期・中期課題の設定を行う。このことで、教育の質及び施設管理、教務事務を検証する機能を担保している。これらの内容は、外部アドバイザー委員会や企画運営協議会、教授会において組織及び教員個人単位の評価に利用される。人事関係については、人事委員会にて検討を行う。特に教員の採用や昇任では、人事委員会の責任の下、専門領域及び担当分野、各学科及び専攻科の「カリキュラム・ポリシー」及び「ディプロマ・ポリシー」の実現に適切な教員を配置するために、調査委員を選出し、選考に關するデータの精査と綿密な協議を重ねた上で、選考委員会（人事委員会）における協議を経て学長への報告を行う。選考委員会（人事委員会）における協議内容は、年度末の自己点検報告書にまとめられ教員に周知される。この報告の後、希望する教員は学長との面談が可能であり、教育・研究・地域貢献・大学運営等に関し、広くアドバイスを受けることができる。これらの手続きにより、人事業務における透明性を確保している。

点検・評価結果に基づく改善・向上に關しては、全教員が「教員目標設定・成果ふり返しシート」を作成する。教授は、「教員目標設定・成果ふり返しシート」を基に学長の面談を受ける（根拠資料2－13）。准教授以下は、主に学科長による面談を受ける。希望があれば、学長との面談も可能である。年度末には、全教員は、「教員目標設定・成果ふり返しシート」へ達成度を記入し、学長へ提出する。

6.2. 長所・特色

なし。

6.3. 問題点

教員の昇任に關して、「倉敷市立短期大学教員採用に關する選考規程」や「倉敷市立短期大学教員採用に關する選考規程細則」はある。とはいえ、教員の様々な活動を業績として評価するシステムの構築が完遂していない。これらの問題点については、今後の改善が必要であると認識している。FD・SD講演会後の点検は、十分ではない。FD・SD講演会後にアンケート調査は実施しているが、具体的にアンケート調査の結果を大学運営及び授業・学生指導へ活用するのは個々の教員の裁量に任されており、全学的かつ組織的に行うことが必要であると認識している。

6.4. 全体のまとめ

本学では、理念・目的に基づき、短期大学として求める教員像や各学科・専攻科等の「求める教員像及び教員組織の編制方針」を明示し、各種の基準、規程、規則に則り、教員組織を編制している。

教員組織の編成は、定期的に文部科学省や厚生労働省、大学改革支援・学位授与機構の

審査を受け、基準を遵守するように努めている。各機関の基準を遵守するために、事務局、学生部、教務委員会等関係部局が連携し、総括的なシステムを構築している。

教員の昇任は、「倉敷市立短期大学教員採用に関する選考規程」及び「倉敷市立短期大学教員採用に関する選考規程細則」に則り、適切に行っている。教員の募集、採用、採用時の職位に関する規程の整備に関しては、認識しており、人事委員会において協議中である。

F D・S D活動や授業評価アンケートは、大学推進活動委員会が組織的に実施している。また、卒業時の学修成果に関する調査は、教務委員会が実施している。アンケートの結果を教員並びに学生にフィードバックしている。教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげるための方略が十分に実施されていないことは認識している。

以上のことから、基準6については、問題点はあるもののおおむね適切に取り組んでいるといえる。

第7章 学生支援

7.1. 現状説明

7.1.1. 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する短期大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：短期大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する短期大学としての方針の適切な明示

本学では、「学生支援に関わる方針」に修学支援、生活支援、進路支援の3項目を定め、ホームページに掲載している（根拠資料7-1【ウェブ】）。

「学生支援に関わる方針」は、ホームページに掲載し全教職員が常時閲覧できる状態としている。以上、本学では、短期大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する短期大学としての方針を適切に明示していると言える。

7.1.2. 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・ 学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・ 正課外教育
- ・ 自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援
- ・ オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮（通信環境確保のための支援、授業動画の再視聴機会の確保など）
- ・ 留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・ 障がいのある学生に対する修学支援
- ・ 成績不振の学生の状況把握と指導
- ・ 留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・ 退学希望者の状況把握と対応
- ・ 奨学金その他の経済的支援の整備
- ・ 授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・ 学生の相談に応じる体制の整備
- ・ ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
- ・ 学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮
- ・ 人間関係構築につながる措置の実施（学生の交流機会の確保等）

評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・ 学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
- ・ 進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

評価の視点5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

評価の視点6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

本学では、7.1.1.で示した「学生支援に関する方針」（根拠資料7-1【ウェブ】）に示しているように、修学支援は教務委員会（根拠資料6-9）、生活支援は学生生活委員会（根拠資料7-2）、進路支援はキャリア支援委員会（根拠資料7-3）が責任組織として学生支援体制を整備している。それぞれの委員会は、課題に応じて事務局、学生部、各学科及び専攻科と連携する。また、入学から卒業まで、きめ細やかな指導を行うため、担任制（1、2年次）とチューター制（1年次）、ゼミ担当制（2年次）を導入し、個別の状況把握、支援に努めている（根拠資料7-1【ウェブ】）。

2020（令和2）年3月から2023（令和5）年3月までは、コロナ感染対策など学生の安全確保を検討する危機管理対策推進室を設置し、対応にあたった（根拠資料7-4、7-5）。2023（令和5）年度からは特命委員会に（根拠資料7-6）、危機管理委員会を付設し（根拠資料7-6）、本学で発生する危機に迅速に対応する組織として位置づけている。また、特命委員会には、障がい学生支援委員会を付設し（根拠資料5-13、7-7【ウェブ】）、障がい学生支援体制を整備している（根拠資料7-8【ウェブ】）。以上のことから、本学では、学生支援体制の適切な整備が実施されていると言える。

学生の能力に応じた補習教育、補充教育に関しては、全学的な方針及び担当部局は立てていない。ただし、各学科・専攻科では、収容定員数の少なさを活かして、個々の学生に対して対応を行っている。例えば、保育学科では、入学生へ「語学力敬語トレーニング」等の入学前学習、入学前ピアノ個人レッスン（根拠資料7-9）を実施している。また、公務員試験対策講座（根拠資料7-10）を実施している。服飾美術学科では、教員ごとに特定の曜日時間をオフィスアワーとし、研究室を訪ねやすい環境づくりに努めている（根拠資料7-11）。以上のことから、本学では、各学科・専攻科において学生のニーズに応じて補習・補充教育を行っている。

正課外教育に関しては、本学学生に構成する学生会が組織されている。学生会は、学生生活の充実と向上に関すること、クラブ活動・同好会活動に関すること等の諸活動を行っている（根拠資料7-12）。例えば、クラブ活動・同好会活動では保育学科の学生が主体となり倉敷市立短大子どもの劇場、運動体験部を設立し、活動している。倉敷市立短大子どもの劇場は、人形劇や劇を行っている。顧問は、保育学科の科目「言葉の指導」「劇表現の指導法」の教員が担い、正課教育の学びをクラブ活動を通じて倉敷市民に発表している（根拠資料7-13）。運動体験部は、コロナ禍においては活動自粛をしていた。顧問は、体育系の科目を教授する教員が担っている。コロナ過以前は、月に1回、地域の親子を本学の体育館に招き、「親子ふれあいパーク」を開催していた（根拠資料7-14）。その他、茶道部等が、地域に開かれた活動を行っている（根拠資料7-15）。クラブ活動・同好会活動以外では、倉敷市防災フェアボランティアや服飾美術学科の学生が実施するファッションショーがある。ファッションショーは、主に服飾美術学科のファッションコース系の教員が指導・助言を行い、服飾美術学科の正課学習の学びの成果発表会の場となっている（根拠資料7-16）。その他、学生会や専任教員、退職教員、地域の企業などの有志によって、ウクライナ難民ボランティアとして「ウクライナリボン」の作成・販売等の社会貢献活動をととして、社会人基礎力や自身の主体性、市民性の育みを行った（根拠資料7-17）。また、隔年ごとに各学科及び専攻科において海外研修を実施している（根拠資料1

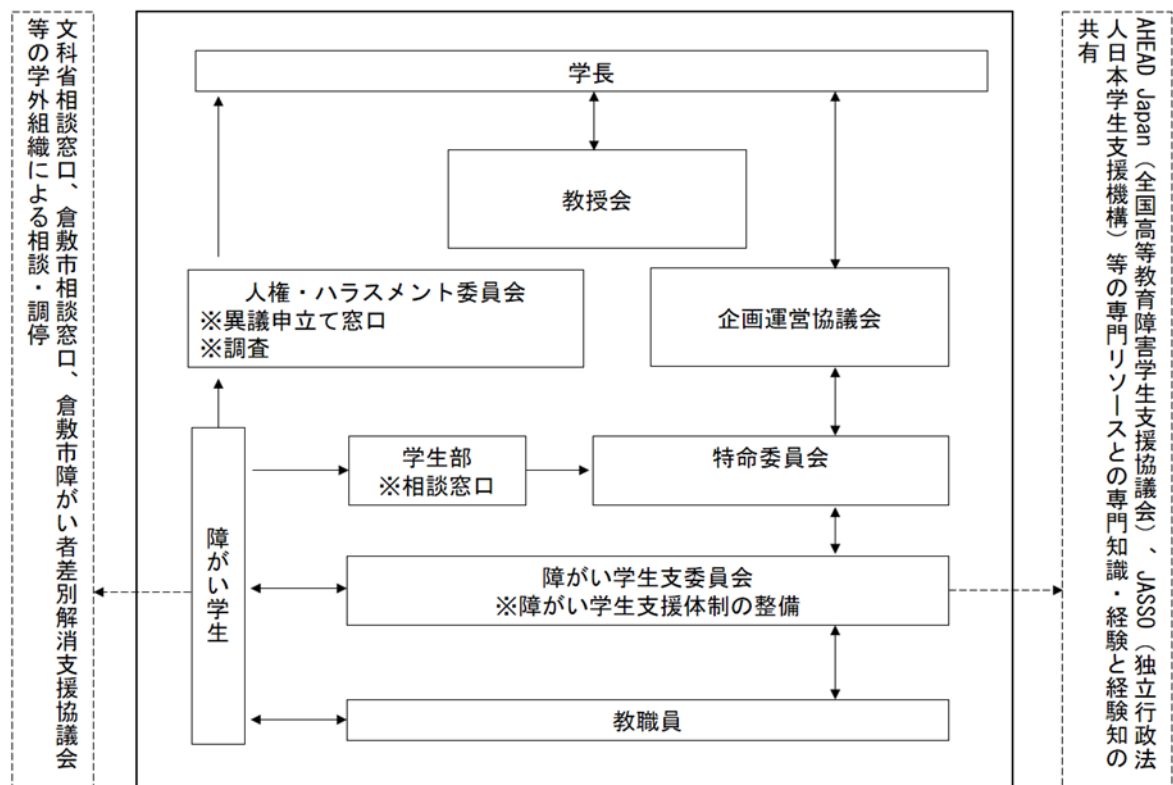
ー3)。以上のことから、本学では、学生の修学に関する適切な正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施を適切に行っていると見える。

自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応に関しては、専攻教員が主体となり行っている。教員との個別の連絡手段は、主にメール及び授業科目クラスルームを使用している。教員のメールアドレスや授業科目クラスルームは、オリエンテーション資料や大学ホームページ、あるいはクラスルームによって周知している（根拠資料7-18【ウェブ】、7-19）。

オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮（通信環境確保のための支援、授業動画の再視聴機会の確保など）に関しては、Wi-Fi環境を構築している。遠隔授業に用いているアプリは、グーグルクラスルームを使用している。当該授業時間帯においてヘッドセットとWEBカメラが完備されたパソコン教室を確保している。通信環境を自宅に用意できない学生は、確保された学内パソコン教室で遠隔授業に参加することができる。

留学生等の多様な学生に対する修学支援に関しては、「倉敷市立短期大学外国人留学生規程」に則り行っている（根拠資料7-20）。留学生の教育、履修方法、単位の認定等については、学則に定めるもののほか、各学科及び専攻科での協議によって特別の措置を講ずることができる（根拠資料7-20）。また、学則及びこの規程に定めるもののほか、留学生について必要な事項は、学長が別に定める（根拠資料7-20）。

障がいのある学生に対する修学支援に関しては、2023（令和5）年4月に障がい学生支援委員会が設置された（根拠資料5-13）。また、「障がいを理由とする差別を解消するための職員対応要領」、「障がいを理由とする差別を解消するための職員対応要領に係る留意事項」に基づき障がい学生を支援している（根拠資料7-7【ウェブ】）。障がい学生に対する支援体制は図7-1の通りである。障がい学生支援の相談窓口とし、学長を委員長とする命委員会、特命委員会に付設する障がい学生支援委員会、企画運営協議会、人権ハラスメント委員会、全教職員が連携し、障がい学生支援体制を構築している。障がいのある学生の支援に関しては、障がい学生自身が、「障がい学生支援申出書（様式1）」、「障がい学生支援要望書【施設・設備関係】（様式2）」、「障がい学生支援要望書【授業関係】（様式3）」、「障がい学生支援要望書【人的支援・授業を除く学生生活等】（様式4）」（根拠資料7-7【ウェブ】）を作成し提出する。障がい学生支援委員会の委員である障がい学生支援コーディネーターが申出書、要望書を基に、合理的配慮実施に向けて、障がい学生と科目担当者等間での建設的対話との合意形成に向けてコーディネーターを行う。



成績不振の学生、留年者及び休学者の状況把握と指導・対応に関しては、各学科・教務委員会・学生部が連携して状況把握と指導を行っている。成績不振の学生、留年者及び休学者の情報は、学生部のデータベースを活用し、教務委員長へ提供される。教務委員長は、前期・後期開講前の企画運営協議会に「**⑧**就学支援の必要な学生の取得単位数について」を上程し、学長・学生部長・図書館長・保育学科長・服飾美術学科長・事務局長等に情報を提供している（根拠資料 7-21）。学長をはじめ各学科・部局の長が、成績不振の学生、留年者及び休学者の状況を把握した上で連携して指導している。各学科の長は、学科会議において成績不振の学生、留年者及び休学者の状況を学科教員へ情報提供している（根拠資料 7-22）。成績不振の学生、留年者及び休学者への指導・対応に関しては、保育学科では保育学科会議にて、担任・ゼミ担任教員等により、成績不振の学生、留年者及び休学者への学修及び学生生活状況、指導内容・効果の進捗状況を報告している（根拠資料 7-23）。

休学及び退学希望者の状況把握と対応に関しては、各学科会議において、休学及び退学を希望している学生の状況を共有している。担任・ゼミ担当教員等とは、休学及び退学希望者と、休学及び退学希望者、必要な場合は保証人と話し合いを行っている。各学科・教務委員会・学生部が連携して状況把握と対応を行っている。休学及び退学の手続きは、学生便覧に記載し、学生に周知を図っている（根拠資料1－5）。休学希望者は休学願、退学希望者は退学願いを学生部に提出する。休学願い及び退学願いには、担任の所見欄を設けており、担任は休学希望者及び退学希望者との協議を必ず行い、担任の所見を付すことを

義務付けている。休学願及び退学願いの内容は、教務委員会にて協議・承認後、企画運営協議会で協議・承認を行い、教授会で協議事項として協議を行い、学長が決定している（根拠資料 1-2、2-2、2-6、6-9）。

奨学金その他の経済的支援の整備に関しては、日本学生支援機構における奨学金がある。奨学金採用者は、入学前（高等学校在学時）に申請し支給決定する予約採用と、入学後に申請し支給決定する在学採用がいる。奨学金の種類は、貸与奨学金（第一種奨学金、第二種奨学金）と給付奨学金である。また、倉敷市独自の奨学金制度では、「倉敷市内に本人または本人と生計を一にする家族が一年以上住所を有する人」等、7項目に該当する人に対して選考を行い、奨学金の貸付及び給付を行っている（倉敷市教育委員会学事課担当）（根拠資料 7-24）。さらに、本学では、保護者の経済的理由により修学が困難な学生や学業優秀で学費の負担が困難な学生に対して、授業料減免や徴収猶予を行うために「倉敷市立短期大学条例」（根拠資料 7-25）、「倉敷市立短期大学条例施行規則」（根拠資料 7-26）、「授業料減免及び徴収猶予の取扱いに関する要領」（根拠資料 7-27）を規定している。2020（令和 2）年度高等教育無償化制度施行以降は、大学独自の減免を希望する学生はいない。しかし高等教育無償化制度を利用し、日本学生支援機構奨学金において、給付奨学金受給に該当するすべての学生に対して、授業料減免を行っている。その他、アルバイトの案内の紹介をしている。特に、専攻科保育臨床専攻の学生は、保育士資格を取得しているため、倉敷市の保育所等会計年度任用職員（パート保育士）に任用され、働くことができる。保育所等会計年度任用職員（パート保育士）は、単なるアルバイトではなく、保育・幼児教育の専門家育成としてのワークスタディとしても位置付けられている。以上のことから、本学では、奨学金その他の経済的支援の整備が実施されていると言える。

授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供に関しては、『学生便覧』、『学生募集要項』、『KURATAN CAMPUS GUIDE』、「ホームページ」への記載、掲示板での掲示、学期初めのオリエンテーションでの奨学金説明会等で学生に周知を図っている。授業料減免を希望する学生に対しては、高等教育無償化制度を説明し、給付奨学金の受給と併せて授業料減免を適用するように運用している。2019 年（令和元）度から 2023 年（令和 5）度の 5 年間において、貸与奨学金については一種（無利子）が合計 344 名（年平均 68.8 名）、二種（有利子）が合計 180 名（年平均 36 名）該当している。なお、このうち 89 名が両者の併用貸与者である。給付奨学金については 173 名（年平均 34.6 名）該当している。表 7-1 は、2019（令和元）年度から 2023 年（令和 5）度の奨学金制度の対象者と平均である。

表 7-1 奨学金制度の対象者と平均

年度 （2 学年合計）	2023	2022	2021	2020	2019	合計	平均
一種	72	67	67	71	67	344	68.8
二種	36	32	36	42	34	180	36.0
併用	19	20	15	18	17	89	17.8
給付	35	45	53	30	10	173	34.6
	162	164	171	161	128	786	157.2

2019（令和元）年度から 2023 年（令和 5）度授業料の大学独自の減免については、9 名

（平均 1.8 名）である。高等教育無償化制度の減免については、158 名（平均 31.6 名）である。表 7－2 は、2019（令和元）年度から 2023 年（令和 5）度の各減免制度の対象者合計と平均である。2020（令和 2）年度は高等教育無償化制度が開始された年である。

表 7－2 各減免制度の対象者合計と平均

年度 （2 学年合計）	2023	2022	2021	2020	2019	合計	平均
大学独自	0	0	0	0	9	9	1.8
高等教育無償化制度	32	39	44	43		158	31.6

以上のことから、本学では、授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供が実施されていると言える。

学生の相談に応じる体制の整備に関しては、各学科の担任、チューター（1 年次）、ゼミ担当（2 年次）が個別の相談に応じている（根拠資料 7－1【ウェブ】）。例えば、保育学科では、概ね月 2 回開催される学科会議の報告事項において学生の状況が報告される。学生の相談は多岐にわたることから、学科全体で周知を図り、個別対応を行えるよう体制を整備している（根拠資料 7－22、7－23）。また、事務局、学生部が、授業料等減免などの経済的支援や課外活動等に伴う申請・相談のほか、学生からの様々な相談に対応している（根拠資料 7－28、7－29）。例えば、学生部に所属する看護師資格及び養護教諭免許を有する職員が、学生の健康及びメンタルヘルスに関する相談に専門的に対応している。学生の相談内容の緊急性・重大性に応じて、事務局、学生部は、各学科へ報告し重層的な支援体制を執っている。その場合、各個人情報に配慮し、学科教員及び学生部はじめ関係部局で対応する。全学、学科に関することは、学科会議・各委員会等で検討・計画立案し関係部局で実施する。学則に関わる場合などは、各学科、各種委員会、企画運営協議会、教授会の協議を経て、学長が決定している（根拠資料 7－1【ウェブ】）。

ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備に関しては、人権・ハラスメント委員会が、責任委員会となっており（根拠資料 7－30、資料 7－31）。人権・ハラスメント委員会は、学生に対してオリエンテーション時に関連資料（根拠資料 7－32）の配布及び説明、学生掲示板での周知している。ハラスメントに関する各種相談・申し立ては、学生部に学生部教職員 4 名で構成する相談窓口を設け、学長が指名するハラスメント相談員（保育学科教員 1 名、服飾美術学科教員 1 名）を 2 名配置している。図 7－2 は、ハラスメントの相談・申し立てに関する流れである（根拠資料 7－32）。

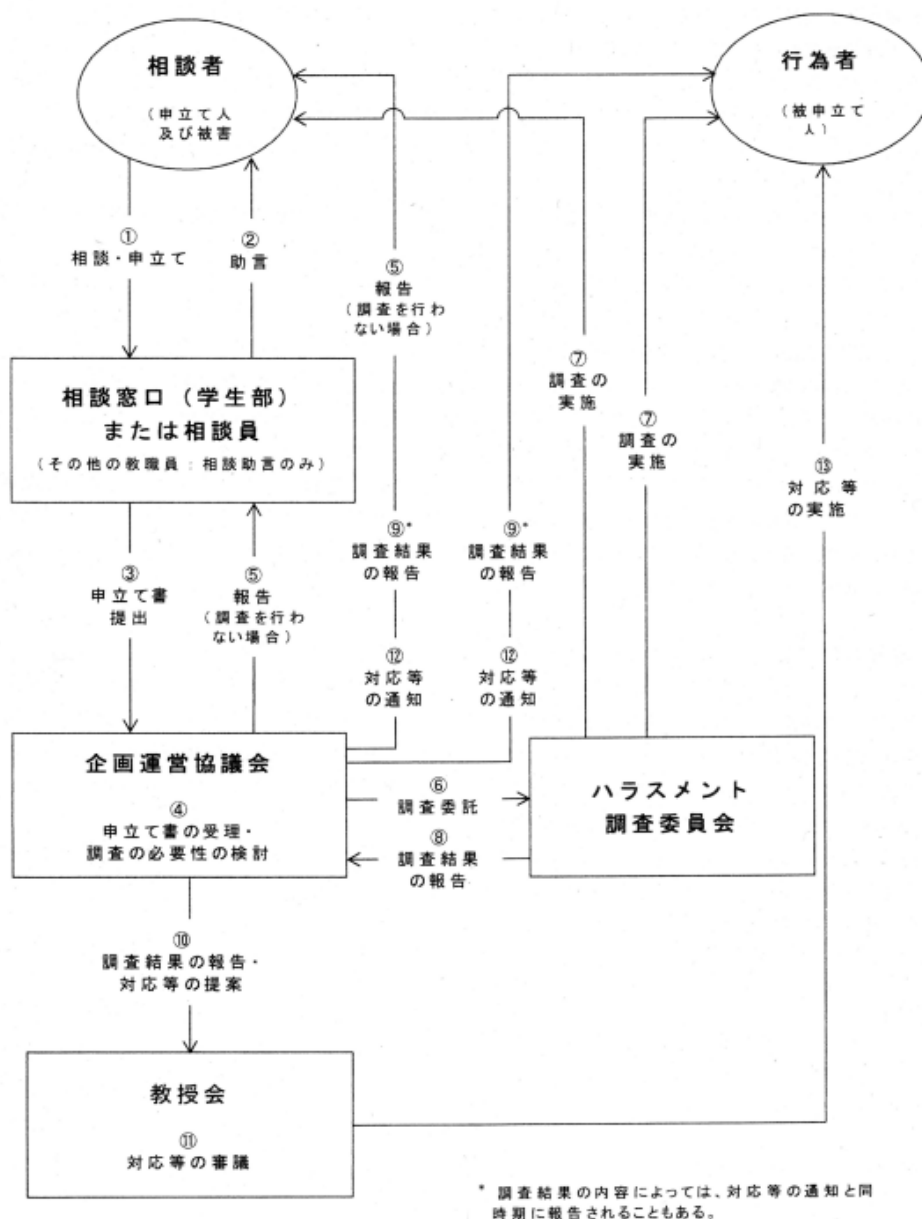


図 7-2 ハラスメントの相談・申立てに関する流れ

また、毎年、学生及び教職員が参加する「人権教育講演会」を全学的に開催している。講演会後には、アンケート調査を行い学生及び教職員の人権に対する意識を把握している。表 7-3 は、2019（令和元）年度から 2023（令和 5）年度までの人権教育講演会のテーマである。

表 7－3 2019（令和元）年度から 2023（令和 5）年度までの人権教育講演会のテーマ

実施年度	人権教育講演会テーマ	講師
2023 年度	「生きることとジェンダー―歴史の視点からみた女と男の過去と未来」	沢山 美果子
2022 年度	「あれから六年―今も敬太と共に―」	則竹 崇智
2021 年度	「選ばれる人は経済新聞記事を読んでいる！―新聞報道における人権への配慮とは―」	渡瀬 一郎
2020 年度	「平成 30 年西日本豪雨災害復興支援―写真洗浄を通じた地域支援―」	福井 圭一
2019 年度	「私らしく生きる―翼を輝かせられる社会づくり―」	いきいき。のびのび。Wings 野崎・井口

人権・ハラスメント委員は、毎年開催される「岡山県人権・同和教育懇談会」に参加し、同会での内容を教授会にて全教職員へ情報共有している。以上のことから、本学では、ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備が実施されていると言える。

学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮に関しては、主に非常勤の養護教諭が、学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮に関して対応している。養護教諭は、中国四国大学保健管理研究集会、学生教育研究災害傷害保険説明会などに参加している。キャンパスヘルスに関する障がい学生支援研修会研修会などにも参加し、学生の心身の健康相談に対応できるように相談能力の向上に努めている。また、養護教諭が中心となって学校医や保健所と密に連携しながら、感染症の流行動向や予防接種といった保健衛生及び安全への配慮を行っている。本学では、専属のカウンセラー等の相談員による相談体制について設けていない。但し、学生の個別相談に応じるための相談体制として、専任の教員が務める担任やゼミ担当教員との対面的な指導機会に相談できるようにしている。専任の教員の中には、公認心理師や社会福祉士、看護師、学校カウンセラーの資格を有している者もいる。学生の相談内容によっては、専門機関を紹介している。以上のことから、本学では、学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮が実施されていると言える。

人間関係構築につながる措置の実施（学生の交流機会の確保等）に関しては、本学では毎年年度初めに、見聞を広め、学年を問わず交流を深める目的で学外研修を行っている（根拠資料 7－33）。2019 年度までは 1 泊 2 日の宿泊を伴う研修であった。2020・2021 年度はコロナ禍で安全のため中止したが、2022・2023 年度は両学科とも宿泊を伴わない学外研修を行ない、人間関係構築につながっている。また、年度初めに学生会では新入生歓迎会を行い、学科を超えた交流にもなっている。学生主体の企画ではあるが、顧問として教員を配置し、支援に努めている。

表 7-4 2019（令和元）年度から 2023（令和 5）年度の学外研修内容

開催日程	保育学科	服飾美術学科
2023 年 4 月 28 日	倉敷児島地区・倉敷美観地区 見学	宝塚歌劇 鑑賞
2022 年 4 月 28 日	倉敷美観地区 見学	倉敷美観地区 見学
2019 年 4 月 25～26 日	カリヨンハウス(瀬戸内市牛窓町 牛窓)・長島(愛生園歴史館： ハンセン病施設) 見学	逸翁美術館・宝塚歌劇・神戸フ ァッション美術館 見学

以上のことから、本学では、人間関係構築につながる措置の実施（学生の交流機会の確保等）が実施されていると言える。

学生のキャリア支援を行うための体制に関しては、学生部及びキャリア支援委員会が中心となり、全教員、中でも学科長やクラス担任、ゼミ担当と連携して就職や進学等の進路選択に関して組織的に支援している。大学に届いた求人票は、学生部やキャリア支援室で確認することができる。

進路選択に関わる支援やガイダンスの実施に関しては、卒業生の就職先への卒後訪問を実施しているが、コロナ禍においては電話連絡が中心であった。2022（令和 4）度より訪問を徐々に再開し、全教員で職場への適応状態など動向の把握に努め、在学生への就職支援に活かすようにしている（根拠資料 7-23）。

キャリア支援としては、月に 1 回のハローワーク就職支援ナビゲーターによる出張就職相談会をはじめ、エントリーシートの書き方、面接マナー、電話のかけ方、スーツの着こなし方、メイクアップなど年間を通じて多くの就活セミナーを実施している。各セミナーに学生は誰でも参加できるため、2 年間に少なくとも一回の受講が可能となっている。（根拠資料 7-34）。

1 年次には授業「キャリアデザイン」が開講されており、自己分析や職業研究をはじめ、就職活動の仕方などを習得することができる。

保育学科では就職懇談会を開催、就職した卒業生や倉敷市保育・幼稚園課の職員を招いて、就職活動や仕事についての話を聞くことができる機会を設けている（根拠資料 7-35）。その他、公務員対策講座や保育士・幼稚園教諭模擬試験を実施している。

2011（平成 23）年度より、保育士の確保・就職支援のために倉敷市と協力して倉敷市民間保育所ガイダンスを開催している（根拠資料 7-36、7-37）。これは、保育士養成校の学生及び現職保育士に倉敷市内の認可保育所や認定こども園を広く周知してもらうため、社会福祉法人と倉敷市公立保育園が一堂に会し、就職説明会を行う取り組みである。開催初年度は、本学の主催（開催場所：本学体育館）で実施した実績を持ち、現在では、公益社団法人倉敷市民間保育所協議会の主催の下、倉敷市保育・幼稚園課と本学が共催する形で毎年実施されている。また、毎年行われている岡山県私立幼稚園連盟の説明会にも、学生の参加を精力的に促している。その他、福祉施設の就職ガイダンスへの参加についても、積極的な働きかけを行っている。

2023（令和 5）年からは、1 年生を対象として「保育学科就活に関するイロハのイ～自ら進路を選びとろう～」と称した講座を開講した。これは、保育職に就くために必要な基本的事項を理解してもらうために実施したもので、1 年生の段階から進路に向けて準備を

整える機会としている。この講座は、もともと昨今の保育者不足をも鑑み立案されたものであり、短期大学の社会的使命に応える取り組みであるといえる。

服飾美術学科では、地元企業と協力し、企業でのインターンシップを行いながら単位認定を受けることができる「インターシップⅠ」「インターンシップⅡ」を開講している。

（服飾美術専攻では「産業研修Ⅰ」「産業研修Ⅱ」を開講）。この他、就職試験に用いられるSPIの模擬試験の実施、履歴書の添削や面接指導、個別相談なども随時行っている。これらの活動を通じて、学生本人が自分で自分の進路を選択できるよう支援を行い、かつ大学内における組織間での連携を有機的にし、支援の強化を図っている。またホーミングカミングで卒業生を招き、仕事の具体的な中身や就職への心構えなどについて話を聴く機会を設けている。

ボランティア活動について保育学科では、これまでボランティアサークルや空き時間を利用した積極的なボランティアへの参加があったが、コロナ禍で自粛せざるを得なくなっている。この活動は就職を考えたり、特別な対象者へのかかわりや理解を深めたりする上でとても貴重な経験となっていること、またそれが就職に直結することも多々ある。コロナ禍後は、徐々に実施可能となってきた。

卒業生の進路状況報告にみる進路支援の適正について、2022（令和4）年度卒業生の就職内定率は、97.7%である結果（根拠資料 7-38）からも、本学における就職支援は適切に行われているといえる。卒業後も、未就職学生への支援や学生への卒後訪問を行い、支援を継続的に行うよう努める。以上のことから、本学では、学生の進路に関する適切な支援の実施が実施されていると言える。

学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施に関しては、学生の自治活動によって生活全般の向上と充実を図る目的とした学生会（根拠資料 7-12）に対して顧問をおき、学生生活委員会や事務局・学生部からも適宜助言をするなど支援を行っている。また、部活動には学内顧問と必要に応じ学外からの技術顧問を置いている。なお、学生会やクラブ活動には倉敷市立短期大学後援会から、補助を行っている（根拠資料 7-39）。

本学には多様なボランティアの依頼がある。特に地元から要請が多く、積極的に参加できるように、サポートの教員を配置し支援を行っている。

また、正課外での活動を中心に『学生の研究・活動』冊子（根拠資料 2-12）を作成、学生に配布し、活動した学生に対しての達成感の向上と、他の学生の意識喚起につなげている。

さらに、他に本学では、隔年ごとに2学科で、海外研修を企画している（表 7-5）。しかし、2020 年度からのコロナの影響で3年間企画されなかった。そのような中、2022 年には海外の学生との遠隔で交流を試みた（根拠資料 7-40）。また、2023 年度には服飾美術学科の企画において韓国研究が企画された（根拠資料 4-12）が、参加希望者が少なく実施には至らなかった。物価の上昇、世界情勢の不安定など、企画は難しくなってきたが、若い時期での海外での活動はグローバルな視点が広がり、多様性を考える重要な機会になってきたので、今後も続けていく予定である。

表 7-5 2019（令和元）年度から2023（令和5）年度 海外研修企画内容

年度 対象学科	企画内容
2023 年度 服飾美術学科	韓国研修 12/18～12/24
2022 年度 全学	シンガポールの大学との交流
2019 年度 服飾美術学科	オーストラリア（シドニー・メルボルン）研修 12/16～12/21

本学では、倉敷市立短期大学学生表彰内規（根拠資料7-41）に基づき、社会活動・課外活動・学研究活動などにおいて、特に顕著な功績があったと認められる学生及び学生団体を表彰し公表している（根拠資料7-42【ウェブ】）。

以上のことから、本学では、学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施を適切に行っていると言える。

その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施を行うために、授業や教員の対応、学生生活支援などの項目で学生満足度調査を行っている。集計結果は教授会の資料として教員に配布、その後、各部署にも資料を配布し、全学で内容の把握に努めている。また、学生からの要望や意見については該当部署へ回答を求め、まとめて掲示しており、学生の理解と改善に繋げている。例えば、2018（平成30）年度の集計結果は（根拠資料4-16）のとおりである。回収率は77%を超えており、概ね学生の現状を示していると言える。学生は食堂の設置などを希望しているが、小規模校には設置は難しく、学内で冷凍食品の販売とそれに伴い電子レンジの設置、外部からの業者販売の推進に努めている。また、学内設置のミシンの故障や台数の不足については、随時修理できるものは修理し、修理不可能なものについては順次新しいものに入れ替えるなど、現時点ではそのような不満は解消されている。その他学生の要望として、大学祭の有志企画や、新しいクラブの立ち上げなどは、新たに担当者やクラブ顧問を置き対応している。

以上のことから、本学では、その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施をしていると言える。

7.1.3. 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上
--

適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価に関して、7.1.2 で示したように、基本隔年で、全学年を対象に学生満足度調査を行い、結果の情報共有を図り、改善・向上を図っている。2023（令和5）年度は調査済みであり、年度内に教授会で報告、学生への回答を掲示する予定である。

学科の学生支援として、保育学科では月2回の割合で開催される学科会議にて、毎回学生に関する情報共有の機会を設けている。具体的には「2. 報告事項（1）学生の状況」にて、専攻科、学科1年生、学科2年生、卒業生それぞれ担任、チューター、ゼミ担当から個々の学生の状況が報告され、今後の支援を検討するものである。ここで共有された情

報は関係部局及び関係教職員において守秘され、学生への支援以外には使用しない。共有された情報をもとに、当事者の許可を得て、担任やチューター、授業担当、ゼミ担当、学外の専門機関、家庭などと教員同士が連携して支援にあたる場合もある。いずれにしても学生の状況を共有しながら、毎回時間をかけて支援のあり方を検討する機会となっている（根拠資料7-43）。

キャリア支援に関しては、キャリア支援委員会において、2022（令和4）年度から「新入生進路調査」を進路実施している。これは学科・専攻科1年生を対象に、後期期間中進路に関する意識を調査するものであり2022（令和4）年度は61名の回答（52%）、2023（令和5）年度は96名の回答（80%）が得られた。調査結果については資料にまとめ、教授会で報告、学内メールにて詳細な資料を共有することで全教員に情報共有し、進路支援の一助としている。特に、2023（令和5）年度の調査では、より良い支援を検討すべく、学生の求める就職セミナーに関する項目を調査に盛り込み、その回答結果をもとに学生のニーズに合ったセミナーの精査を始めている。（根拠資料7-44）

学生支援の実施状況について、全学すなわち職員と教員全体の意見交換ができていなかった。2023（令和5）年度より、FD・SD研修会で取り上げ、支援内容の共有と問題点の把握に努め、改善を行っていく予定であり、既にこのFD・SD研修会は修了している。

ハラスメント意識の向上によるハラスメント案件発生を防ぐための方案の一つとして2023（令和5）年度から全学的に実施している。学生や教員のハラスメント意識や潜在しているハラスメント危機の把握、学生においてハラスメント相談までは至らなかった案件、担当相談員以外に学生からハラスメント相談をされた教職員などの調査やその集計をすることによって大学におけるハラスメントゼロをめざす上の有意義なデータを収集・蓄積しているところである（根拠資料7-45）。

以上のことから、学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けて取り組んでいるといえる。

7.2. 長所・特色

本学は、個別対応を全教職員で積極的に行う体制を整えており、個々の希望に即したきめ細やかな学生支援体制を整備しているところである。

例えば、修学支援に関しては、保育学科では、入学生へ「語学力敬語トレーニング」や入学前ピアノ個人レッスンを実施している。服飾美術学科では、教員ごとに特定の曜日時間をオフィスアワーとし、研究室を訪ねやすい環境づくりに努めており、個々の学生の必要性や要望に応じた対応を行っている。また、正課外教育において、クラブ活動の支援や、海外研修の実施など、多様な学生の正課外の学びの環境の整備し支援を行っている。

また、倉敷市立である本学は、地元での活動が学生の学びにつながっている点である。例えば、専攻科保育臨床専攻の学生に対して、倉敷市の保育所等会計年度任用職員（パート保育士）を紹介している。このパート保育士は、単なるアルバイトではなく、保育・幼児教育の専門家育成としてのワークスタディとしても位置付けられている。また、服飾美術学科や専攻科服飾美術専攻では、地元企業と協力し、企業でのインターンシップや産業研修を行いながら単位認定を受けることができる。いずれも、学生が地域社会の中で、実践をとおして育てられている。

7.3. 問題点

アポイントメントなしの相談者（申立て人及び被害者）の飛び入りの相談案件に関しては、状況に応じて空き空間（会議室など）の使用、また、相談員教員への個別相談の場合は教員の研究室が主な相談室として使用されている。いずれもプライバシーや内容の守秘義務を厳格にしているが、相談員、申立て人や被申立て人の精神的な負担やプライバシー保護などを考慮すると専用相談室の確保が求められる。

7.4. 全体のまとめ

本学の学生支援は、修学支援・生活支援・進路支援の3つの支援を柱に、学校全体で支援体制を整備し、多様な学生に合わせ個別対応できるよう努めている。また、これらの支援について、学生満足度調査の結果からも概ね満足であることが示されている。

個別の対応は、個人差もあり、全体として把握しにくい点もある。本年度より、学生支援の全職員あがての懇談会が始まったが、全体と個々のバランスをとりながら、多様で、変化していく学生に対応するために柔軟に取り組み、常に議論を有する必要があると考えている。

第8章 教育研究等環境

8.1.現状説明

8.1.1. 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：短期大学の理念・目的、各学科・専攻科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

短期大学の理念・目的、各学科・専攻科の目的等を踏まえた教育研究等の環境に関する方針に関しては、「教育研究環境に関する方針」に明記している（根拠資料8－1【ウェブ】）。以上のことから、短期大学の理念・目的、各学科・専攻科の目的等を踏まえた教育研究等の環境に関する方針を適切に明示し、教職員、学生及び社会に対して周知・公表していると判断できる。

8.1.2. 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1：施設・設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備、情報セキュリティの確保
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点2：教職員及び学生の情報倫理確立に関する取り組み

ネットワーク環境に関しては、複数の専用ネットワーク回線を確保し、ルータ、学内ネットワークサーバ、ハブ等を適時運用し、全学的なインターネット常時接続環境を実現している。情報通信技術（ICT）等機器、備品等に関しては、Wi-Fi環境・パソコン・プリンタ等を学生・教職員用に配置している。Wi-Fi環境は、インターネット回線を教職員回線と学生回線に個別に割り当て、情報セキュリティを確保している。無線アクセスポイントとして、学生用Wi-Fiルータを教室、学生ホール等に、教職員用Wi-Fiルータを研究室・事務局等に設置し、授業、研究等に利用できるようにしている。マイク付きヘッドホンを情報処理室とCAD室PCに設置し、オンライン授業・オンラインセミナー等を受講できるようにしている。パソコンは、情報処理教室に30台、CAD・CG教室に30台、第2情報室に10台、学生ホールに10台、図書館内に4台設置している。プリンタは、情報処理室において、レーザープリンタ3台、A1対応大型プリンタ1台、CAD・CG教室において、モノクロレーザープリンタ3台、カラーレーザープリンタ2台、A1対応大型プリンタ2台、CAD用デジタイザー1台を設置している。情報セキュリティに関しては、短大ホームページは学内WEBサーバにおいてWordPressサイトを構築し、管理運用を行っている。

ホームページ更新作業は学内のみで更新可能となるように制限を設けている。学生の自主的学習を促進するための環境整備については、情報処理室と CAD 室を授業以外で開放している。

施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保に関して、各建物の建築年月は、本館 1977 年 3 月、屋内体育館 1987 年 4 月、1 号館 1994 年 2 月、2、3 号館 1972 年 3 月である。本館と 2、3 号館は建築後 40 年以上が経過し、老朽化対策として大規模改修が必要となっている。また、耐震診断の結果、各棟とも耐震性が不足しており、今後使用を継続するのであれば、大規模な耐震補強が必要なことが判明している。1 号館と屋内体育館は新耐震建物であり、耐震性は有しているが、建築後 30 年程度が経過しており、長寿命化を見据えた外壁、屋上防水などの改修、設備の更新が必要となっている。

そのため、令和 4 年 3 月に倉敷市公共施設個別計画（根拠資料 1－11【ウェブ】）を策定し、「倉敷市立短期大学」、「児島文化センター（ホール機能）」、「児島児童館」、「児島憩の家」、「倉敷ファッションセンター」について、児島地区市街地での複合化が検討され、令和 5 年 3 月に策定した児島地区公共施設複合化基本構想（根拠資料 1－12【ウェブ】）及び令和 5 年 10 月に公表した倉敷市児島地区公共施設再編整備基本計画（根拠資料 1－13【ウェブ】）で、令和 9 年中に竣工、移転等の開業準備を経て令和 10 年 4 月の供用開始を目指している。

本学の教育研究等環境の整備については、「倉敷市立短期大学企画運営協議会規程（根拠資料 2－3）に基づき、学長を委員長とし、専任教員の役職者（学科長、図書館長、学生部長及び学生部主幹）と課長補佐級以上の職員で構成する企画運営協議会の場において、必要性や適切性を協議して方針案を作成し、教授会において当該方針案に関わる専任教員の意見を聴いたうえ、学長が決定するものとしている。したがって、本学の教育研究等環境の整備に係る責任主体は、教職員の協議の場である企画運営協議会にあると同時に、学長が決定権を有し、最終責任を負うものとしている。

なお、「教育研究環境に関する方針」は、学内の委員会や学科会議のほか、関連する事務組織における調整を経て、企画運営協議会において最終協議を行ない、方針案を作成し、教授会において専任教員全員の意見を聴くことから、教職員が方針決定のプロセスに関与しており、方針を教職員で共有することができている。

建物管理については、「倉敷市庁舎管理規則」（根拠資料 8－2【ウェブ】）に従い、施設の開閉館等に関する規則を定めている。冷暖房機器の運転、建物の施錠・開錠、不具合の緊急対応等の施設・設備の日常管理については、外部業者に委託しており、開館時間中は委託先職員が常駐して施設・設備管理を行なっているほか、空気や水質の安全衛生上の検査、消防設備、自家用電気工作物、エレベーター等の保守点検については、関連法等に基づいて外部業者に委託して実施している。備品の管理については、備品に管理シールを貼付し、台帳に管理番号と備品名、保管場所等を記載して厳密な管理を行なっている。

バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備に関して、バリアフリー化については、エレベーターのある 1 号館の各階に多目的トイレを備えているほか、1 号館、本館、2 号館及び体育館の連絡通路はスロープが整備され、車椅子利用者がエレベーターを使用すれば 4 つの施設を行き来できるようにしているが、2 号館から 3 号館への連絡通路は、構造上スロープを設置することができず、段差（階段）があるため、

車椅子の行き来ができない。バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備については、前段に記載した短大移転により、問題点の解決を図るものとしている。

また、学生に直接影響する教育研究等環境の整備については、コロナ禍前までは5月の昼休みの時間帯に実施している学生と教職員の意見交換の場である「KCC ティータイム（KCC は、本学の英訳である「Kurashiki City College」の略）」の時間におけるほか、随時、学生の要望の聞き取りを行ない、学生の意見や要望を集約し、教育研究等環境の整備に関わる諸課題は、事務局が改善の可否を検討し、改善可能であるものは早急に対応し、改善のできないものはその理由を説明するものとしていた。さらに、多目的トイレが1～5階の全階に設置されている。2階は「赤ちゃんの駅」として登録しており、親子トイレとしても使用されている。

学生の自主的な学習を促進するための環境整備に関して、全学的には、学生ホールが挙げられる。冷暖房完備でPCが10台設置され、いつでも利用できる環境となっている。PC利用に関しては、情報処理室、CAD・CG室が授業以外の自主的な学習のために開放しており、利用頻度は高い。第2情報室は少人数で静かな環境で学習したい学生のための場となっている。保育学科では、保育学科サロンがあり、学生が個人で学習したり、教員からの個別指導を受けたりする場所として使用している。また、ピアノ練習室が設置されていて自主的な練習として使用されている。服飾美術学科では、被服実習室は2つあり、授業のない時は自由に使えるようにしている。学生の活用頻度は高い。図書館では図書館開館延長が提供されている。

教職員及び学生の情報倫理確立に関する取り組みに関しては、「倉敷市立短期大学情報セキュリティポリシー」（根拠資料8-3）に準じ、対応を行っている。学生に対しては、情報系の授業で「情報教育教材シリーズ「情報倫理デジタルビデオ小品集7」（DVD-ROM）」に基づき、教育を行っている。今後、教職員・学生向けに情報倫理教育を行っていくことを検討している。令和6年度より情報処理の授業シラバスにおいて情報倫理の項目を追加し、学習する時間を確保した。

8.1.3.図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応
- ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点2：図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

本学図書館の図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備に関しては、保育学科と服飾美術学科という異なる分野の学科のそれぞれの専門分野を網羅しつつ、学生の教養

を高め、学生生活の充実を図るという点にも留意して資料の収集を行っている。令和4年度末の蔵書冊数は97,958冊（根拠資料8－4）、令和4年度の受入冊数は1,694冊（根拠資料8－5）、同年度の受入雑誌種数は58種（うち洋雑誌1種）、受入新聞種数は5種である。蔵書を分野別に見ると、保育・教育分野を含む社会科学が蔵書の約3分の1を占め、芸術がそれに次ぐ数となっている。図書館資料の選定については、各学科の専門分野について情報収集した上で司書が選書を行うほか、全教員に推薦図書や情報提供を依頼し、本学のカリキュラムに沿った資料の収集に努めている。また、学生の興味・関心に合った資料を選定するため、学生図書委員による選書も行っている。電子資料については、令和3年度から地元紙である山陽新聞社の「山陽新聞総合データベース S a n d e x p l u s 日経テレコン21」を導入し、令和4年度からは国立国会図書館デジタルコレクションの図書館向けデジタル化資料送信サービスの利用も可能となっている。

国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備に関しては、本学図書館は平成23年度に電算化し、国立情報学研究所目録所在サービスに参加して、目録作成や他機関との相互協力を行っている。また、岡山県図書館横断検索システム・図書館間相互貸借システムにも参加し、県内の公共・大学図書館との相互協力や連携を行っている。

学術情報へのアクセスに関する対応に関しては、平成29年度に図書館システムの更新を行い、検索・予約機能等の改善を図った。また県内の大学図書館とは、岡山県大学図書館協議会加盟館で相互協力協定を締結しており、学生・教職員は、簡易な手続きで他大学の図書館を利用することができる。

学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備に関しては、本学図書館には閲覧席が45席あり、館内に蔵書検索用端末2台とデータベース及びインターネット等利用端末4台を設置している。開館日は祝日を除く月曜日から金曜日、開館時間は原則として9時30分から18時15分までであるが、保育学科の実習期間には、各期間中3日程度の開館時間延長を20時15分まで行い、学生の利用に供している。令和4年度の図書館利用状況は、入館者数10,756人、貸出冊数4,299冊、貸出人数1,589人である。学外の図書館との相互協力については、相互貸借が借り受け94冊・貸出20冊、文献複写が取寄20件・提供4件となっている（根拠資料8－6）。

図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置に関しては、図書館には、館長（教員兼務）と司書有資格者2名（正規職員と会計年度任用職員各1名）が配置されており、「倉敷市立短期大学付属図書館規程」（根拠資料8－7）及び「倉敷市立短期大学付属図書館規程細則」（根拠資料8－8）に基づき、図書館職員と各学科の教員代表から構成される図書・紀要委員会の審議・承認を経て、図書館の管理・運営を行っている。

8.1.4.教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1：研究活動を促進させるための条件の整備 ・短期大学としての研究に対する基本的な考えの明示

- ・研究費の適切な支給
- ・外部資金獲得のための支援
- ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・教育研究支援スタッフの配置等、教育研究活動を支援する体制
- ・オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制

短期大学としての研究に対する基本的な考えに関しては、本学の理念・目的（根拠資料 1-1 【ウェブ】）の実現に向けて、各学科・専攻科の目的（根拠資料 1-1 【ウェブ】、1-2、1-3）が具体的に示している。本学では保育及び服飾美術に関する専門的な理論と実際の技能の教授及び研究を重視することが、研究に対する基本的な考え方である。本学の理念において、「地域に密着した高等教育機関として」、「地域の発展に寄与する」と明記している。保育及び服飾美術に関する専門的な理論と実際の技能の教授及び研究を重視することは、社会連携や社会貢献が全学に共通した重要な方針として継続的な質向上と活性化を図ることになる。社会連携や社会貢献は、独創的で先進的な研究や地域の課題解決や発展に資する研究を推進し、その研究成果を積極的に国内外に発信するとともに、研究の水準の向上を図り、競争的研究資金の獲得を推進するとともに、地域、産業界、国内外の研究機関等との連携を強化し、学際的な研究活動等を推進することになるであろう。本学では、教育と地域貢献の基礎となる研究力を強化するため、研究活動の充実を図るとともに、地域の課題解決や活性化に寄与する研究の推進と積極的な研究成果の発信に取り組んでいる。

研究費の支給に関しては、本学では、個人研究費、共同研究費、産学共同研究費がある。個人研究費は、学長を含め、全ての教員に支給される。個人研究費は、学長、教授、准教授、講師、助教の職位間で差はなく、年間 259 千円支給される（根拠資料 8-9）。共同研究費は、本学常勤教員の共同研究に対して研究費を助成するものである（根拠資料 8-10）。共同研究の予算配分は、予算額 1,670 千円を申請研究数で均等割りしている（根拠資料 8-11）。予算執行は、「倉敷市立短期大学共同研究費による研究実施要領」に基づき事務局が行う（根拠資料 8-10）。共同研究の結果は、『倉敷市立研究紀要』に掲載すると共に、年度末までに研究報告書を提出しなければならない。表 8-1 は、2019 年度から 2023 年度までの共同研究費の研究件数、研究費総額である（根拠資料 8-12）。

表 8-1 共同研究費の研究件数、研究費総額（2023 年 5 月 1 日現在） 単位：円

	2023	2022	2021	2020	2019	合計
研究件数	8	10	7	5	10	40
研究費 総額	(予算) 1,214,000	1,527,710	1,571,047	906,845	2,003,845	7,223,447

産学共同研究費は、倉敷市の繊維関連企業との産学共同研究費として毎年 460 千円を確保している。産学共同研究は、繊維産業振興を目的に設立された第三セクター（倉敷ファッションセンター株式会社）と合同による「倉敷市立短期大学産学共同研究推進委員会」を置き、市が同委員会に産学共同研究事業を委託する形式を取っている。産学共同研究は、

毎年「産学共同研究実施要領」（根拠資料 8-13）を作成し、同要領に基づいて実施される。表 8-2 は、2019 年度から 2023 年度までの産学研究テーマと研究費総額である（根拠資料 8-14、8-15、8-16、8-17【ウェブ】）。

表 8-2 研究テーマと研究費総額

単位：円

年度	研究テーマ	研究費総額
2019 年度	ナイロンデニムの科学的検証および付加価値のある活用方法について	448,244
2020 年度	新型コロナウイルス感染症拡大により事業中止	
2021 年度	地元大学と地元企業の連携による人材育成と地元就職に関する研究	135,288
2022 年度	地域プラットフォームの構築に関する研究	342,880
2023 年度	酷暑環境における快適な作業着の開発のための研究	(予算)460,000

研究費の支給は、事務局、企画運営協議会が研究活動に係る諸手続きに関して、学内ルールや責任体系を明示することで研究活動における不正行為防止や研究費の不正使用防止に取り組んでいる（根拠資料 8-18、8-19）。特に、文部科学省科学研究費は、「倉敷市立短期大学科学研究費補助金経理事務取扱要領」（根拠資料 8-20）、「倉敷市立短期大学科学研究費間接経費取扱要領」（根拠資料 8-21）「倉敷市立短期大学内部監査規程」（根拠資料 8-22）に基づき、監査を行っている。

外部資金獲得のための支援に関しては、適宜、教員に対して応募の呼びかけを行っている。特に、文部科学省科学研究費の公募概要や科研費の適正使用に関しては詳細に情報提供を行い、周知している（根拠資料 8-22）。その他、適宜、文科省以外の科研費、民間等との共同研究、その他の外部資金の紹介を行っている（根拠資料 8-23、8-24、8-25）。

研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等に関しては、研究室は、職位間の差はなく専任教員全員に 1 研究室を提供している（根拠資料 8-26）。また、教育研究活動に係る備品やインターネット及びイントラネット環境を整備している。非常勤講師、助手は、共同使用できる非常勤講師室を提供している。研究時間は、本学の専任教員は、地方公務員かつ教育公務員であるため、教育公務員特例法第 21 条に基づき、研修の機会が保障されている。学長、学生部長、図書館長、各学科長以外の専任教員は、授業期間中に週 1 日の研修日を設けている（根拠資料 8-27）。また、長期休業期間中（授業期間外）は、連続した研修日を学長の承認により取得することができる。また、1 年以内の国内外における派遣研修が整備されている（根拠資料 8-28）。研究専念期間は、各学科・専攻科において教員の授業担当科目数を調整し偏りをなくす取組や、研究に専念できるよう時間割を調整し、担当授業のない研修日を設定する取組、授業事務に携わる徐庶の雇用などの取組を実施している。また、一定期間にわたり国内外の教育研究機関等において、自主的教育研究活動に専念できるよう学術研究または教育事情を調査研究する海外研修制度を規定している（根拠資料 8-28）。国内外での教育研究機関における教育研究期間は、授業や学内業務を免除され、給与支給も保障される。

COVID 19 への対応・支援として、情報処理室と CAD 室において、Wi-Fi 環境がない

学生が学内でオンライン授業の受講できるようにヘッドフォンマイクを全 PC に対して設置した。

教育研究支援スタッフの配置等、教育研究活動を支援する体制に関しては、本学では、ティーチング・アシスタント（T A）、スチューデント・アシスタント（S A）、リサーチ・アシスタント（R A）からなる教育アシスタント制度はない。

オンライン教育を実施する教員からの相談対応に関しては、教務委員会、学生部の意見を聴いた上で学長が決定する。オンライン教育を実施する教員へのその他技術的な支援体制に関しては、教務委員会、情報システム・I R 委員会、事務局・学生部が連携し、支援を行う。

COVID 19 への対応・支援として、遠隔授業を各教室で実施するために、補助金で入手した 3 台のデスクトップ PC とリース更新時に確保していた譲渡 PC をすべての教室に配置した。また、授業を行う PC にヘッドフォンマイクを設置し、Google クラスルームと Meet を利用できる環境を整備した。

以上のことから、本学では、教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進をおおむね図っていると言える。

8.1.5.研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点 1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・ 規程の整備
- ・ コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

規程の整備に関しては、学長を委員長とする特命委員会に付設する研究倫理委員会がその責を担う（根拠資料 8－18、8－19、8－29）。研究倫理委員会は、本学の研究者が行う人間を直接対象とした研究（受託研究を含む）のうち、倫理上の問題が生じるおそれのある研究及びこれらの研究結果の公表を行う場合の留意事項及び手続き等を定める（根拠資料 8－29）。本学の規程集には、「倉敷市立短期大学における研究活動に関わる不正行為への対応に関する規程」、「研究データの保存及び開示等に関するガイドライン」、「倉敷市立短期大学教員研究旅費支給内規」、「倉敷市立短期大学科学研究費補助金経理事務取扱要領」、「倉敷市立短期大学科学研究費補助金間接経費取扱要領」、「倉敷市立短期大学内部監査規程」、「倉敷市立短期大学共同研究費による研究実施要領」が規定されている。規程集に記載されていない資料は、教授会で事項として取り上げ、資料を配布する。例えば、「教員の個人別研究費」（根拠資料 8－9）、「教員研究費の流れ」、「倉敷市立短期大学共同研究費について」、「産学共同研究実施要領」等である。

コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施に関しては、毎年教授会をとおして周知している（根拠資料 8－20）。例えば、2022（令和 4）年度第 1141（令和 4 年度第 14 回）教授会の連絡事項「研究倫理の研修について」において、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）」の確認を行った。また、e-ラーニング教材の「APPRIne ラーニングプログラム（eAPRIN）」や

「研究倫理 e ラーニングコース (e-Learning Course on Research Ethics[eL CoRE]) の受講を推奨している。さらに、テキスト教材として「科学の健全な発展のために―誠実な科学者の心得―【要約版】」、「新たな『研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン』概要」「研究活動における不正行為等の防止の徹底について（通知）（令和4年5月9日）」を配布した。

研究倫理に関する学内審査機関に関しては、研究倫理委員会（根拠資料8-29）及び学長が設置する予備調査委員会（根拠資料8-18）がその責を担う。

以上のことから、本学では、研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応していると言える。

8.1.6.教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価及び点検・評価結果に基づく改善・向上に関しては、学生部・事務局が担っている。建物について、耐震化が必要であるにもかかわらず、現時点まで実施されていない。施設整備維持管理のために、移転計画を進めているところである。

点検・評価結果に基づく改善・向上については、学生満足度調査（根拠資料4-16）の結果に従い、毎年、Wi-Fi環境、PCのハードウェア・ソフトウェア環境の改善・向上を図っている。

8.2.長所・特色

校地・校舎は、短期大学設置基準を大きく上回っており、学科・専攻科の理念・目的を踏まえ、学科の特性に応じた施設・設備を有している。施設・設備及び機器・備品の管理については、法に基づくものは法に従い、市の規則に基づくものは市の規則に従い、安全性、衛生性を踏まえ、適切に行なっている。学生の学修環境の整備については、要望を吸い上げる機会を設け、対応可能なものは迅速に改善するように図っている。図書館及び学術情報サービスについては、外部へのアクセスも充実しており、座席数、期間時間等も学生の学修に配慮している。専任教員が研究時間を確保できるように、地方公務員ではあっても教育公務員特例法に基づく研修機会を保障している。研究倫理に関する規程についても整備を行ない、具体的な制度の運用を行っている。

8.3.問題点

施設・設備の管理については、移転協議の中で、学生の利便性が向上するよう、市と綿密な調整を行なっている。しかし、移転先は児島駅前の市街地の公園に新設することもあり、物理的な面積の制限があり、コンパクトで使い易い施設に規模の縮小を余儀なくされている。

8.4.全体のまとめ

短期大学の理念・目的，各学科・専攻科の目的等を踏まえた教育研究等の環境に関する方針を明記し，学内外に周知・公表されている。学生満足度調査に基づき，随時，環境整備に努めている。キャンパス移転に向けて、現在の教育研究等の環境の改善を図っている。以上のことから、本学は、「教育研究環境に関する方針」を適切に設定し、それらを実現するための活動をしていると判断できる。

第9章 社会連携・社会貢献

9.1. 現状説明

9.1.1. 短期大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：短期大学の理念・目的、各学科・専攻科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

短期大学の理念・目的、各学科・専攻科の目的等を踏まえた社会連携・社会貢献に関する方針に関しては、「社会連携・社会貢献に関する方針」に明記するとともに、本学ウェブに掲載している（根拠資料9-1【ウェブ】）。以上のことから、短期大学の理念・目的、各学科及び専攻科の目的等を踏まえた「社会連携・社会貢献に関する方針」を適切に策定し、教職員、学生及び社会に対して周知・公表していると判断できる。

9.1.2. 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制
評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進
評価の視点3：地域交流、国際交流事業への参加

本学では、「社会連携・社会貢献に関する方針」に基づき、密接な産学官連携の下、多くの取り組みを実施する体制を敷いている。「社会連携・社会貢献に関する方針」に謳われているように、実施の責任組織として学科及び専攻科、附属図書館、子育てカレッジ（親子交流広場“くららっこ”）、産学共同研究推進委員会、地域連携委員会を置いている。これらの組織は、企画運営協議会のスーパーバイズの下、各活動の実施及び管理、自己点検を行い社会連携・社会貢献を推進している。

倉敷市は「子育てするなら倉敷で」という施策を進めてきており、本学が立地する児島地区は全国有数の繊維のまちでもある。保育学科・保育臨床専攻は、倉敷市保育幼稚園課や子育て支援課、市内の保育・幼児教育界との結びつきが強い。また、服飾美術学科・服飾美術専攻は、地元産業界の請願によって設置された経緯からも、児島商工会議所をはじめとする地域のアパレル・繊維産業界との関係が深い。また、短期大学全体としても、例えば、コロナ禍においては地元商店街のおかみさん会から特産の「たこ飯」300食のふるまいを受けるなど、地域社会との関係は大変良好である。2028（令和10）年度に予定されているキャンパス移転にあたっては、地域活性化に向けた本学への期待は大きく、本学としてもその期待に沿えるよう社会連携・社会貢献活動に一層力を入れていく考えである。

社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進に関しては、「社会連携・社会貢献に関する方針」の中で、「本学の理念のなかで、『地域に密着した高等教育機関として』、『地域の発展に寄与する』と明記しており、社会連携や社会貢献が全学に共通

した重要な方針として継続的な質向上と活性化を図っている。また、社会連携・社会貢献が適切に機能しているかについても、定期的に検証し、その結果を改善・向上に結びつける」と定め、それに基づいた多様な活動を実践している。2022（令和4）年度・2023（令和5）年度における本学の取り組みの代表的な例を、表9－1にまとめた。

表9－1 2022（令和4）年度・2023（令和5）度の主な社会連携・社会貢献活動

（1）公開講座の開催	・倉敷市立短期大学公開講座 ・倉敷市大学連携講座 ・倉敷市立短期大学くらっこ講座（子育て支援者向け専門研修講座）、他
（2）リカレント教育への対応	・保育・福祉関係の現職者向け講演会・研修会等
（3）地域社会との交流	・こどもの森の開催（保育学科・保育臨床専攻） ・くらたんデニムウィークの開催 ・翔南高校との高大連携 ・冬のおはなしとおんがく（倉敷市立児島図書館） ・倉敷市立短期大学デニム作品展（倉敷市立児島図書館） ・親子ふれあいパーク ・日ようび子ども大学（大学コンソーシアム岡山）参画 ・ジーンズホールでのファッションショー（倉敷未来プロジェクト）】 ・服飾美術学科・プチ卒展（水島信用金庫児島南支店内） ・倉敷駅地下道アートギャラリー ・倉敷市立短大生による味野小学校でのワークショップ ・倉敷市立中央図書館での専攻科保育臨床専攻の学生作品の展示 ・産業お雛さま展（児島市民交流センター） ・「夏フェスKOJIMAどんかっか」のうちのデザイン ・大学祭、他
（4）倉敷市との連携	・倉敷市を始めとする自治体等の審議会、委員会等の委員・倉敷未来プロジェクト ・くらしき防災フェアへの参画 ・保育臨床専攻学生による倉敷市の保育所等会計年度任用職員（パート保育士）制度の拡充
（5）倉敷市の企業・民間団体との提携	・倉敷市産学共同事業 ・地元繊維産業界から講師を招聘した「アパレル総論」等の授業及び工場見学等 ・倉敷市児島産業振興センター等、繊維のまちの地域資産を活用した授業 ・残布・廃資材を活用した ECO×GAKKO を始めとする、産学連携活動 ・児島地区のゆるキャラ「G パンだ」（児島商工会議所）の衣装制作

	・「岡山パリ祭」のデニムドレス制作 ・倉敷市立短大学生会と坂本織物有限会社とのコラボレーションによるウクライナ難民支援 ・倉敷ファッションフロンティア「織博（SEN-I EXPO）」事業への参画、他
(6) 子育てカレッジ	・地域の保育・子育て支援の活動（親子交流広場“くらっこ”、専門研修、子育て相談、広報・連携）（根拠資料9-2【ウェブ】）
(7) 教職員・学生の社会活動	・国際ソロプチミスト児島のシグマソサエティに認定された「倉敷市立短大子どもの劇場」と「運動体験部」を始めとする各種クラブ・サークルによる地域実践活動 ・釜島や櫃石島での「クリーン大作戦」等の地域清掃活動

本学では、教職員、学生共に、社会連携・社会貢献の活動に意欲的に取り組む伝統があり、教員は倉敷市を中心に多数の審議会や委員会の委員を務めるとともに、講演会や講習会、ワークショップ、展示会を地域で開催している。コロナ禍で休止していた学生たちの活動も活発化してきており、倉敷市立短大子どもの劇場は2023（令和5）年度においては40回近い公演を行い、運動体験部による「親子ふれあいパーク」も再開した。「倉敷防災フェア」は1万5千人を超える参加者を集める大きなイベントであり、本学の保育学科と服飾美術学科の学生たちも主要メンバーとして参画した。また、専攻科保育臨床専攻の学生たちは、倉敷市の「保育所等会計年度任用職員」の制度を使ってパート職員として保育現場で就労することができ、学生教育のみならず地域貢献の面でも成果をあげている。本学は学生の半数を県外出身者が占めているため、社会連携・社会貢献を促進するために倉敷という地域への関心を高めるべく、2023（令和5）年度入学生より地域連携科目「倉敷学」を開講するとともに（根拠資料4-7）、毎年4月に開催する学外研修でも倉敷の魅力を体験する機会を設けている。

教育研究成果を地域に還元するための取り組みとして、産学共同研究も実施している。このうち大学として組織的に行っているものとしては、倉敷市産学共同研究事業がある（根拠資料9-3【ウェブ】）。本学と倉敷市、倉敷市内の企業とが連携し、地域経済の活性化や地場産業の高度化、高付加価値の促進をめざす取り組みである（根拠資料9-3【ウェブ】）。なお、本件は、総務省の『「活力ある公立大学の在り方に関する研究会」報告書』（2023（令和5）年12月）において、「設立団体と公立大学とのコミュニケーション促進、地域課題と大学リソースのマッチング」に対応していると評価され、「持続可能な地域社会を支える公立大学取組事例」の1つとして取り上げられた（根拠資料9-4【ウェブ】）。過去5年間の産学共同研究の実績は以下のとおりである（表9-2）。

表9-2 過去5年間の産学共同事業テーマ一覧

年度	共同研究相手	研究テーマ
2023（令和5）年度	大川被服株式会社	酷暑環境における快適な作業着の開発のための研究
2022（令和4）年度	しもついシービレッジ(株)	地域プラットフォームの構築に関する研

		究
2021（令和3）年度	児島商工会議所	地元大学と地元企業の連携による人材育成と地元就職に関する研究
2020（令和2）年度		※新型コロナウイルス感染症拡大により事業中止
2019（平成31）年度	株式会社ショーワ	ナイロンデニムの科学的検証および付加価値のある活用方法について

国際交流事業への参加に関しては、保育学科では、倉敷市と姉妹都市連携を結ぶ米国カンザスシティ市にあるミズーリ大学カンザスシティ校（UMKC）教育学部及び付属園等での幼児教育研修プログラムを隔年で実施してきた。（根拠資料4-11【ウェブ】）また、服飾美術学科では海外研修（根拠資料4-12【ウェブ】）を隔年で実施し、ヨーロッパやアジアを中心とした海外のファッションやアート、繊維産業に関する学びを学生たちが体験的に深める機会としている。いずれもコロナ禍で中断したが、再開する予定である。さらに、倉敷市国際課の「外貨コイン募金」ボランティアや「倉敷市クライストチャーチ市障がい者親善大使交流事業」、JICA研修「乳幼児ケアと就学前教育（アジア）」も、国際貢献の一環として、機会がある度に本学も参画した。

こうした取り組みの包括的なデータを、『年報』（根拠資料2-8【ウェブ】）や『学生の研究・活動』（根拠資料2-12）、本学ウェブの「社会連携・社会貢献」（根拠資料9-5【ウェブ】）や「倉短×SDGs」（根拠資料3-6【ウェブ】）のページに掲載し、社会に公表している。

9.1.3. 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上
--

社会連携・社会貢献に関する定期的な点検・評価の手続きは、「社会連携・社会貢献に関する方針」に明記されている。具体的な手順としては、学科及び専攻科、附属図書館、子育てカレッジ（親子交流広場“くららっこ”）、産学共同研究推進委員会、地域連携委員会等の実施組織が自己点検・評価を行い、大学活動推進委員会がそれらを基に『年報』及び『短大組織自己点検・評価報告書』を企画運営協議会に報告する。企画運営協議会は、学長の指示のもと報告内容の検証を行い、外部アドバイザー委員会の意見を聞いた上で、改善が必要であると判断した場合は、当該組織に対して改善活動を行うことを指示している。

こうしたPDCAサイクルをとおして、前回の認証評価の受審から今日までの間に実現した改善・向上について、代表的な事例を挙げる。

まず、2023（令和5）年度より委員会再編によって、社会貢献及び地域連携の全学的な体制づくりを図るために、「倉敷市立短期大学地域連携委員会規程」（根拠資料9-6）を整備するとともに、地域連携委員会を新たに設置した。地域連携委員会は、委員会組織

の改編前に存在した公開講座委員会や高大連携部会、国際交流委員会の機能を担うとともに、短期大学全体の地域連携を推進する柱となる組織である。また、学生たちの地域への関心や地域実践活動に対する意欲を高めるために、「倉敷学」の開講や、学生表彰の制度を取り入れた。学生表彰は、社会活動や課外活動において、特に顕著な功績があったと認められる個人または団体を顕彰する制度である（根拠資料 7-41、7-42【ウェブ】）。全員が保育士資格を持っている専攻科保育臨床専攻の学生たちが倉敷市の保育所等会計年度任用職員（パート職員）として保育現場で就労する制度の拡充も 2020（令和 2）年度から始め、現在多くの学生がこの制度を使って地域での実践活動を行っている。一方、服飾美術学科が主体となって取り組んでいる倉敷市産学共同研究事業が、総務省の『「活力ある公立大学の在り方に関する研究会」報告書』（2023（令和 5）年 12 月）に紹介されたことはすでに述べたが、その中で、「当大学は、継続した産学共同研究の実施により、地域産業との関係性を強化し、学生が卒業後も地域にとどまりやすい環境を整えることで、市が掲げる目標値を超える市内就職率を達成しており（目標値 24%（2025（令和 7）年度）に対し、全学で 32.8%（2020（令和 2）年度～2022（4 年）度平均））、当指標を地域活性化への貢献指標と位置づけ、継続的に指標を達成することに取り組んでいる。」と評価された（根拠資料 9-4【ウェブ】）。

9.2. 長所・特色

本学は、「社会連携・社会貢献に関する方針」を掲げ、新たに設置した大学活動推進委員会を責任組織に加え、倉敷市や地元産業界と連携した多様な社会連携・社会貢献活動に、短期大学全体の理念として取り組んでいる。そうした活動の中には、保育臨床専攻学生による倉敷市の保育所等会計年度任用職員（パート保育士）制度のように、地域貢献・地域連携活動が学習や学生支援と密接に関連したものもある。また、倉敷市産学共同研究事業が総務省の『「活力ある公立大学の在り方に関する研究会」報告書』で取り上げられたように、外部の客観的な評価も得ている。本学は、2028（令和 10）年 4 月にキャンパスを児島地区市街地に移転する予定である。移転に伴い、保育と服飾美術の両専門領域に関連する地域の組織や施設等と複合化又は隣接することになり、地域の活性化に向けた市民からの期待は大きい。この期待に応えるために、本学としてはより一層の社会連携・社会貢献活動に組織的に取り組んでいく考えである。

9.3. 問題点

多様な地域連携・地域貢献活動の P D C A サイクルを、短期大学としてマネジメントす組織として、2023（令和 5）年に地域連携委員会を設置した。しかし、1 年目である今年度は、活動データの集約と情報発信を中心に行っている段階であり、他の組織との責任や役割分担が現状では不明瞭である点に課題がある。今後、企画運営協議会のスーパーバイズの下、取り組み全体の分析や評価、提言、渉外等の役割を担う組織として機能の拡充を図っていく必要がある。

9.4. 全体のまとめ

短期大学の理念・目的、各学科・専攻科の目的等を踏まえた「社会連携・社会貢献に関

する方針」を明記し、倉敷市や地元の産業界と連携した多様な社会連携・社会貢献活動を実施し、学内外に周知・公表している。さらに、予定されているキャンパス移転による地域活性化に向けた市民の期待に応えるべく、新たに地域連携委員会を設置する等、児島地区中心地での地域活動の実質化を図っている。以上のことから、本学は、社会連携・社会貢献を適切に実施していると判断できる。

第10章 大学運営・財務

第1節 大学運営

10.1. 現状説明

10.1.1.1. 短期大学の理念・目的、短期大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する短期大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：短期大学の理念・目的、短期大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

本学の理念・目的の実現に向けた管理運営については、倉敷市から委嘱を受けた委員による4年制大学化に関わる審議の結果、2009（平成21）年3月にまとめられた「倉敷市市立大学審議会答申」（根拠資料10-1-1）を受け、設置者として市の企画経営室が2009（平成21）年8月に作成した「倉敷市立短期大学の在り方等の検討結果報告について（以下「検討結果報告」という。）」（根拠資料1-7）に基づいている。この「検討結果報告」に基づき、本学は当面、短期大学として存続し、短期大学としての魅力を高め、より一層、地域社会への貢献の役割を果たすことが根本の基本方針となっている。

根拠資料1-7 「倉敷市立短期大学の在り方等の検討結果報告について」抜粋

- (1) 学科の特性を生かし、子育て支援への助言や研究施設を活用した地場企業との連携業務に積極的に取り組む
- (2) 入試制度の見直しや、地元企業との共同研究促進のための規定の整備などを行い、教育・研究機能を充実させる
- (3) 地元への就職を促進するインターンシップ制度を充実させる
- (4) 公開講座など、教育研究活動の成果を広く社会に提供する
- (5) 市内の他大学等と連携して、地域との連携事業に積極的に取り組む

2014（平成26）年末に成立した「まち・ひと・しごと創生法（2014（平成26）年法律第136号）」に基づき、倉敷市の地方版総合戦略として、2015（平成27）年9月にまとめられ2019（平成31）年に一部改訂された「倉敷みらい創生戦略（以下「創生戦略」という。）」（根拠資料10-1-2【ウェブ】）においては、倉敷市における本学の地方創生計画における役割が示され、卒業生の市内定着を推進するとともに、学内で運営する子育てカレッジを通じ、地域の子育て支援に注力するものとされた。創生戦略は、市の機関として、法に基づく倉敷市の地方創生計画において本学が担う役割であり、教育と研究の成果をもって果たすべき管理運営の方針が示されており、2014（平成26）年度から5年後の2019（平成31）年度までに具体的に達成すべき数値目標（重要業績評価指標・KPI）が示され、達成に向けて全学一体となって尽力した。1年延長し「第1期倉敷みらい創生戦略（2015（平成27）年度～2020（令和2）年度）実績報告書」（根拠資料10-1-3【ウェブ】）が作成されている。現在は2021（令和3）年度から2025（令和7）年度までの5

か年計画の「第2期倉敷みらい創生戦略」（根拠資料 10-1-4【ウェブ】）の実施期間中である。

根拠資料 10-1-3 「倉敷みらい創生戦略」抜粋要約

- ・市立短期大学内に設置している地域の親子等が活用できる親子交流広場を活用し、教員の指導の下で学生が育児相談に参加する子育てカレッジの利用者増を図る。
【重要業績評価指標】（KPI）（市立短期大学子育てカレッジの利用者延べ人数）
現状値 7,356人（2014年） → 目標値 9,000人
- ・市立短期大学と市内保育園との連携により、学生が保育士等として保育園で働きながら通学することにより、保育士志望者の市内保育園への定着を図る。
- ・市立短期大学服飾美術学科と市内の繊維関連企業等が連携し、新商品の開発やPR販売手法等の戦略を立案する。
- ・市立短期大学生の地元企業への就職につなげるため、地域経済を専門とする教員を採用し、授業を通じて地場産業の魅力を紹介する。
【重要業績評価指標】（KPI）（市立短期大学卒業生の市内就職者数）
現状値 28人（2014年） → 目標値 36人

本学の「大学管理運営に関する方針」は、検討結果報告による長期的な方針と、創生戦略による中期的（5年間）な方針から作成された「倉敷市立短期大学中長期ビジョン」（根拠資料 1-6）により構成されている。

「大学管理運営に関する方針」のうち、検討結果報告については、事務局が進捗状況を検証し、実現するための予算要求や庁内調整を行ない、その結果を企画運営協議会に報告している。また、創生戦略については、市全体の取り組みであり、本学を所管する企画経営室が市全体の進捗状況を管理しており、1年に1回、数値目標の達成状況の確認が行われている。

学内構成員に対する「大学管理運営に関する方針」の周知については、上記方針はその都度、教職員に説明し、年度冒頭の企画運営協議会及び教授会で明示して、全教職員・各種委員会で実現に向けて努力している。

10.1.1.2. 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点1：適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化

・ 教学組織（短期大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化 ・ 学生、教職員からの意見への対応
評価の視点 2：適切な危機管理対策の実施

本学は、「倉敷市立短期大学規程集」（根拠資料 10－1－5 【ウェブ】）のとおり、管理運営の骨格は、倉敷市の条例、規則、訓令に則っているほか、教授会や委員会等の学内組織関係のほか、専任教員の人事関係、教学関係については、学内規程を整備して管理運営を行なっている。

このうち学長については、「倉敷市立短期大学学長選考規程」（根拠資料 10－1－5 P.117）に基づき、専任教員による選挙により選出するものとしている。また、本学の職制は、「倉敷市行政組織規則」（根拠資料 10－1－5 P.13）3 章第 6 節第 32 条に則っており、職務は表 10－1－1 のとおりに定められている。

表 10－1－1 「倉敷市立短期大学教職員職務」抜粋

学 長	大学内の運営管理に関する全般を総括する
局 長	局内の事務を総括する
部長（学生部長）	教務、厚生等の業務を処理する
館 長	図書館の業務を処理する
学 科 長	所掌の事務を処理する（令和 6 年 4 月改定予定）
局 長 代 理	直属の上級職位にある者を補佐し、特定事務を掌理する
教 授 ・ 准教授 講 師 ・ 助 教	学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する
主 幹	直属の上級職位にある者を補佐し、特定事務を掌理する
主 任	直属の上級職位にある者を補佐し、特定事務を掌理する

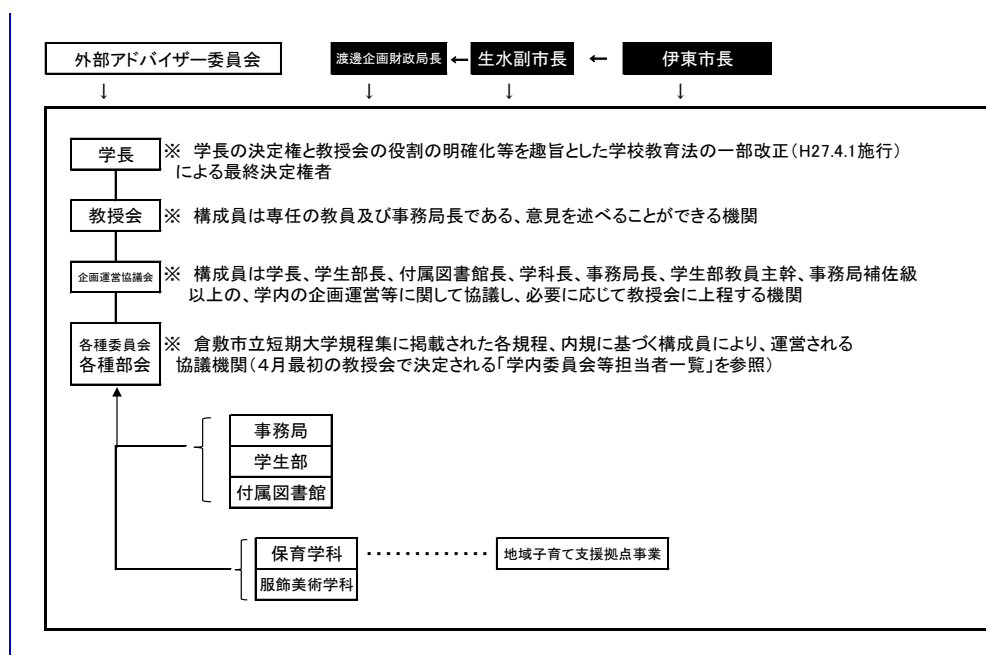


図 10-1-1 倉敷市立短期大学における管理運営の意思決定プロセス

本学の管理運営に関わる意思決定プロセスは、図 10-1-1 のとおり、事務組織である事務局、学生部及び附属図書館、教学組織である保育学科（専攻科を含む）及び服飾美術学科（専攻科を含む）、学内の事業組織である委員会・部会（「各種委員会組織図（2023（令和 5）年度）（2023（令和 5）年 4 月 4 日教授会資料）」（根拠資料 2-22）、「令和 5 年度学内委員会等担当者一覧」（根拠資料 6-7）の各課題を事前にそれぞれの学内機関が連携・協力して調整したうえ、教職員の管理職の協議の場である企画運営協議会において方針案を作成し、教授会において専任教員の意見を聴いた後に、学長が最終決定するものとしている。

「倉敷市立短期大学教授会規程」（根拠資料 10-1-5 P.57）

なお、本学では、2015（平成 27）年 4 月 1 日施行の学校教育法改正にともない、ガバナンス改革を行ない、学長の決定権を確認し、学則、教授会規程及び学位規程の市の規則及び訓令を同日付にて改正し、教授会の役割を学長が意思決定を行なうために意見を述べる場として位置付け直すとともに、人事関連規程等の学内諸規程を改正し、学長の決定権を明確にしている。

学生、教職員からの意見は事務局、学生部、全教職員が窓口となり、適正な対応を実施している。また、危機管理対策が必要な場合は、学長直属の危機管理委員会をはじめ、各委員会で適正な対応を実施している。新型コロナウイルス感染症拡大に伴う本学の意思決定には危機管理委員会が重要な役割を果たした。

10.1.1.3. 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点 1：予算執行プロセスの明確性及び透明性
・ 内部統制等

・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

本学は、毎年 10 月に市の財政課が示す翌年度の「予算編成方針」（根拠資料 10－1－6【ウェブ】）に基づいて予算要求を行い、財政課・市長の査定を経て予算編成を行なうものとしている。予算執行については、一部の事務事業を除き、倉敷市に準じて財務規則等に則った適正な執行のため、「教員研究費の流れ・共同研究費について」（根拠資料 10－1－7）等の物品購入運用マニュアルを教授会で配布している。こうして執行した予算の決算については、市全体の決算として、市の監査委員の審査を受けた後、翌年 10 月の総務委員会、市議会の決算特別委員会の審議を経て、市議会の承認を受ける必要がある。

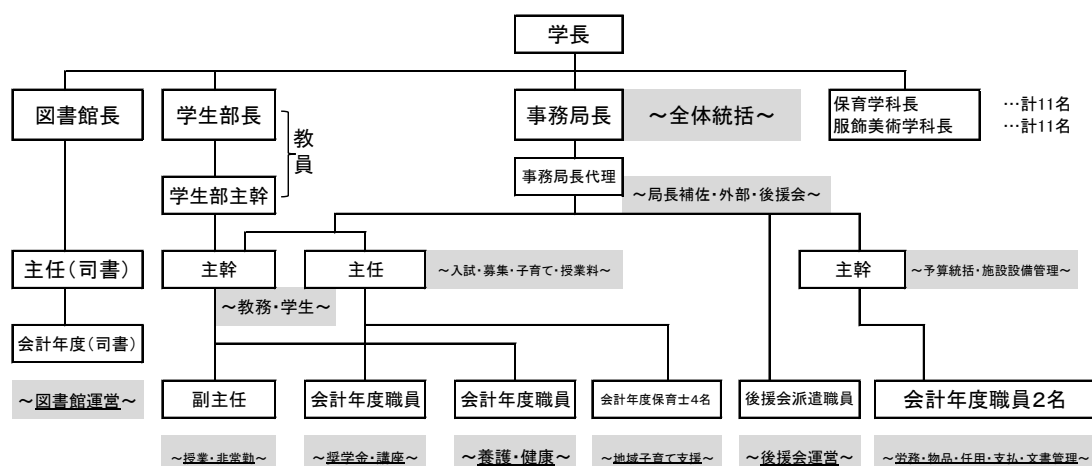
なお、科研費については、大学で直接執行するために、補正予算を編成する必要のある市の収入とせずに、実行委員会方式に準じ、学長名義の口座で管理し、執行に当たっては、事務局職員が確認したうえ、「倉敷市立短期大学科学研究費補助金経理事務取扱要領（根拠資料 10－1－5 P.181 根拠資料 8－20）」に基づき、事務局長の決裁を取得した後に支払が行われる体制を整えている。

10.1.1.4. 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点 1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・ 職員の採用及び昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用
- ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

本学の組織及び職制は、「倉敷市行政組織規則」（根拠資料 10－1－5 P.13）第 3 章第 6 節第 30 条及び第 31 条に則り、事務局、学生部及び付属図書館を置き、それぞれに局長、部長、館長を置いている。このうち、学生部長及び付属図書館長のほか、学生部主幹は、学内規程である「倉敷市立短期大学役付職員選考規程」（根拠資料 10－1－5 P.121）及び「倉敷市立短期大学学生部主幹選考規程」（根拠資料 10－1－5 P.124）により、学長が専任教員の中から指名するものとしている。次に、本学の事務組織の事務分掌は、「倉敷市行政組織規則」第 3 章第 6 節第 33 条に則って定められ、2023（令和 5）年度の事務職員は、図 10－1－2 のとおり配置されている。



大学運営全般を所管する事務局には、市の次長職の事務職員である事務局長以下、事務局長代理（課長級）１名、主幹（課長補佐級）１名及び会計年度任用職員２名が配置されているほか、後援会運営の派遣職員１名を管轄している。教務事務及び学生支援等を担当する学生部には、学長が専任教員より指名する学生部長と学生部主幹が置かれ、事務職員である主幹（課長補佐級）１名、主任（係長級）１名、副主任１名、会計年度任用職員１名、会計年度任用養護職員１名及び会計年度任用職員の保育士４名（親子交流広場等の子育てカレッジ事業）が配置されている。付属図書館の館長も学長が専任教員より指名しており、配置されている司書２名は、市の教育委員会が所管する市立図書館から異動した司書主任（係長級）１名と会計年度任用職員司書１名である。

短期大学事務局職員の基準・採用・昇任については、設置者である倉敷市の職員基準に基づき実施しており、人事考課に基づく職員の適正な業務評価と処遇改善については、正規の事務職員は、市の人事課の所管する「倉敷市人材育成基本方針」（根拠資料 10-1-8【ウェブ】）に則り、人事評価制度に基づいて、人事評価を受ける一方、自己申告書により自発的な異動の希望を表明できるようになっている。自己申告書を作成後、異動希望を含めた所属長ヒアリングを実施しており、その内容を反映させて、職員の人事異動・昇任及び職員体制の整備し、年度末の職員の人事異動の中で決定する。

教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）については、事務組織である事務局、学生部及び付属図書館と、教学組織である保育学科（専攻科を含む）及び服飾美術学科（専攻科を含む）が学内の事業組織である委員会で学内委員会等担当者一覧（根拠資料6－7）の分担で連携・協力して調整し、教職員の管理職の協議の場である企画運営協議会において方針案を作成し、教授会において専任教員の意見を聴いた後に、学長が最終決定するものとしている。各委員会等からの連絡・報告は、定期的に教授会で行っており、年度末までに、短大内の全組織が「短大組織自己点検・評価報告書」を作成し、外部アドバイザー委員会の実績報告の基資料となっている。

(内容の詳細は基準 2 の内部質保証で記載済。)

10.1.1.5. 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点 1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

正規の事務職員は、自己申告書により自発的な異動の希望を表明できるようになっている。会計年度任用職員については、「意向調査及びアンケート」を実施しているほか、研修機会を提供することによりモチベーションの維持・向上が配慮されている。大学教職員のスタッフ・ディベロップメント（SD）について、毎年、所管委員会が講師を招いて学内で実施しており、ほかにも、本学の事務職員は、市の職員研修所の実施するキャリア開発を目的とする職階研修の他、市の機関が実施する専門研修に加え、岡山県や国の関連機関等の実施する様々な研修機会が与えられている。大学の事務職員としての専門研修についても全国公立短期大学協会に加盟し、同協会の実施する研修にも参加できるため、事務職員の研修制度は非常に充実している状況にある。

また、新任教員は年度当初の新採用職員研修に参加し、市職員としての心得、仕組みだけでなく、設置者である市長の訓示を聞いている。

SDの講演会実績は短大内ホームページ：FD・SD講演会（根拠資料 6－13【ウェブ】）

10.1.1.6. 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

**評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
評価の視点 2：監査プロセスの適切性
評価の視点 3：点検・評価結果に基づく改善・向上**

本学内部の点検・評価・改善・向上の取り組みは、基準 2 の内部質保証で記載している。

本学の取り組みに対する、外部評価や学外者からの意見聴取については、学外の有識者を委員とし、教職員とオブザーバーとしての大学設置者も参加する外部アドバイザー委員会を開催し、その結果を教授会で報告するとともに学外に向けてホームページ上で公開している。「外部アドバイザー委員会報告書」（根拠資料 2－5【ウェブ】）

公開すべき範囲や内容については、企画運営協議会及び自己評価委員会、広報委員会、情報システム委員会等が検証を行いながら、個人情報の保護や透明性・公平性の原則等を前提に、できるだけ詳細な情報をわかりやすく伝えるよう努めている。情報公開請求への対応は、原則的には倉敷市の「情報公開条例」（根拠資料 10－1－9【ウェブ】）に準じた考えに基づいているが、「入試個人成績開示」（根拠資料 10－1－10【ウェブ】）等、独自の制度も整備している。財務情報の公開については、倉敷市の定めた範囲と方法に準じて行っている。

事務については、監査委員に関する事務に従事する市職員による監査事務局が設置されており、倉敷市監査基準（根拠資料 10－1－11【ウェブ】）に則り、隔年で定期監査がある。直近の令和4年度に本学で実施した定期監査で、改善を要する事項を指摘された監査の結果（根拠資料 10－1－12【ウェブ】）はホームページで公表され、本学が報告した措置内容も措置状況（根拠資料 10－1－13【ウェブ】）として公表されている。

また、倉敷市が外部に委託した専門家による包括外部監査も実施されており、2019（令和元）年には産学共同研究についての監査を受け、指摘事項及び意見の項目の改善をしている。

「令和元年度 包括外部監査報告書」（根拠資料 10－1－14【ウェブ】）

「令和元年度 包括外部監査 措置状況 1」（根拠資料 10－1－15【ウェブ】）

「令和元年度 包括外部監査 措置状況 2」（根拠資料 10－1－16【ウェブ】）

10.1.2. 長所・特色

大学全体の管理運営に関しては、小規模大学としての特色を生かし、事務局と教員が共同して教育研究活動の支援事務を分担することにより、円滑な運営がなされている。双方の長所・特性を生かした連携・協力体制が維持されることが重要である。

本学の理念・目的の実現に向けた「大学管理運営に関する方針」を実現するために、市の条例、規則、訓令により大学の位置付けを明確にするとともに、教授会や委員会等の学内組織関係のほか、専任教員の人事関係、教学関係の学内規程を整備している。また、企画運営協議会及び教授会を通し、「大学管理運営に関する方針」の意思決定プロセスに教職員が関わり、方針を共有する仕組みができており、「大学管理運営に関する方針」の検証プロセスも適切に機能している。

検討結果報告に示された方針のうち、（１）の「子育て支援への助言や研究施設を活用した地場企業との連携業務」については、保育学科において2011（平成23）年度より子育てカレッジ事業として、学内における子育て支援施設（親子交流広場）を運営し、服飾美術学科において人工気候室を地域の学生服製造事業者等が活用できる機会を設けているなど、公立大学として求められる地域連携については、特に力を注いでいる。（２）の「入試制度の見直し」については、2015（平成27）年度入試より、保育学科において後期の推薦制度に市内枠を設けているところであるが、市内学生の確保のため枠の増員を図っている。また、服飾美術学科においては、指定校推薦制度を導入している。（３）の「インターンシップ制度を充実」については、保育学科において授業科目に実習を取り入れ、学生の自主的な実習として保育所等におけるインターンを重視しており、服飾美術学科において授業科目（アパレル企業実習）に実習を取り入れている。（４）の「教育研究活動の成果を広く社会に提供する」については、本学独自の公開講座を実施しているほか、保育学科専攻科の学生においては、保育士資格を既に保有しているため、市内保育園で会計年度任用職員保育士として働いて地域の保育士不足のサポートができる仕組みが本庁関係部署の協力もあり構築されている。学生にとっても、経済面だけでなく就職活動にも大きなプラスとなっている。（５）の「市内の他大学等と連携」については、市内の大学と連携する大学連携講座を実施している。

一方、創生戦略に示された方針のうち、「市立短期大学服飾美術学科と市内の繊維関連

企業等が連携し、新商品の開発やPR販売手法等の戦略を立案する」については、毎年、産学共同研究事業を実施しており、2023（令和5）年度には総務省の資料で紹介されている。

「活力ある公立大学のあり方に関する研究会報告書」（根拠資料9－4【ウェブ】）

同様に、「市立短期大学生の地元企業への就職につなげるため、地域経済を専門とする教員を採用し、授業を通じて地場産業の魅力を紹介する」については、「地域経済」の担当教員を採用後、地域の事業者との交流を図りながら、地域経済に関わる教育研究を推進している。

倉敷市では、2022（令和4）年3月に倉敷市公共施設個別計画（根拠資料1－11【ウェブ】）を策定し、「倉敷市立短期大学」、「児島文化センター（ホール機能）」、「児島児童館」、「児島憩の家」、「倉敷ファッションセンター」について、児島地区市街地での複合化を検討することとし、その後、2023（令和5）年3月に策定した児島地区公共施設複合化基本構想（根拠資料1－12【ウェブ】）（以下「基本構想」という。）で、上記施設に加え、倉敷勤労者体育センター（体育館機能）と、児島市民交流センターも含めた検討を行い、児島地区市街地における公共施設の複合化に向けた基本的な方針を示し、新たな複合施設の整備場所として、児島公園の一部を活用することとなった。

2023（令和5）年10月に公表した倉敷市児島地区公共施設再編整備基本計画（根拠資料1－12【ウェブ】）は、基本構想に基づき、老朽化した公共施設の複合化などについて具体的な検討を行い、施設の整備に向けた基本方針や、整備する施設の規模、機能、組み合わせ、事業手法、概算事業費、整備スケジュール等を検討、整理し、今後の設計・施工等につなげることを目的とし、2024（令和6）年度に整備事業者の公募・選定を行い、2027（令和9）年中に竣工、移転等の開業準備を経て2028（令和10）年4月の供用開始を目指している。

10.1.3. 問題点

大学の管理運営が他の一般行政職の事務とは異なる特性を持っており、大学自治が守られるべきであることを設置者である市側に理解してもらうよう、数多くの情報を市長部局に発信しなければならない。

「令和5年度の設置者及び関係部署への御報告」（根拠資料10－1－17）

また、事務局職員が市からの異動職員であるため、短年度で短期大学を離れることもあり、蓄積された経験やノウハウ、事務的な技術の継承が困難であるという課題がある。

検討結果報告で示された方針に基づいて改革を進めているが、検討結果報告は2009（平成21）年8月にまとめられたものであるため、長期間が経過しており、今後は、「倉敷市立短期大学中長期ビジョン」（根拠資料1－6）を基盤に学内の各委員会と企画運営協議会・教授会が検討した上で、定期的に市の企画経営室と協議や見直す体制を構築しなければならない。

創生戦略に示された方針のうち、「保育士志望者の市内保育園への定着を図る」については、県外出身者は就職とともに出身地に戻る傾向が強いため、市内出身者の入学者を増やす取り組みとして市内出身者の枠を広げる措置を実施した。そのため、市内就職者数の割合は増えている。

本学の事務局及び学生部の事務系の職員は、正規の職員6名に会計年度任用職員3名で、専任教員の事務兼務に頼っている状況である。大学の事務事業は大きく変容してきており、地域連携が重視されるほか、学生活動の支援も重要な業務となっており、事務の負担は増大していることから、事務職員の増員を行なう必要があり、毎年人事課には要望している。

10.1.4. 全体のまとめ

管理運営のための体制、事務組織は基本的に整備され、短期大学の目的の達成を支援するという任務を果たすことが可能である。学長、両学科、教授会、各種委員会、事務局長の掌握する事務組織は、特に大きな問題なく機能している。

「学校教育法」の一部改正により、学長の権限が明確になり、迅速な学校運営・経営の意思決定が可能となっており、学長は、教授会と事務局長をとおしてリーダーシップを発揮し、FD・SD活動の発展にも力を注いでいる。特に、学生部長が学長のリーダーシップ発揮を支える役割を担っている。このように、本学の目的達成を支援するための管理運営組織、事務組織は整備され、連絡・連携も比較的スムーズに行える体制ができ、2023（令和5）年1月から学科長等を選挙から学長指名に変更し任期も見直し、2024（令和6）年4月から学科長の職務表記を改定するなど、これまで以上に短期大学の理念・目的を実現する体制が整ってきている。さらに、本学は小規模短期大学である特徴を活かし、PDCAサイクルを比較的柔軟に回していける状況にあり、社会的変化に迅速に対応できるようになっている。

第2節 財務

10.2.1 現状説明

10.2.1.1. 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

＜公立短期大学（公立大学法人を除く）＞

評価の視点1：設置者である県又は市の中・長期計画等にみられる短期大学の今後の展望

本学は倉敷市長が設置する公立短期大学であり、一般会計で運営されている。本学の財政的基盤は、即ち市の財政的基盤であり、市の財政状況は健全段階の範囲にある。

中・長期的な財政計画については、2020（令和2）年度から実施する「倉敷市行財政改革プラン2020」（根拠資料10-2-1【ウェブ】）が本学も含める倉敷市の中・長期的な財政計画に該当する。短期大学の今後の展望については全く表記がないが、2028（令和10）年からの短大移転に向けて、2022（令和4）年3月の「倉敷市公共施設個別計画2022～2031」（根拠資料1-11【ウェブ】）、2023（令和5）年3月の「児島地区公共施設複合化基本構想」（根拠資料1-12【ウェブ】）、2023（令和5）年10月の「倉敷市児島地区公共施設再編整備基本計画」（根拠資料1-13【ウェブ】）において、短大の継続・整備に向けた基本方針だけでなく、地域貢献・地域活性化などが求められている。

10.2.1.2. 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点1：短期大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

評価の視点2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

評価の視点3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

本学の財政的基盤は、倉敷市の財政的基盤と同一であり、直近である2022（令和4）年度の市の財政状況については、倉敷市監査委員作成の「令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書」（根拠資料10-2-2【ウェブ】）で、「黒字となっている。実質公債費比率については、当年度の単年度実質公債費比率が、令和元年度の当該比率を下回ったことにより、前年度と比較して0.4ポイント改善の2.5%となっている。資金不足比率については、いずれの会計においても資金不足額を生じていないため、数値として表示されない。このように、本市の健全化判断比率は早期健全化基準を、資金不足比率は経営健全化基準を、いずれも下回っている。また、当年度の将来負担比率については、将来負担額の減少と充当可能基金の増加により改善している。」となっており、本市の比率は、いずれも国の示す基準では財政の健全段階の範囲であり、本学の財政的基盤は確立されている。

なお、参考として、倉敷市の直近の財政資料の「令和３年度倉敷市財務書類」（根拠資料 10－２－３【ウェブ】）を添付した。

予算編成については、市の予算編成指針に基づいて策定し、予算、決算等については議会の承認を得ることとなっている。健全な財政運営を行い教育研究活動の遂行を図るものとなっている。予算計上にあたっては、限られた予算の範囲内で緊急度の高いものから優先し、順次配分計上している。また、各教員・学科からの要望については、これを９月頃までに取りまとめ、事務局に報告することとなっている。これに基づき、事務局で予算を計上し、倉敷市の財政担当部局に予算要求を行い、市長査定を経て、議会に予算議案として提出する。

また、歳入歳出決算についても、予算決算委員会で審議承認を得るとともに、倉敷市監査委員の審査を経た上で、「令和４年度倉敷市決算審査意見書」（一般会計）（根拠資料 10－２－４【ウェブ】）を議会に報告し、承認を得ている。これらは、議会終了後、全て法令に基づき告示により住民に周知されている。

表10-2-1 「学校基本調査に合わせた収支状況」

単位:円

	年度	2018	2019	2020	2021	2022
収入	学校独自の収入	111,126,006	109,105,455	98,962,659	98,990,308	103,645,396
	公立学校の補助金	5,853,651	6,035,588	5,581,620	5,026,666	4,831,278
	合 計	116,979,657	115,141,043	104,544,279	104,016,974	108,476,674
支出	消費的支出	386,947,705	372,778,266	379,330,392	414,940,294	405,583,677
	資本的支出	6,745,762	7,451,259	10,191,069	6,340,489	6,235,492
	合 計	393,693,467	380,229,525	389,521,461	421,280,783	411,819,169
倉敷市一般財源充当額		276,713,810	265,088,482	284,977,182	317,263,809	303,342,495
科学研究費補助金収入		1,885,000	1,560,000	0	0	1,898,000

※「科学研究費」は倉敷市の会計外で資金管理を行なっているため、学校経費及び倉敷市決算においては「大学の収入」として計上していない。

公立短期大学における収入・支出等に関する資料（様式８）の抜粋版である表 10－２－１の「学校基本調査に合わせた収支状況」は、大学独自の収入額（地方交付税を除く）と、市の人事課が管理する専任教員の退職金と事務会計年度任用職員の人件費を含めた支出額を示したものであり、文部科学省の学校基本調査における学校経費の調査項目に合わせたものである。下段の倉敷市一般財源充当額は、収支の差額であるが、大学に対する地方交付税を含めた大学運営に必要な市の負担額を示している。

収入・支出に関しては、「教員研究費の流れ・共同研究費について」（根拠資料 10－１－７）及び「倉敷市立短期大学科学研究費補助金経理事務取扱要領」（根拠資料 8－20）、「倉敷市立短期大学科学研究費間接経費取扱要領」（根拠資料 8－21）により、適正に処理を行っている。

収入に関しては、学生納付金を主たる財源としているが、設置者の収入として、2020（令和２）年度に開始された修学支援新制度による減額分の授業料等を含め、必要相当額が財政課に交付されているが、短大関係だけの交付額の抽出は不可能といわれている。

また、当該短期大学における損益計算書の財務関係比率については、昨年度決算では人件費比率が教職員の正職員 30 名分で 73% と比率が高い。

「令和 4 年度倉敷市一般会計決算書及び付属書類（P. 116～119）」

（根拠資料 10－2－5 【ウェブ】）

また、教育の教育研究活動を安定して遂行するために必要な個人研究費は毎年確保し、それ以外でも百万円を超える共同研究費の確保など、教育研究活動の充実に向けた財政基盤を確立しているといえる。

2023（令和 5）年 4 月の教授会資料「令和 5 年度教員研究費配分表」（根拠資料 8－9）

「令和 5 年度 共同研究費予算配分一覧表」（根拠資料 8－11）

実績は別冊資料 様式 5「短期大学基礎データ」（表 8）教員研究費内訳参照。

外部資金については、科学研究費補助金の採択件数が少なく、必ずしも十分とはいえない状況にあるため、今後も特色を生かした研究成果に基づく科学研究費補助金等の申請を教員に促すことによって、外部資金の受け入れ・獲得の増収につなげることが望まれる。

10.2.2. 長所・特色

予算編成や予算執行については、市の機関であることから、最大限の透明性を求められ、予算の編成及び執行には各段階において多くのチェックを受け、最終的には議会の承認を取得しなければならず、学費を負担する学生や保護者のみならず、運営費の不足額を負担している市民に対する説明責任を有する自覚を常に持つことを義務付けられている。一部の研究事務、入試関連事務、子育てカレッジ事業、公開講座事業については、外部の実行委員会に事業を委託する形式を取っているが、これは当該事務に市外業者との随意契約や教職員の立て替え払いを要する予算執行が必要であり、複数の見積徴収や入札を求める市の財務規則に則っては支障を来すためであり、市の了解のもとに一定の柔軟性をもって行なえるようにしている。

市の財政状況が厳しいため、無駄のない予算執行が恒常的に求められていることから、予算の範囲内で緊急度の高いものから優先し順次配分計上しているが、短期大学の目的を達成するための教育研究活動に対する予算は確保されている。公立の短期大学であることを最大限に生かし、透明性のある財務状況を保証することができる。

10.2.3. 問題点

倉敷市の財政状況は、現時点では盤石であるが、他の自治体と同様に、倉敷市においても税収の落ち込みや少子高齢化社会の進展による扶助費の増加が予想される一方、都市機能の充実や防災対策等の投資的事業が必要とされており、中長期的には大学の運営費は削減を求められる可能性が高く、外部資金の活用を図る必要があり、科研費の申請件数を増やす取り組みが求められている。また、今回の移転により、多額の公金が短大関係で必要となることもあり、低い水準である入学金の増額や駐車料金・施設運営費の徴収など、大学独自の収入を増やし、市の負担額を減らす努力・検討が必要である。

10.2.4. 全体のまとめ

現時点では倉敷市の財政状況に不安はなく、検討結果報告に基づき大学改革を推進し、様々な効果が上がっているが、検討結果報告は既に作成後、長期間が経過しているため、今後は、企画運営協議会が主体となり、大学設置者である市の企画経営室や市の財政を司る財政課と意見交換を行い、市の財政状況を踏まえた大学独自の中・長期的な財政計画を策定し、教職員で情報を共有し、財政状況の先行きの陰しさを見据え、学内から自発的に大学改革につなげていく必要があると思われる。

また、適正な歳出のための運用が事務職員の異動により担保されないこともあり、事務局内の体制・マニュアルを整えるとともに、厳正な事務の執行をするために、運用規程を整備する必要がある。

終章

本学は、倉敷市直営の公立短期大学として、倉敷市全体の長期計画である「倉敷市第七次総合計画」（2021（令和3）年度～2030（令和12年）度）及び中期計画である「倉敷市行政改革計画 2020」を踏まえて、地域志向の教育研究活動と、それらを通じた地域社会を担う人材の育成、地域活性化への貢献に努めると同時に、倉敷市及び地域の関連機関や施設、団体等との関係をとおして、多様な観点から市民の評価を受けてきた。本学は、地域の力によって育てられてきた公立短期大学であると言える。こうした地域の期待に応えるには、短期大学としての質を保証することが不可欠であるため、今回の認証評価の受審に向けた自己点検・評価により、本学全体の長所と課題をより明確に把握し、学内で共有できたことは非常に有益であった。

とりわけ、2028（令和10）年4月に予定されている新キャンパスへの移転に対しては、倉敷市児島地区のまちづくりの一翼を担う事業として、地元産業界を始め市民から大きな期待が寄せられている。移転予定先は中心市街地の好立地にあり、本学が有する2つの学科及び専攻と関連する施設と複合化される計画であることから、産官学の多様な連携や協働をとおして、教育研究の質の更なる向上と地域実践活動の一層の充実を図ることができる。今後、移転がもたらす効果を最大限に高めるべく、本学が掲げる中長期ビジョン「地域に開かれ、地域と協働する市立短期大学」の下、学習成果の適切な把握及び評価を始めとする内部質保証システムの点検と改善を自主的、主体的に進めるとともに、社会への説明責任を果たしていく考えである。